

## 目 次

### ○第1号（9月1日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	3
開会・開議	4
町長挨拶	4
諸般の報告	4
日程第 1 会議録署名議員の指名	4
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 報告第 7号 健全化判断比率及び資金不足比率報告について	5
日程第 4 議案第46号 吉岡町特別職の職員の給与の特例に関する条例等の 一部を改正する条例	7
日程第 5 議案第47号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正 する条例	9
日程第 6 議案第48号 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関す る条例及び吉岡町職員の互助団体に関する条例の一 部を改正する条例	12
日程第 7 議案第49号 吉岡町議会議員及び吉岡町長の選挙における選挙運 動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	13
日程第 8 議案第50号 吉岡町福祉医療費支給に関する条例等の一部を改正 する条例	15
日程第 9 議案第51号 吉岡町自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業 との調和に関する条例	17
日程第10 議案第52号 吉岡町いじめ防止等のための組織に関する条例	20
日程第11 認定第 1号 令和3年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定につい て	23
日程第12 認定第 2号 令和3年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決 算認定について	33

日程第13	認定第3号	令和3年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	35
日程第14	認定第4号	令和3年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について	38
日程第15	認定第5号	令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	40
日程第16	認定第6号	令和3年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	43
日程第17	認定第7号	令和3年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について	46
日程第18	認定第8号	令和3年度吉岡町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について	51
日程第19	議案第54号	令和4年度吉岡町一般会計補正予算(第4号)	58
日程第20	議案第55号	令和4年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第2号)	61
日程第21	議案第56号	令和4年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	62
日程第22	議案第57号	令和4年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	63
日程第23	議案第58号	令和4年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	65
日程第24	議案第59号	令和4年度吉岡町水道事業会計補正予算(第1号)	66
日程第25	議案第60号	令和4年度吉岡町下水道事業会計補正予算(第1号)	68
日程第26	同意第1号	吉岡町教育委員会教育長の任命について	69
日程第27	同意第2号	吉岡町教育委員会委員の任命について	71
散会			72

**○第2号(9月2日)**

議事日程 第2号	73
本日の会議に付した事件	73
出席議員	74
欠席議員	74
説明のため出席した者	74

事務局職員出席者	7 4
開 議	7 5
日程第 1 一般質問	7 5
◇富岡大志君	7 5
◇廣嶋 隆君	9 5
◇富岡栄一君	1 1 4
◇山畑祐男君	1 2 5
散 会	1 4 6

### ○第3号（9月5日）

議事日程 第3号	1 4 7
本日の会議に付した事件	1 4 7
出席議員	1 4 8
欠席議員	1 4 8
説明のため出席した者	1 4 8
事務局職員出席者	1 4 8
開 議	1 4 9
日程第 1 一般質問	1 4 9
◇金谷康弘君	1 4 9
◇飯島 衛君	1 6 8
◇小池春雄君	1 8 3
散 会	2 0 0

### ○第4号（9月14日）

議事日程 第4号	2 0 1
本日の会議に付した事件	2 0 3
出席議員	2 0 4
欠席議員	2 0 4
説明のため出席した者	2 0 4
事務局職員出席者	2 0 4
開 議	2 0 5
日程第 1 委員会議案審査報告（総務産業・文教厚生 各常任委員長報告）	2 0 5

日程第 2	議案第 46 号	吉岡町特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	210
日程第 3	議案第 47 号	吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	211
日程第 4	議案第 48 号	吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び吉岡町職員の互助団体に関する条例の一部を改正する条例	211
日程第 5	議案第 49 号	吉岡町議会議員及び吉岡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	212
日程第 6	議案第 50 号	吉岡町福祉医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例	212
日程第 7	議案第 51 号	吉岡町自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例	212
日程第 8	議案第 52 号	吉岡町いじめ防止等のための組織に関する条例	213
日程第 9	委員会議案審査報告（予算決算特別委員長報告）		213
日程第 10	認定第 1 号	令和 3 年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について	215
日程第 11	認定第 2 号	令和 3 年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について	215
日程第 12	認定第 3 号	令和 3 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	216
日程第 13	認定第 4 号	令和 3 年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について	216
日程第 14	認定第 5 号	令和 3 年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	217
日程第 15	認定第 6 号	令和 3 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	217
日程第 16	認定第 7 号	令和 3 年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について	218
日程第 17	認定第 8 号	令和 3 年度吉岡町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について	218
日程第 18	議案第 54 号	令和 4 年度吉岡町一般会計補正予算（第 4 号）	218
日程第 19	議案第 55 号	令和 4 年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算	

	(第2号) .....	2 1 9
日程第20	議案第56号 令和4年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予 算(第1号) .....	2 1 9
日程第21	議案第57号 令和4年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算 (第1号) .....	2 2 0
日程第22	議案第58号 令和4年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正 予算(第1号) .....	2 2 0
日程第23	議案第59号 令和4年度吉岡町水道事業会計補正予算(第1号) .....	2 2 1
日程第24	議案第60号 令和4年度吉岡町下水道事業会計補正予算(第1号) .....	2 2 1
日程第25	議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について.....	2 2 1
日程第26	総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について.....	2 2 1
日程第27	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について.....	2 2 1
日程第28	議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について.....	2 2 1
日程第29	予算決算特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について.....	2 2 1
日程第30	議会議員の派遣について.....	2 2 3
町長挨拶	.....	2 2 4
閉 会	.....	2 2 5

# 令和4年第3回吉岡町議会定例会会議録第1号

令和4年9月1日（木曜日）

## 議事日程 第1号

令和4年9月1日（木曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 報告第 7号 健全化判断比率及び資金不足比率報告について  
(報告・質疑)
- 日程第 4 議案第46号 吉岡町特別職の職員の給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 5 議案第47号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 6 議案第48号 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び吉岡町職員  
の互助団体に関する条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 7 議案第49号 吉岡町議会議員及び吉岡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関す  
る条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 8 議案第50号 吉岡町福祉医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 9 議案第51号 吉岡町自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条  
例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第10 議案第52号 吉岡町いじめ防止等のための組織に関する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第11 認定第 1号 令和3年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について  
(提案・質疑・付託)
- 日程第12 認定第 2号 令和3年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(提案・質疑・付託)
- 日程第13 認定第 3号 令和3年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(提案・質疑・付託)

- 日程第14 認定第 4号 令和3年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(提案・質疑・付託)
- 日程第15 認定第 5号 令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(提案・質疑・付託)
- 日程第16 認定第 6号 令和3年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(提案・質疑・付託)
- 日程第17 認定第 7号 令和3年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について  
(提案・質疑・付託)
- 日程第18 認定第 8号 令和3年度吉岡町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について  
(提案・質疑・付託)
- 日程第19 議案第54号 令和4年度吉岡町一般会計補正予算(第4号)  
(提案・質疑・付託)
- 日程第20 議案第55号 令和4年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第2号)  
(提案・質疑・付託)
- 日程第21 議案第56号 令和4年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)  
(提案・質疑・付託)
- 日程第22 議案第57号 令和4年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)  
(提案・質疑・付託)
- 日程第23 議案第58号 令和4年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)  
(提案・質疑・付託)
- 日程第24 議案第59号 令和4年度吉岡町水道事業会計補正予算(第1号)  
(提案・質疑・付託)
- 日程第25 議案第60号 令和4年度吉岡町下水道事業会計補正予算(第1号)  
(提案・質疑・付託)
- 日程第26 同意第 1号 吉岡町教育委員会教育長の任命について  
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第27 同意第 2号 吉岡町教育委員会委員の任命について  
(提案・質疑・討論・表決)

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（13人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
8番	村越 哲 夫 君	9番	坂田 一 広 君
10番	飯島 衛 君	11番	平形 薫 君
12番	山畑 祐 男 君	13番	小池 春 雄 君
14番	岩崎 信 幸 君		

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総 務 課 長	高田 栄 二 君
企画財政課長	米沢 弘 幸 君	住 民 課 長	小林 康 弘 君
健康子育て課長	中島 繁 君	介護福祉課長	永井 勇一郎 君
産業観光課長	岸 一 憲 君	建 設 課 長	笹沢 邦 男 君
税務会計課長	中澤 礼 子 君	上下水道課長	大澤 正 弘 君
教育委員会事務局長	高橋 淳 巳 君	代表監査委員	石関 秀 一 君

---

## 事務局職員出席者

事 務 局 長 福 島 良 一 主 事 岸 美 穂



## 開会・開議

午前9時30分開会・開議

議長（岩崎信幸君） ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達していますので、令和4年第3回吉岡町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

---

## 町長挨拶

議長（岩崎信幸君） 町長より発言の申入れがありましたので、これを許可します。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 皆さん、おはようございます。

令和4年第3回吉岡町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶させていただきます。

本日、9月定例議会が議員各位の出席の下、開会できますことに心から感謝と御礼を申し上げます。

短かった梅雨が明けると一転、全国各地で最高気温の記録更新のニュースが報じられ、大変な暑い夏となりました。ここ数年続いた各地での局地的な豪雨による被害の報告は幾分減ったようにも思われますが、太平洋上に巨大台風の発生による暴風や大雨警戒の報道もあり、防災対策には一層気を引き締めたいと考えております。

さて、本定例会では、令和3年度の一般会計並びに特別会計、企業会計の決算認定をはじめとする議案14件、報告1件、認定8件、同意2件を上程させていただきました。何とぞ慎重審議の上、いずれも原案のとおり認定、可決、同意及び答申くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日は大変お世話になります。

---

## 諸般の報告

議長（岩崎信幸君） これより諸般の報告をいたします。

お手元に配付してある書面のとおりです。それをもって諸般の報告といたします。

それでは、議事日程（第1号）により会議を進めます。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岩崎信幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、吉岡町議会会議規則第119条の規定により、議長において12番

山畑祐男議員、13番小池春雄議員を指名します。

---

## 日程第2 会期の決定について

議長（岩崎信幸君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

会期については、議会運営委員会に付託してありますので、山畑委員長より委員長報告を求めます。

山畑委員長。

〔議会運営委員長 山畑祐男君登壇〕

議会運営委員長（山畑祐男君） 12番山畑です。

議会運営委員会からの報告を行います。

令和4年8月25日木曜日、午前9時半から全員協議会室において、委員全員、議長、副議長、執行側からは町長、副町長、関係課長、局長の出席の下、議会運営委員会を開催し、令和4年第3回定例会の会期及び会期日程について協議をいたしました。

本定例会の会期は、本日9月1日木曜日から9月14日水曜日までの14日間です。

一般質問は、9月2日金曜日と9月5日月曜日の2日間です。

なお、会期日程の詳細につきましては、お手元に配付したとおりでございます。

以上、報告といたします。

議長（岩崎信幸君） 委員長報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの委員長報告のとおり、会期を9月1日から14日までの14日間といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

山畑委員長、自席にお戻りください。

よって、会期は9月1日から14日までの14日間と決しました。

なお、日程はお手元に配付したとおりであります。

---

## 日程第3 報告第7号 健全化判断比率及び資金不足比率報告について

議長（岩崎信幸君） 日程第3、報告第7号 健全化判断比率及び資金不足比率報告についてを議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 報告第7号 健全化判断比率及び資金不足比率報告についてご説明を申し上げます。

町では、令和3年度の決算に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業ごとの資金不足比率を算定し、8月1日に監査委員の審査を受けましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により議会に報告するものでございます。

実質赤字比率、連結実質赤字比率は、赤字が発生していないため比率なしとなっております。実質公債費比率は7.6%で、前年度比0.3%のマイナス、将来負担比率は6.3%で、前年度比皆増となりました。

また、資金不足比率につきましては、資金不足額がないため比率なしとなっております。なお、詳細につきましては企画財政課長に説明をさせます。

議 長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 健全化判断比率及び資金不足比率報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであり、いずれも令和3年度の決算に基づき算定した数値となります。

なお、健全化判断比率とは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標のことをいいます。

初めに、実質赤字比率ですが、これは一般会計、学校給食事業特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率となります。令和3年度実質赤字額はありませんでしたので、実質赤字比率については比率なしとなっております。

次に、連結実質赤字比率ですが、これは一般会計、特別会計及び水道事業会計など、町の全ての会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率となります。令和3年度は全ての会計において赤字額はなかったため、連結実質赤字比率についても比率なしということになっております。

次に、実質公債費比率ですが、こちらは地方債の元利償還金と、これに準ずる一部事務組合や公営企業会計の地方債の償還に対する負担金等の準元利償還金などが標準財政規模のうちどのくらいの割合を占めるかを指標化したものとなります。

吉岡町の実質公債費比率は7.6%で、前年度比0.3%のマイナスとなりました。0.3ポイント、率が改善した要因としては、実質公債費比率の計算式において、分子の構成要因の1つである元利償還金は令和2年度と比較して増となりましたが、分母の構成要因

である町税や普通交付税の増などから標準財政規模が増加したことにより、令和3年度の単年度における比率が減少し、その結果、過去3か年の平均値を取る実質公債費比率が昨年度に引き続き改善されました。

なお、早期健全化基準は25%であり、吉岡町は基準以下となっています。

次に、将来負担比率ですが、将来負担比率は一般会計などの借入金や一部事務組合へ支払っていくべき負担金など、現時点において、将来町が負担すべき残高の程度を指標化しているものです。早期健全化基準は350%となっています。吉岡町の将来負担比率は6.3%で、前年度比皆増となっています。これは、充当可能財源等を将来負担額が上回ったため比率が発生しています。主な要因としては、令和3年度に地方債現在高の増に伴う将来負担額の増が発生したものととなります。

次に、資金不足比率ですが、水道事業会計及び下水道事業会計、いずれも資金の不足はなく、資金不足比率につきましては比率なしとなっています。

なお、監査委員から令和4年8月1日に審査を実施し、令和4年8月15日付で審査結果報告をいただいております。審査した結果、財政健全化に関する4指標については適正に算定されており、健全であるとのご意見をいただきました。

吉岡町の比率については、いずれの比率も早期健全化基準等を下回っておりますが、近年の大型事業実施に伴う起債の増などにより、来年度以降は実質公債費比率や将来負担比率など数値の悪化も懸念されます。今後必要な事業を着実に実施していくためにも、各事業の精査、自主財源の確保、また、国や県補助金及び交付税措置がある起債など特定財源の有効活用を図ることにより、より一層財政の健全化に取り組んでまいります。以上となります。

議長（岩崎信幸君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

---

#### 日程第4 議案第46号 吉岡町特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第4、議案第46号 吉岡町特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第46号 吉岡町特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、退職手当を算出する場合の給料月額を特例による減額後の給料月額とするためには、率ではなく額で規定する必要があるため、所要の改正を行うものであります。

その他、詳細につきましては総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

[総務課長 高田栄二君発言]

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

本条例は、山口教育長の任期が令和4年9月30日であり、当該任期満了時に退職手当が支給されることに伴い、退職手当の支給事務を共同処理する群馬県市町村総合事務組合より、退職手当の額を算出する場合の給料月額については、群馬県市町村総合事務組合退職手当支給条例第4条で「職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする」とされており、率による減額は、この一部を支給されない場合に該当し、特例減額前の給料月額で退職手当が計算されると解されるとの指摘を受けたため、特例減額後の給料月額で退職手当が支給されるよう、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

第2条の改正は、特別職の給料月額について、町長にあつては給料月額の100分の20、副町長及び教育長にあつては給料月額の100分の10を減ずるとする率による規定を、別表で定める額を給料月額とする額による規定に改めるものでございます。

次に、第3条の改正は、第2条の改正及び別表の追加に伴う技術的改正を行うものでございます。

次に、第4条の削除は、第2条の改正により、退職手当の額を算出する場合の給料月額が改正前の本条の規定によらずに特例減額後の給料月額と解されることとなるため、規定を削除するものでございます。

次に、別表の新設は、第2条の改正に伴い追加するものでございます。

議案書にお戻りください。

中段の附則をご覧ください。本条例の施行日を公布の日とするものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第46号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

## 日程第5 議案第47号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第5、議案第47号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第47号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、国家公務員に倣い、育児休業の取得回数制限及び非常勤職員の産後パパ育休の取得要件を緩和し、並びに非常勤職員の子の1歳以降の育児休業の取得を柔軟化するため、所要の改正を行うものであります。

その他、詳細につきましては総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援につきましては、令和3年8月10日に人事院が行った公務員人事管理に関する報告及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の中で、国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講ずる措置が明らかにされております。

当該措置のうち育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等に係る事項については、令和4年10月1日施行予定とされているため、町においても国家公務員に倣い、同様の措置を講じるため、当該措置のうち条例事項について、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表の1ページをご覧ください。

1ページ上段の第2条第4号本文の改正は、文言の整理を行うものでございます。

次に、1ページ中段の第2条第4号ア（ア）の改正は、非常勤職員の産後パパ育休の取得要件の緩和をするもので、産後パパ育休、子の誕生日から57日以内にする育児休業の

ことなんですけれども、の取得要件のうち、当該非常勤職員の任期の継続要件を「子が1歳6か月になる日まで」から「子の誕生日から57日目より6月を経過する日まで」に緩和するものでございます。

次に、1ページ下段から2ページ中段にかけてですけれども、第2条第4号のイの改正は、非常勤職員の子が1歳以上の期間における育児休業の取得要件の確認に係る規定の整理を行うもので、非常勤職員の子が1歳以上1歳6か月未満の期間における育児休業について、第2条の3第3号の改正により当該育児休業期間の初日が子の1歳到達日の翌日に限定されなくなることに伴い、当該育児休業期間の初日が子の1歳到達日の翌日である場合に限り、現行と同様に、所得要件の確認を不要とするよう、規定の整理を行うとともに、号の細分の整理を行うものでございます。

新旧対照表3ページをご覧ください。

3ページ上段の第2条の3第2号の改正は、字句の整理を行うものでございます。

次に、3ページ中段から4ページ上段の第2条の3第3号本文の改正は、非常勤職員の子が1歳以上1歳6か月未満の期間における育児休業について、特別な事情がある場合の柔軟な取得を可能とするもので、他の子の育児休業を承認するため育児休業を取り消した後、当該他の子が死亡した等の規則で定める特別な事情がある場合には、保育所に入所できない等の改正後の第2条の3第3号ウの規則で定める場合に該当すれば、子が1歳6か月になる日まで育児休業をできるものとするものでございます。

次に、4ページ及び5ページをご覧ください。

4ページ中段の第2号の3第3号ア及び5ページ中段の同号エの追加は、非常勤職員の子が1歳以上1歳6か月未満の期間における育児休業について、夫婦交代での取得を可能とするもので、非常勤職員の子の1歳到達日の翌日を育児休業の初日としなければならない要件を当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日の翌日以降に育児休業をする場合には、当該配偶者の育児休業期間の末日の翌日以前の日を初日とできるよう緩和するとともに、取得回数を1回までとするものでございます。

次に、4ページ下段から5ページ上段の旧第2条の3第3号ア及び同号イの改正は、同号アの追加に伴う技術的改正及び文言の整理を行うものでございます。

5ページをご覧ください。

5ページの下段から6ページ上段の第2条の4本文の改正は、非常勤職員の子が1歳6か月以上2歳未満の期間における育児休業について、特別な事情がある場合の柔軟な取得を可能とするもので、他の子の育児休業を承認するため育児休業を取り消した後、当該他の子が死亡した等の規則で定める特別な事情がある場合には、保育所に入所できない等の改正後の第2条の4第3号の規則で定める場合に該当すれば、子が2歳になる日までの育

児休業をできることとするものでございます。

次に、6ページ中段の第2条の4第1号及び同条第4号の追加は、非常勤職員の子が1歳6か月以上2歳未満の期間における育児休業について、夫婦交代での取得を可能とするものでございます。当該配偶者の育児休業期間の末日の翌日以前の日を初日とできるように緩和するとともに、取得回数を1回までとするものでございます。

次に、6ページ中段の旧第2条の4第1号及び第2号の改正は、同条第1号の追加に伴う技術的改正を行うものでございます。

次に、6ページ下段の第2条の5の削除は、育児休業法第2条の改正に伴う技術的改正です。

次に、6ページ下段から7ページ上段の第3条第5号の削除は、育児休業法の改正により、育児休業の取得回数が原則1回から2回までに緩和されるため、育児休業の承認申請の際に養育計画を育児休業等計画書により申し出て、当該育児休業の終了後3月以上の期間を経過すれば再度の育児休業を取得することができる現行の仕組みを削除するものでございます。

7ページをご覧ください。

7ページ上段の旧第3条第6号及び第7号の改正は、同条第5号及び第2条の5の削除に伴う技術的改正です。

次に、7ページ中段の旧第3条第8号の改正は、非常勤職員以外の任期付職員についても、非常勤職員同様に、任期の末日を育児休業期間の末日とする育児休業をしている場合について、任期の更新または引き続いての採用に伴い、更新前の任期の末日の翌日または引き続いての採用の日の育児休業期間の初日として再度の育児休業をすることができることとするとともに、文言の整理を行うものでございます。

次に、7ページ下段の第3条の2の追加は、育児休業法第2条の改正に伴う技術的改正改正でございます。

8ページをご覧ください。

第10条第6号の改正は、第3条第5号の削除による育児休業等計画書の仕組みの削除後も当該計画書により申し出た場合の再度の育児短時間勤務の取得の仕組みは存置するため、育児休業等計画書を育児短時間勤務計画書に改めるものでございます。

議案書の3ページをご覧ください。

附則をご覧ください。本条例の施行日は、令和4年10月1日とするものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

**議 長（岩崎信幸君）** 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。



〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第47号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

日程第6 議案第48号 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び吉岡町職員の互助団体に関する条例の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第6、議案第48号 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び吉岡町職員の互助団体に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第48号 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び吉岡町職員の互助団体に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

その他、詳細につきましては総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

本条例は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律、以下改正法と申し上げます。の施行により、令和4年10月1日から社会保険に加入しているパートタイムの再任用職員及び会計年度任用職員が地方公務員等共済組合法の規定に基づく共済組合、具体的には群馬県市町村職員共済組合の組合員に移行することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第1条による改正）をご覧ください。

第6条の2の改正は、社会保険に加入しているパートタイムの会計年度任用職員が群馬県市町村職員共済組合の組合員となり、当該組合が行う積立金等の福祉事業等が適用されることとなるため、常勤職員と同様にこれらの積立金等を給与の支払いの際に控除できるように改正するものでございます。

続いて、吉岡町職員の互助団体に関する条例新旧対照表（第2条による改正）、1ペー

ジはぐっていただいでご覧ください。

第2条第2項の改正は、社会保険に加入しているパートタイム再任用職員及び会計年度任用職員が群馬県市町村職員共済組合員に移行するため、互助団体を組織できる職員が現行と同様に常勤職員及び再任用短時間勤務職員となるよう、所要の改正を行うものでございます。

議案書にお戻りいただいて、中段の附則をご覧ください。

本条例の施行日を改正法の施行日である令和4年10月1日とするものであります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第48号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

## 日程第7 議案第49号 吉岡町議会議員及び吉岡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第7、議案第49号 吉岡町議会議員及び吉岡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第49号 吉岡町議会議員及び吉岡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、公職選挙法施行令の一部が改正されることに伴い、公費負担の対象となっている吉岡町議会議員及び吉岡町長の選挙の公費負担に関し、所要の改正を行うものです。

その他、詳細につきましては総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

町の選挙における公費負担については、令和2年6月12日に公布された公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、吉岡町議会議員及び吉岡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例が制定され、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ作成及び

選挙運動用ポスター作成の費用について公費負担とすることが可能となりました。

本議案は、令和4年4月6日に施行された公職選挙法施行令の一部を改正する政令により、最近における物価の変動等に鑑み、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動の公営に要する経費に係る限度額の引上げが行われたことを受け、本町における選挙公営についても国の選挙公営に準じて行うこととするため、所要の改正を行おうとするものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

第4条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担の額及び支払い手続について規定するものでございます。第2号は、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約する方式でない場合、いわゆる個別契約方式である場合の公費負担の限度額について定めるものですが、自動車の借入れについて「1日1万5,800円」、燃料代につきまして「1日7,560円」であったものを自動車の借入れについて、「1日1万6,100円」、燃料代については「1日7,700円」を上限に改めるものでございます。なお、運転手の雇用については、1日につき1万2,500円の上限から変更ございません。

続いて、2ページをご覧ください。

第6条は、選挙運動用ビラの作成に関する公費負担について定めるものでございます。公費負担の限度額について、1枚当たりの限度額「7円51銭」を「7円73銭」に改めるものでございます。

第8条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担の額及び支払い手続について規定するものであります。

こちらに関しても、公費負担の限度額の算定に要する単価を改正し、選挙運動用ビラの作成の有償契約を締結した候補者が町選挙管理委員会へ届け出た当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの単価と7円73銭のいずれか小さい額に当該契約に基づいて作成されたビラの枚数と公職選挙法第142条第1項第7号に規定する枚数のいずれか少ない枚数を乗じて得た金額とするため改正を行うものでございます。

3ページをご覧ください。

第11条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担の額及び支払い手続について規定するものでございます。

こちらに関しても、公費負担の限度額の算定に要する単価を改正し、選挙運動用ポスターの作成の有償契約を締結した候補者が町選挙管理委員会に届け出た当該契約に基づき作成されたポスター1枚当たりの単価と541円31銭に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額のいずれか小さい金額に当該契約に基づいて作成されたポスタ

一の枚数と当該選挙におけるポスター掲示場の数に1.1を乗じて得た数のいずれか少ない数を乗じて得た金額とするため、改正を行うものでございます。

続きまして、議案書をご覧ください。

下段の附則第1項施行期日につきましては、公布の日としたものでありまして、第2項については、施行日前に告示された選挙には適用しない旨を規定したものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第49号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

## 日程第8 議案第50号 吉岡町福祉医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第8、議案第50号 吉岡町福祉医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第50号 吉岡町福祉医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、福祉医療費の支給対象者を見直し、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間を対象とするため、所要の改正を行うものです。

その他、詳細につきましては住民課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

本条例改正は、2条立ての改正になります。

第1条が福祉医療費の支給対象年齢を「15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」を「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改正するもの、第2条が第1条の改正に伴い、条文に号ずれが生じたために改正するものになります。

第1条による改正の新旧対照表の1ページをご覧ください。

右側が旧で改正前、左側が新で改正後になります。

まず、第2条第3項の改正ですが、福祉医療費の支給対象者の見直しに伴い、第3条第1項第2号を削除したために生じた号ずれに対応するものとなります。

2ページをご覧ください。

第3条第1項の改正ですが、まず、第1号につきましては、支給対象年齢を「15歳に達する日以後の最初の3月31日まで」から「18歳に達する日以後の最初の3月31日まで」に改正するものとなります。

続いて、第2号につきましては、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで、入院費について支給対象とする規定でしたが、第1号に含まれることになるため、本号を削除するものとなります。

第3号以下につきましては、第2号を削除したことに伴い、それぞれの号を繰り上げるものとなります。

3ページをご覧ください。

第4条第2項につきましては、先ほどの第3条第1項第2号を削除したことに伴う号ずれに対応するものとなります。

第3項につきましては、18歳までの入院費の支給に関するものでありましたが、今回の改正に伴い、18歳まで福祉医療受給者証を交付することとなりますので、本規定を削除するものとなります。

4ページをご覧ください。

第6条につきましては、第3条の改正に伴う号ずれに対応するものとなります。

第7条については、同じく第3条の改正に伴う号ずれと、対象年齢を18歳までに拡大することに伴う改正となります。

5ページをご覧ください。

第9条及び第13条につきましては、同じく対象年齢を18歳までに拡大することに伴う改正となります。

次に、第2条による改正の新旧対照表1ページをご覧ください。右側が旧で改正前、左側が新で改正後になります。

こちらの規定は、群馬県福祉医療費補助金交付要綱の重度心身障害者医療費の見直しに伴い、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令で定める特別障害者手当の所得制限額に準じた所得制限を設ける規定であり、令和2年第4回定例会で議決されたものとなりますが、第1条の改正による号ずれが生じたために改正するものとなります。

議案書に戻っていただきまして、附則として、第1条が施行期日になります。

第1号は、第1条の規定及び次条の規定を令和5年4月1日から施行させるものとなり

ます。

第2号は、第2条による改正の規定については公布の日となります。

第2条は経過措置となります。

第1条の規定による施行の日以後に行われる医療に係る福祉医療費の支給について適用し、同日前に行われた医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例によるものとなります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第50号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第9 議案第51号 吉岡町自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第9、議案第51号 吉岡町自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第51号 吉岡町自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

自然環境、景観等と調和の取れた太陽光発電事業について必要な事項を定め、美しい自然環境及び魅力ある景観の維持を図り、もって吉岡町民の生活環境の保全に寄与するため、本条例を上程するものです。

詳細につきましては建設課長に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

太陽光発電設備につきましては、国の太陽光発電による固定価格買取制度が2012年から始まり、町内でも多くの場所で大小様々なものが設置をされております。設置された場所によっては、造成工事に伴う伐採等により土砂流出など、近隣住環境への悪影響も危

惧されるところでございます。

本条例は、太陽光発電設備が自然環境、景観及び近隣住環境に対して悪影響を与えぬよう、設備の設置や維持管理及び廃止などについて制限を設けるものでございます。

条例は、第1章総則から第4章雑則まで、章立て構成をしております。

主な内容について説明させていただきます。

第1条は、本条例の目的を規定したもので、町長申し上げた提案理由のとおりでございます。

第2条は、本条例の基本理念を定めたものです。

第3条は、本条例で使われる用語について定義をしておりますが、1号から7号まで、記載のとおりとなっております。

2ページをお願いします。

第4条及び第5条については、町及び町民の責務について、第2条の基本理念に基づき定めさせていただいております。

第6条は、土地所有者等の責務に関するもので、事業が行われる土地の適正な管理について、第7条は、事業者の責務に関するもので、関係法令及び条例を遵守し、自然環境、景観の保全等への配慮と近隣住民及び自治会との良好な関係の保持について定めております。

第8条は、保全地区について、自然環境、景観等と太陽光発電設備の設置との調和が必要な区域の指定について定めております。

第9条第1項については、保全地区を具体的に定めたもので、1号は、都市計画法第12条の4第1項の規定により定められた良好な商業集積地形成を目指す区域、具体的には、本町では近隣商業地域の用途が張られた区域で、大久保地区のジョイフル本田出店予定地の辺りから南、カインズ前橋吉岡店周辺までの間となっております。

2号は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域で、主に上野原地区の河川や沢の周辺となっております。

3号は、特に自然環境を保全することが必要となる区域、災害の危険性が高い区域に該当するもので、町長が指定をした区域となります。

第10条は、保全地区の変更及び解除についての規定、第11条は、事業者が許可申請または変更許可の申請をしようとする場合のあらかじめの事業計画の届出を規定、第12条は、事業者に対する事業計画の事前協議の手続を定めており、第2項では、近隣住民等に対する事業計画の説明会開催の義務づけ、第3項については、前項の説明会に関わる住民意見の申出、第4項は、前項の意見申出に対する当該事業者と近隣住民等との協議を定めたものとなっております。

第13条は、事業計画の許可の規定になりますが、保全地区内で行う事業、また事業区域の面積が500平米を超える事業を行う場合の許可手続について定め、第2項では、事業計画に定めるべき内容を1号から13号に掲げております。

4ページをお願いします。

第14条は、許可の基準を規定しており、第1項で許可の要件を1号から10号で定めており、第2項では許可ができない場合、第3項では吉岡町土地開発事業審議会に対する許可決定前の意見聴取を規定しております。

第15条は、事業計画の許可を受けた事業者の事業内容を変更する場合の規定、第16条は、許可事業者に対する事業内容の標識の掲示義務、第17条は、許可事業者に対する太陽光発電設備の搬入車両である旨の表示義務、第18条は、許可事業者に対する着手するときの届出、第19条は、許可事業者の工事完了後の届出及び町の検査及び検査結果に伴う措置等を定めたものとなります。

第20条は、太陽光発電事業の廃止の届出について、廃止届出とともに、解体、撤去、廃棄の措置も定めております。

第21条は、許可事業者の事業区域内の維持管理の規定。

6ページをお願いします。

第22条は、関係書類の保存及び閲覧についての規定、第23条は、事業計画の許可取消しの規定で、1号から7号まで定めております。

第24条は措置命令で、第1項では許可事業者の不適切な工事などの行為に対して、2項では、許可を得ていない、または許可取消しを受けた事業者が行う工事等の行為に対して工事停止や原状回復などの是正に必要な措置を定めたものです。

第25条は、本条例に基づく命令、許可の取消しを行ったときの違反事実の公表を定めたもので、事業者の氏名及び住所、取消内容の公表についての規定となっております。

第26条は、事業者等に対する報告または資料の提出規定、第27条は、町職員の事業者等への立入検査等についての規定、第28条は、許可申請及び変更許可申請の手数料を定めたもので、1号では新規の許可申請3万円、2号で変更許可の申請が2万円でございます。

第29条については、条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるとしたものでございます。

最後に、附則となりますが、第1条、この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行するもので、1号、第1章及び第2章並びに第29条の規定は、令和4年10月1日から施行、2号、第3章及び第4章（第29条を除く）並びに各条の規定は、令和5年4月1日から施行するものでございます。



第2条は、経過措置で、前条第2号の規定による施行の適用除外について規定をしたものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第51号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

## 日程第10 議案第52号 吉岡町いじめ防止等のための組織に関する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第10、議案第52号 吉岡町いじめ防止等のための組織に関する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第52号 吉岡町いじめ防止等のための組織に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、吉岡町におけるいじめ防止等のための取組の一層の充実を図るため、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、吉岡町いじめ問題対策連絡協議会、吉岡町いじめ問題対策専門委員会及び吉岡町いじめ問題再調査委員会の設置に関しまして、必要な事項を定めるものとなります。

なお、詳細につきましては教育委員会事務局長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

議案書の1ページをご覧ください。

本条例は、目次にあるとおり、第1章から第4章で構成されております。

まず、第1章総則の第1条は、本条例の趣旨について規定するものであり、先ほど町長が提案説明で述べたとおりでございます。

次に、第2章は、学校や教育委員会、地域の関係機関等と吉岡町のいじめ問題の対応に係る連携を確保するために設置する吉岡町いじめ問題対策連絡協議会に関しまして、必要な事項を定めるものでございます。

まず、第2条は、連絡協議会の設置について規定するものでございます。

第3条では、連絡協議会の所掌事務について規定するものでございます。

第4条は、連絡協議会の組織について規定するものでございます。

第5条は、連絡協議会の委員の任期につきまして規定するものでございます。

第6条は、連絡協議会の会長及び副会長について規定するものでございます。

第7条は、連絡協議会の会議について規定するものでございます。

2ページをご覧ください。

第8条は、委員の守秘義務について規定するものでございます。

第9条は、委任規定となりまして、この章に定めるほか、連絡協議会に対して必要な事項は教育委員会が別に定めると規定するものでございます。

続きまして、第3章では吉岡町いじめ問題対策専門委員会に関しまして、必要な事項を定めるものでございます。

まず、第10条は、専門委員会の設置について規定するものでございます。

第11条は、専門委員会の所掌事務について規定するものでございます。こちらにつきましては、第1号いじめ防止対策推進法の第14条第3項に規定するいじめ防止等のための対策に関することでは、さきにご説明した連絡協議会との円滑な連携の下、いじめ防止対策をより実効的に行う必要があるとき、また、その下、第2号の、こちらはいじめ防止対策推進法第28条第1項の各号に規定する重大事態に関すること、こちらの内容につきましては、第28条では児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、また、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき、教育委員会の諮問に応じまして、本委員会において調査審議するものでございます。

第12条は、専門委員会の組織について規定するものでございます。

第13条は、専門委員会の臨時委員について規定するものでございます。

第14条は、専門委員会の会議について規定するものでございます。

第15条は、委任規定となりまして、この章に定めるほか、専門委員会に関し必要な事項は教育委員会が別に定めると規定するものでございます。

第16条は、準用規定となり、専門委員の任期や守秘義務などにつきまして、さきにご説明した第2章のほうの連絡協議会の規定を準用するものとなります。

続きまして、第4章では、吉岡町いじめ問題再調査委員会に関しまして、必要な事項を定めるものでございます。

3ページをご覧ください。

まず、第17条は、再調査委員会の設置について規定するものでございます。

第18条は、再調査委員会の所掌事務について規定するものでございます。こちらは、学校や教育委員会、また前章の専門委員会が実施した重大事態の調査結果について、再度調査を行う必要があると町長が判断した場合に、町長の諮問に応じて本委員会において調査審議するものでございます。

第19条は、再調査委員会の委員の任期について規定するものでございます。

第20条は、委任規定となり、この章に定めるもののほか、再調査委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定めると規定するものでございます。

第21条は、準用規定となりまして、守秘義務や組織などにつき、さきにご説明いたしました連絡協議会や専門委員会の規定を準用するものとなります。

最後、附則といたしまして、第1項は施行日で、この条例は公布の日から施行するものです。

第2項は、吉岡町の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものです。

別紙新旧対照表附則第2項による改正をご覧ください。

本条例において新たに委員を組織したため、役職名が吉岡町いじめ問題対策連絡協議会委員から吉岡町いじめ問題再調査委員会臨時委員の報酬、日額8,800円を追加させていただくものでございます。

このように、本条例につきましては、吉岡町におけるいじめ防止等のための取組を一層の充実を図るためであり、重大事態が起きてから急遽このような附属機関を立ち上げることは困難である点からも、平時から連絡協議会をはじめとする組織を設置しておくものがあります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第52号は、文教厚生常任委員会に付託します。

ここで監査委員を入場させますので、暫時休憩とします。

再開を10時50分といたします。

午前10時29分休憩

---

午前10時50分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

---

## 日程第 1 1 認定第 1 号 令和 3 年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について

議長（岩崎信幸君） 日程第 1 1、認定第 1 号 令和 3 年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 認定第 1 号 令和 3 年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 3 年度吉岡町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

以下、詳細につきましては税務会計課長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） それでは、説明申し上げます。

本決算書は、1 ページから 3 8 4 ページまでとなっております、別冊として 1 ページから 1 8 8 ページまでの主要施策の成果説明書及び A 4 判でクリップ留めの令和 3 年度決算参考資料を添付しております。

別冊の主要施策の成果説明書は、一般会計から各特別会計の主要な施策の成果等について、課、局ごとに記載しております。

A 4 判クリップ留めの令和 3 年度決算参考資料につきましては、資料番号 1 として、一般会計主要事業決算状況一覧表、資料番号 2 として、一般会計歳入年次推移（収入済額）、資料番号 3 として、渋川地区広域市町村圏振興整備組合負担金の推移、資料番号 4 として、自治会関係支出金一覧表、資料番号 5 として、町債年度末現在高、資料番号 6 として、不納欠損額の年次推移、資料番号 7 として、一般会計繰越明許費繰越計算書、資料番号 8 として、引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障 4 経費（年金、医療、介護、子育て）その他社会保障施策に要する経費（令和 3 年度決算）、資料番号 9 として、用語解説を掲載しております。参考にご覧いただければと思います。

それでは、決算書の説明をいたします。

初めに、3 ページをお願いします。

一般会計歳入歳出決算書の実質収支に関する調書で、歳入総額は 9 5 億 6, 8 9 2 万 6, 4 1 2 円、歳出総額は 9 2 億 4, 6 9 4 万 3, 3 8 4 円、歳入歳出差引額は 3 億 2, 1 9

8万3,028円、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額は8,185万1,000円、実質収支額は2億4,013万2,028円でした。

前年度と比較しますと、歳入総額について9億6,123万6,654円の減、増減率では9.1%の減でした。歳出総額については11億5,839万6,753円の減、11.1%の減でした。

実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

続いて、4ページから7ページは一般会計歳入歳出決算書の歳入、8ページから11ページは、その歳出となっております。

12ページ、13ページは、歳入歳出事項別明細書の総括で、歳入の部となっております。

14ページ、15ページからの事項別明細書で説明いたします。

初めに、1款町税の収入済額合計は26億4,224万5,406円で、前年度と比較しますと1,116万5,958円の増、増減率では0.4%の増となっております。収納率は97.5%で、前年度と比較しますと0.4%の増でした。

1款1項の町民税の収入済額は12億6,434万3,182円、不納欠損額は150万8,413円、収入未済額は2,848万1,085円でした。不納欠損の該当者は、個人6人、法人8社、収入未済の該当者は、個人116人、法人49社でした。

2項固定資産税は、収入済額11億2,286万8,166円、不納欠損額は713万3,266円、収入未済額は2,960万1,317円でした。不納欠損の該当者は個人15人、法人11社、収入未済の該当者は197人でした。

3項軽自動車税は、収入済額8,424万5,184円、不納欠損額は2万4,300円、収入未済額は1,060万3,326円でした。不納欠損の該当者は個人1人、法人1社、収入未済の該当者は98人でした。

4項町たばこ税は、収入済額1億6,376万6,054円。

5項入湯税は、収入済額702万2,820円でした。

町税の収入状況等は、別冊の主要施策の成果説明書の42ページをご覧ください。

町民税個人、法人、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税の収入状況を記載しております。

また、不納欠損額については、別添の決算参考資料、資料番号6、不納欠損額の年次推移に記載しております。参考にご覧いただければと思います。

決算書14ページ、15ページに戻っていただきまして、2款地方譲与税は、収入済額9,139万6,000円、前年度比166万6,000円の増、1.9%の増でした。

16ページ、17ページに移りまして、3款利子割交付金は、収入済額200万6,0

00円、前年度比39万9,000円の減、16.6%の減でした。

4款配当割交付金は、収入済額1,634万9,000円、前年度比5,098万7,000円の増、57.8%の増でした。

5款株式等譲渡所得割交付金は、収入済額1,816万円、前年度比548万6,000円の増、43.3%の増でした。

6款法人事業税交付金は、収入済額2,215万7,000円、前年度比1,313万9,000円の増、145.7%の増でした。

7款地方消費税交付金は、収入済額4億8,129万5,000円、前年度比4,564万1,000円の増、10.5%の増でした。

8款ゴルフ場利用税交付金は、収入済額152万4,779円、前年度比23万4,548円の増、18.2%の増でした。

9款環境性能割交付金は、収入済額985万5,000円、前年度比140万2,000円の増、16.6%の増でした。

18ページ、19ページに移りまして、10款地方特例交付金は、収入済額7,099万8,000円、前年度比2,778万7,000円の増、64.3%の増でした。

11款地方交付税は、収入済額14億4,094万6,000円、前年度比3億281万3,000円の増、26.6%の増でした。

12款交通安全対策特別交付金は、収入済額372万3,000円、前年度比47万1,000円の減、11.2%の減でした。

別添の決算参考資料、資料番号9、用語解説の4ページから7ページには地方譲与税から交通安全対策特別交付金の解説を記載しております。参考にご覧いただければと思います。

決算書18ページ、19ページに戻りまして、下段、13款分担金及び負担金は、収入済額3,532万7,591円、前年度比676万2,031円の増、23.7%の増でした。

次ページに移りまして、主な内訳は、1項負担金1目民生費負担金2節児童福祉費負担金の中の保育運営費保護者負担金においては不納欠損額43万5,000円、収入未済額235万1,750円となっております。不納欠損の該当者は2人、収入未済の該当者は10人でした。

14款使用料及び手数料は、収入済額3,058万4,475円、前年度比16万7,866円の増、0.6%の増でした。

主な内訳は、2目土木使用料で、収入済額1,382万6,382円、2節住宅使用料は、収入済額1,089万9,400円、収入未済は358万6,780円で、収入未済

の該当者は6人でした。

24ページ、25ページに移りまして、上段、15款国庫支出金は、収入済額26億1,271万5,066円、前年度比14億9,702万4,190円の減、36.4%の減でした。国庫支出金の主なものは、1項1目1節児童運営費国庫負担金で、収入済額4億3,411万1,231円、中段、2項1目1節総務費国庫補助金の中で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億1,309万8,000円、26ページ、27ページ、上段、2項2目1節住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費補助金1億1,250万円、中段より少し下にいきまして、2項2目3節児童福祉費国庫補助金の中で、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金で4億2,000万円、28ページ、29ページ、中段、5目土木費国庫補助金の中で、地域連携道路事業費補助金(駒寄スマートIC)3億855万円、少し下に行きまして、地域連携道路事業費補助金(駒寄スマートIC)繰越明許で1億1,302万5,297円などでした。

30ページ、31ページに移りまして、下段、16款県支出金は、収入済額7億850万2,770円、前年度比594万6,109円の増、0.8%の増でした。

県支出金の主なものは、1項1目1節児童運営費県負担金、収入済額1億8,523万1,175円、2節障害者福祉費県負担金、収入済額1億2,317万3,563円でした。

38ページ、39ページに移りまして、下段、17款財産収入は、収入済額1,238万325円、前年度比674万3,773円の増、119.6%の増でした。

40ページ、41ページに移りまして、下段、18款寄附金は、収入済額2,118万1,000円、前年度比528万9,450円の増、33.3%の増でした。

次に、19款繰入金は、収入済額2,826万3,617円、前年度比1,329万2,351円の減、32.0%の減でした。

42ページ、43ページに移りまして、下段、20款繰越金は、収入済額1億2,482万2,929円、前年度比4,329万1,987円の減、25.8%の減でした。

21款諸収入は、収入済額3億4,099万3,454円、前年度比1億8,821万1,139円の増、123.2%の増でした。

諸収入の主なものは、1項1目1節の延滞金で、収入済額674万5,324円、該当は1,435件でした。

次に、48ページ、49ページ下段、駒寄スマートIC大型車対応化事業に係る前橋市負担金1億8,977万625円、50ページ、51ページに移りまして、中段、同じく駒寄スマートIC大型車対応化事業に係る前橋市負担金(繰越明許)で6,998万9,844円などでした。

次に、22款町債は、収入済額8億5,350万円、前年度比3,520万円の減、4.0%の減でした。

別添の決算参考資料、資料番号5、町債令和3年度末現在高をご覧ください。

一般会計から水道事業会計の全会計では、85億2,439万8,381円で、前年度の合計と比較しますと2億5,009万5,326円の増、3.0%の増となっております。

決算書に戻っていただきまして、52ページ、53ページ、一番下の行で、歳入合計は、収入済額95億6,892万6,412円、不納欠損額は910万979円、収入未済額は6,896万7,438円でした。

次に、歳出の説明をいたします。

決算書54ページ、55ページは、歳出の総括となります。

56ページ、57ページからの事項別明細書で説明いたします。

初めに、1款議会費です。支出済額8,369万7,060円、前年度と比較しますと80万7,810円の減、1.0%の減でした。

58ページ、59ページに移りまして、2款総務費、支出済額7億9,577万6,284円、前年度と比較しますと22億4,739万3,483円の減、73.9%の減でした。主な支出は、60ページ、61ページ中段より少し下、1項1目12節委託料の中で、自治会事務委託料4,076万6,400円、62ページ、63ページに移りまして、18節負担金、補助及び交付金の中で、自治会振興助成金390万円、公益財団法人群馬県市町村振興協会魅力あるコミュニティ助成事業助成金200万円などでした。

事業内容については、決算参考資料、資料番号1、一般会計主要事業決算状況一覧表をご覧ください。

表紙をめくっていただきますと、款、項、目、事業名、決算額、予算額、決算額内訳と財源内訳、決算書の掲載ページ、事業内容及び実績、所管する課、局、室名等が記載されております。令和3年度実施事業の中の主要な事業を掲載しており、全部で35ページの資料となっております。

また、3年度につきましては、その後ろに、主要事業の中からコロナ関連だけを抜粋した資料を添付いたしました。全部で6ページとなっております。

各自治会の内訳などについては、別添の決算参考資料、資料番号4、令和3年度自治会関係支出金一覧表を参考にご覧いただければと思います。

なお、事業内容については、資料番号1の1ページの1番目、自治会事務委託は2番目、自治会活動支援事業に詳しい内容が記載されておりますので、参考にご覧いただければと思います。



決算書に戻っていただきまして、66ページ、67ページ中段で、5目財産管理費の中の14節工事請負費で、役場庁舎エレベーター更新工事2,206万1,600円を支出しております。事業内容は、建設時に設置されたエレベーターの老朽化に伴い、保守部品の供給停止により、故障時の復旧が困難になることや、現行の建築基準法施行令に対応するため、更新工事を行いました。

次に、6目企画費の中で、ふるさと納税推進事業は、資料番号1の2ページ下段に記載しております。10節需用費から13節使用料及び賃借料まで総事業費は合計で615万9,892円支出しております。ふるさと納税については、寄附件数、個人1,017件で寄附額は1,453万8,000円、企業版ふるさと納税は4件、寄附額600万円でした。

次に、72ページ、73ページ下段、12目電子計算費、支出済額1億2,475万1,927円、主な支出は、12節委託料の中で、一括処理委託料1,431万9,800円、13節使用料及び賃借料の中で、ハードウェアリース料2,063万6,314円、次ページに移りまして、施設使用料1,980万円、システム使用料2,430万2,300円などでした。

次に、決算書82ページ、83ページに移りまして、下段3款民生費は、支出済額37億4,534万2,152円、前年度と比較しますと8億7,711万7,120円の増、30.6%の増となっております。

主な支出は、86ページ、87ページ中段より少し上、1項1目19節扶助費、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金1億1,250万円、該当者は1,125件でした。新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある方々の生活や暮らしの支援として、令和3年度分の町民税均等割が非課税である世帯及び令和3年1月以降の家計急変世帯に臨時特別給付金として、1世帯当たり10万円を支給しました。

決算参考資料、資料番号1では6ページに記載しております。

決算書に戻っていただきまして、96ページ、97ページ中段より少し下で、2項1目児童福祉総務費19節扶助費、支出済額4億3,860万円。子育て世帯への臨時特別給付金、内容は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯については力強く支援し、未来を拓く観点から、ゼロ歳から高校3年生までの児童を養育している者に対し、児童1人当たり10万円を給付しました。

次に、2項2目児童手当費、支出済額4億535万8,912円、主な支出は、98ページ、99ページ上段、19節扶助費4億243万5,000円を支出しております。内容は、児童手当3億9,483万5,000円、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金760万円となっております。

次に、3目児童保育費、支出済額10億8,392万2,047円で、主な支出は、決算参考資料、資料番号1の13ページ下段に記載しております。子どものための教育・保育給付事業で、12節委託料で保育所運営委託料7億318万2,930円、18節負担金、補助及び交付金で施設型給付費は2億6,295万7,389円支出しております。

決算書に戻りまして、100ページ、101ページ下段、5目学童保育事業費、支出済額2億5,973万4,086円、主な支出は、次ページに移りまして、上段、14節工事請負費、支出済額2億1,775万6,000円、明治第2学童クラブ建設工事で、共働き世帯の増加による学童クラブのニーズの高まりを受けて、明治小学校区の待機児童対策として新たな学童保育施設の建設を2か年で計画しました。令和2年度に用地買収を行い、3年度は、定員160名の学童クラブ施設を建設しました。決算参考資料、資料番号1では16ページに記載しております。

決算書102ページ、103ページ中段で、4款衛生費、支出済額8億5,946万3,736円、前年度と比較しますと1億9,894万2,047円の増、30.1%の増でした。主な支出は、106ページ、107ページ中段より少し下、1項1目保健衛生費2目予防費12節委託料で、2億7,194万8,982円支出しております。うち、コロナ予防接種関係の内容については、決算参考資料、資料番号1の18ページに記載しております。

決算書に戻りまして、112ページ、113ページ中段、2項清掃費で主な支出は、1目し尿処理費18節負担金、補助及び交付金の渋川広域負担金（し尿運営等）3,302万4,000円、2目塵芥処理費12節委託料の中で一般ごみ収集委託料4,314万2,000円、18節負担金、補助及び交付金で渋川広域負担金（ごみ運営等）で1億1,109万8,000円などでした。

次に、5款労働費は、支出済額1,249万6,230円、前年度と比較しますと51万9,018円の減、4.0%の減でした。

次ページに移りまして、6款農林水産業費は、支出済額3億2,571万7,207円、前年度と比較しますと1,622万2,234円の増、5.2%の増でした。主な支出は、決算書120ページ、121ページ、5目農地費18節負担金、補助及び交付金の中で、群馬用水施設緊急改築事業償還負担金1,289万8,552円、下段にいきまして、6目地籍調査費12節委託料の中で、地籍調査業務委託料1,012万円、復元測量等業務委託料626万2,300円などでした。事業内容については、決算参考資料、資料番号1の24ページ上段に記載しております。

決算書に戻りまして、122ページ、123ページ上段、8目農業集落排水事業費27節繰出金で、下水道事業会計への繰出金が1億3,612万3,000円でした。

次に、124ページ、125ページに移りまして、中段、7款商工費は、支出済額1億6,682万5,388円、前年度と比較しますと912万7,284円の増、5.8%の増でした。主な支出は、126ページ、127ページ上段、1項1目18節負担金、補助及び交付金の中で、元気応援券（コロナ関連）6,206万6,000円、内容としては、新型コロナウイルス感染症の影響により冷え込んだ地域経済を活性化するため、町民1人当たり3,000円の商品券を配布し、町内の小規模事業者及び町民の支援を行いました。決算参考資料、資料番号1では25ページに記載しております。

決算書126ページ、127ページに戻っていただきまして、2目観光費14節工事請負費2,829万2,000円、温泉施設改修工事、内容としては、よしおか温泉リバーとピア吉岡男女サウナ室改修工事で1,848万円、よしおか温泉リバーとピア吉岡源泉ポンプ入替工事533万5,000円、よしおか温泉リバーとピア吉岡ロビー系統空調機更新工事で447万7,000円支出いたしました。

続いて、8款土木費は、支出済額13億6,472万2,829円、前年度と比較しますと4億9,562万5,481円の増、57.0%の増でした。主な支出は、決算書130ページ、131ページ中段で、2項2目道路維持費12節委託料の中で、道路台帳電子化・公開型GIS導入業務委託（コロナ関連）1,155万円。コロナ禍において町民や事業者が窓口を訪れることなく、オンライン上での道路台帳図の閲覧を可能にし、利用者の利便性の向上と人と人の接触機会を減らすことによる感染リスクの低減を目的に、道路台帳電子化及び公開型GISの導入を行いました。

次に、下段、3目道路新設改良費で1億5,091万3,371円、主な支出は、次ページにいきまして、中段、14節工事請負費で6,712万8,000円、内容としては、町道改良工事（単独）で2,245万3,000円、こちらは町道金竹西・吉開戸線ほか1路線と町道十二地区2号線ほか1路線改良工事、その下、道路改良工事（単独）（繰越明許）2,244万円は、町道三宮・駒寄線道路改良工事、その下、道路改良工事（補助）1,682万6,000円、町道熊野・吉開戸線ほか1路線道路改良工事、その下、道路改良工事（補助）（繰越明許）540万9,000円も町道熊野・吉開戸線ほか1路線道路改良工事となっております。町道熊野・吉開戸線については、駒寄スマートICの東側に位置し、大型商業施設の出店が予定されている地域に接続する路線で、将来の交通混雑を防止するために拡幅改良工事を実施しました。

続いて、134ページ、135ページ中段、4項都市計画費、支出済額9億9,094万1,462円、主な支出としては、136ページ、137ページに移りまして、下段、2目都市施設費12節委託料の中で、駒寄スマートIC大型車対応化事業で5億5,542万3,000円、すぐ下、駒寄スマートIC大型車対応化事業（繰越明許）で1億9,

708万8,589円などとなっております。

駒寄スマートIC大型車対応化事業については、前橋市、吉岡町及びネクスコ東日本が連携し事業を実施し、令和3年7月より供用開始となりました。内容については、決算参考資料、資料番号1の29ページに記載しております。

決算書に戻りまして、138ページ、139ページ中段、3目下水道費27節繰出金で、下水道事業会計繰出金（公共下水道事業）で1億6,800万円支出しております。

下段にいきまして、9款消防費は、支出済額4億5,244万3,221円、前年度と比較しますと1億4,081万2,772円の減、23.7%の減でした。主な支出は、決算書140ページ、141ページ中段より少し下で、2目消防施設費18節負担金、補助及び交付金の中で、渋川広域負担金（消防救急等）で3億1,038万4,000円支出しました。

次ページに移りまして、下段、10款教育費、支出済額9億3,756万6,445円、前年度と比較しますと3億7,506万2,385円の減、28.6%の減でした。主な支出は、決算書146ページ、147ページ中段より少し下、1項2目13節使用料及び賃借料の中で、電算機器借上料1,475万3,640円、国のGIGAスクール構想に基づき小中学校に導入した全児童生徒用情報端末等のリース料です。

次に、148ページ、149ページ上段、1項2目27節繰出金500万円、学校給食事業特別会計繰出金（食材費助成分）、食材費を助成することで、学校給食の充実を図りました。

次に、156ページ、157ページ中段より少し下で、2項2目27節繰出金で、駒小中学校給食事業特別会計繰出金（給食費補助分）822万8,900円、同じく、明小学校給食事業特別会計繰出金（給食費補助分）664万7,150円、児童の保護者が負担する給食費に対して、児童1人当たり1万450円を補助することを目的として、学校給食事業特別会計へ繰り出しを行いました。

続いて、その下、3目学校建設費で、主な支出は、14節工事請負費の中で、明小照明設備更新工事3,974万6,850円、こちらは、照明設備の老朽化に伴い、省エネ対応の器具に更新しました。すぐ下、駒小エレベーター改修工事（繰越明許）825万円、こちらは、地震時等の安全対策が現在の建築基準法施行令を満たしていなかった既存のエレベーターを修繕工事することにより安全性の向上を図りました。

決算書162ページ、163ページに移りまして、中段、3項3目学校建設費14節工事請負費の中で、トイレ改修及び給水設備更新工事（繰越明許）1億6,066万6,000円、内容としては、トイレの洋式化、乾式への改修を行うと同時に、老朽化した給水設備の更新を行いました。

すぐ下、16節公有財産購入費1,000万円、21節補償、補填及び賠償金5,300万円、こちらは、生徒数の増加や校舎の増築により校庭が手狭になってきたため校庭の拡張整備を行うため、令和3年度に契約を行った校庭に隣接する民地の買収費のうちの前払い金となっております。

次に、170ページ、171ページ中段、4項社会教育費4目文化センター費14節工事請負費の中で、舞台機構ワイヤーロープ及びマニラロープ交換工事916万8,500円、舞台機構の安全運転を第一に、開館以来おおむね8年ごとに改修工事を行い、今回3度目の工事となりました。

176ページ、177ページに移りまして、下段、6項1目給食センター費12節委託料の中で、調理業務等委託料5,235万7,800円支出しております。

178ページ、179ページに移りまして、11款災害復旧費の支出はございませんでした。

次ページに行きまして、12款公債費は、支出済額5億289万832円、前年度と比較しますと917万549円の増、1.9%の増でした。

13款諸支出金は、支出済額2,000円、前年度と比較しまして6,000円の減、75.0%の減でした。

次ページに移りまして、14款予備費の支出はございませんでした。

一番下の行、歳出の総額は92億4,694万3,384円、翌年度繰越額は3億3,401万1,000円、不用額は5億6,876万4,616円でした。

以上で一般会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**議長（岩崎信幸君）** 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

石関代表監査委員。

〔代表監査委員 石関秀一君登壇〕

**代表監査委員（石関秀一君）** ご報告申し上げます。

令和3年度吉岡町一般会計歳入歳出決算につきまして、令和4年8月3日、監査委員坂田一広さんと共に監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された一般会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。

なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をご覧ください。以上です。

議 長（岩崎信幸君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております認定第1号は、予算決算特別委員会に付託します。

---

## 日程第12 認定第2号 令和3年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について

議 長（岩崎信幸君） 日程第12、認定第2号 令和3年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 認定第2号 令和3年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

以下、詳細につきましては税務会計課長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） それでは、決算書の187ページをお願いします。

実質収支に関する調書で、歳入総額は1億2,270万7,141円、歳出総額は1億2,258万4,847円、歳入歳出差引き額は12万2,294円、実質収支額も同額の12万2,294円でした。前年度と比較しますと、歳入総額については1,400万1,884円の増、増減率では12.9%の増でした。歳出総額については1,393万2,265円の増、増減率では12.8%の増でした。

次に、188ページ、189ページをお願いします。

令和3年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算書の歳入となっております。

190ページ、191ページは、その歳出です。

192ページ、193ページは、歳入歳出事項別明細書総括の歳入です。

194ページ、195ページの事項別明細書で説明いたします。

1款給食費納入金は、収入済額9,576万4,726円、収入未済額は235万7,

024円でした。

1項1目給食費納入金1節現年度分で9,456万4,256円、内訳として、教職員給食費840万6,970円、給食センター職員等給食費95万4,000円、児童生徒給食費8,520万3,286円、2節過年度分は120万470円となっております。

別添の主要施策の成果説明書の166ページをご覧ください。

下段の(3)に給食費の収納状況を記載しております。未納額内訳で、現年度分101万7,334円は、47人、35戸、過年度分は、133万9,690円で63人、57戸でした。

決算書194ページ、195ページに戻りまして、中段、2款繰入金は、収入済額2,686万3,300円で、内訳としまして、給食費補助分繰入金として、明小、駒小、吉中3校合わせまして2,186万3,300円、食材費助成分繰入金として500万円を繰り入れました。

3款繰越金は、収入済額5万2,675円、前年度からの繰越金です。

4款諸収入は、収入済額2万6,440円は給食費の試食代等によるものです。

一番下の行に行きまして、歳入合計は、収入済額1億2,270万7,141円、収入未済額は235万7,024円でした。

次に、歳出の説明をいたします。

196ページ、197ページは、事項別明細書総括の歳出です。

198ページ、199ページの事項別明細書で説明いたします。

1款学校給食費は、支出済額1億2,258万4,847円で、内容は1項1目学校給食費15節原材料費で、給食用食材料費として1億2,254万5,947円と、26節公課費、消費税分として3万8,900円支出いたしました。

一番下の行へ行きまして、歳出の総額は、支出済額1億2,258万4,847円、不用額は64万3,153円でした。

以上で学校給食事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

**議長(岩崎信幸君)** 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

石関代表監査委員。

[代表監査委員 石関秀一君登壇]

**代表監査委員(石関秀一君)** ご報告申し上げます。

令和3年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算につきまして、令和4年8月5日、監査委員坂田一広さんと共に監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された学校給食事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。

なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をご覧ください。以上です。

議長（岩崎信幸君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております認定第2号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

### 日程第13 認定第3号 令和3年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（岩崎信幸君） 日程第13認定第3号 令和3年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 認定第3号 令和3年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

以下、詳細につきましては税務会計課長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） それでは、決算書の203ページをお願いします。

実質収支に関する調書で、歳入総額は19億1,390万6,255円、歳出総額は18億6,774万879円、歳入歳出差引き額は4,616万5,376円、実質収支額も同額の4,616万5,376円でした。前年度と比較しますと、歳入総額につきましては4,681万5,221円の増、増減率では2.5%の増でした。歳出総額については1,494万8,379円の増、0.8%の増でした。

次に、204ページ、205ページをお願いします。



令和3年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書の歳入となっております。

206ページ、207ページは、その歳出です。

208ページ、209ページは、歳入歳出事項別明細書総括の歳入です。

210ページ、211ページからの事項別明細書で説明いたします。

1款1項国民健康保険税は、収入済額4億2,205万7,790円、不納欠損額397万7,740円、収入未済額7,836万5,074円でした。不納欠損の該当者は11人、収入未済の該当者は324人でした。

国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分とに分かれ、その現年課税分と滞納繰越分となっております。

別冊の主要施策の成果説明書167ページをご覧ください。

国保加入世帯数及び被保険者数が年度ごとに記載されております。参考にご覧いただければと思います。

決算書210ページ、211ページに戻りまして、2款一部負担金は収入済額はございませんでした。

次ページに移りまして、3款使用料及び手数料は収入済額9,449円、4款国庫支出金は収入済額147万6,000円、5款県支出金は収入済額13億3,045万5,105円、6款財産収入は収入済額1万9,186円で、国保基金利子です。

次ページに移りまして、7款繰入金は、収入済額1億2,264万3,709円でした。内訳は、1項1目1節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）6,517万5,330円、2節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）3,594万836円、3節職員給与費等繰入金854万6,283円、4節出産育児一時金等繰入金325万7,400円、5節財政安定化支援事業繰入金4,511万円、6節その他一般会計繰入金で521万2,860円は、福祉医療実施に伴う国庫負担金削減分繰入金となっております。

次に、8款繰越金は、収入済額1,429万8,534円でした。

続いて、9款諸収入は、収入済額2,294万6,482円でした。主なものは、216ページ、217ページに移りまして、3項雑入、収入済額1,407万3,662円でした。

次ページ、一番下の行に行きまして、歳入合計は、収入済額19億1,390万6,255円、不納欠損額397万7,740円、収入未済額7,836万5,074円でした。

次に、歳出の説明をいたします。

決算書220ページ、221ページは、事項別明細書総括の歳出です。

222ページ、223ページからの事項別明細書で説明いたします。

1 款総務費は、支出済額 9 2 0 万 4, 2 8 3 円。

次ページに移りまして、2 款保険給付費は、支出済額 1 2 億 9, 6 5 6 万 4, 6 2 2 円、主な支出は、1 項の療養諸費で、支出済額 1 1 億 2, 7 4 9 万 4, 3 1 9 円、中段より少し下の 2 項の高額療養費で、支出済額 1 億 6, 2 8 6 万 8, 2 3 9 円。

次ページ、2 2 6 ページ、2 2 7 ページに移りまして、中段の 4 項出産育児諸費 4 8 8 万 8, 4 1 0 円のうち、1 目出産育児一時金 1 8 節負担金、補助及び交付金は、支出済額 4 8 8 万 6, 1 0 0 円で、該当者は 1 2 人でした。

5 項 1 目葬祭費は、支出済額 1 1 5 万円、該当者は 2 3 人でした。

別冊の主要施策の成果説明書の 1 7 0 ページ、1 7 1 ページをご覧ください。

療養給付費の年度別の支出額や内訳等を記載しております。

1 7 2 ページには、出産育児一時金、葬祭費、高額療養費支給額の年度別の件数や支給額等を記載しております。参考にご確認いただければと思います。

決算書に戻っていただきまして、2 2 6 ページ、2 2 7 ページ下段で、3 款国民健康保険事業費納付金、支出済額 5 億 1, 1 4 4 万 3, 3 3 6 円で、内訳として、1 項医療給付費分は支出済額 3 億 3, 8 7 6 万 5, 5 3 5 円。

2 2 8 ページ、2 2 9 ページに移りまして、2 項後期高齢者支援金等分、支出済額 1 億 2, 8 8 1 万 6, 4 7 7 円。

3 項介護納付金分、支出済額 4, 3 8 6 万 1, 3 2 4 円となっております。

続いて、4 款共同事業拠出金は、支出済額 3 3 円でした。

5 款保健事業費は、支出済額 1, 9 4 7 万 7, 4 2 9 円、内訳として、2 3 0 ページ、2 3 1 ページに移りまして、1 項特定健康診査等事業費で、支出済額 1, 0 9 4 万 8, 7 2 1 円、2 項保健事業費は、支出済額 8 5 2 万 8, 7 0 8 円、2 目疾病予防費 1 2 節委託料の中で、糖尿病重症化予防委託料は 3 6 8 万 5, 0 0 0 円、1 8 節負担金、補助及び交付金で、人間ドック補助金 2 6 8 万円、該当者は 1 3 4 人でした。

6 款基金積立金は、支出済額 1, 8 8 0 万円でした。

次ページに移りまして、7 款公債費、支出はございませんでした。

8 款諸支出金、支出済額 1, 2 2 5 万 1, 1 7 6 円。

9 款予備費の支出はございませんでした。

一番下の行に行きまして、歳出の総額は、支出済額 1 8 億 6, 7 7 4 万 8 7 9 円、不用額は 3, 6 1 4 万 5, 1 2 1 円でした。

以上で国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

石関代表監査委員。

〔代表監査委員 石関秀一君登壇〕

代表監査委員（石関秀一君） ご報告申し上げます。

令和3年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、令和4年8月5日、監査委員坂田一広さんと共に監査をいたしましたので、報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された国民健康保険事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。

なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をご覧ください。以上です。

議長（岩崎信幸君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております認定第3号は、文教厚生常任委員会に付託します。

これより休憩を取ります。再開を午後1時といたします。

午前11時55分休憩

---

午後 1時00分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） 先ほど認定第3号で提案させていただいた中で、決算書214ページ、215ページ中段の7款繰入金5節財政安定化支援事業繰入金の金額を誤って申し上げてしまいました。「4,511万円」と申し上げましたが、正しくは「451万1,000円」でしたので、訂正をお願いします。大変申し訳ございません。

議長（岩崎信幸君） 今中澤課長より訂正の申出がありましたけれども、それでよろしいですね。

〔「異議なし」の声あり〕

---

#### 日程第14 認定第4号 令和3年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（岩崎信幸君） 日程第14、認定第4号 令和3年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別

会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 認定第4号 令和3年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

以下、詳細につきましては税務会計課長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） それでは、決算書の237ページをお願いします。

実質収支に関する調書で、歳入総額は402万2,925円、歳出総額も同額の402万2,925円ということで、歳入歳出差引き額、実質収支額ともにゼロ円です。前年度と比較しますと、歳入総額については61万4,398円の増、増減率では18.0%の増でした。歳出総額についても61万4,398円の増、18.0%の増でした。

続いて、238ページ、239ページをお願いいたします。

令和3年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算書の歳入となっております。

240ページ、241ページは、その歳出です。

242ページ、243ページは、歳入歳出事項別明細書総括の歳入です。

244ページ、245ページの事項別明細書で説明いたします。

1款貸付事業収入は、収入済額395万6,925円、収入未済額は1億214万728円、内訳としまして、1項1目貸付事業収入1節貸付金元金回収金過年度分は、収入済額351万7,024円、収入未済額8,450万7,384円、収入未済の該当者は22人でした。2節貸付金利子回収金過年度分は、収入済額43万9,901円、収入未済額は1,763万3,344円、収入未済の該当者は22人でした。

別冊の主要施策の成果説明書175ページから180ページまでは、貸付金及び貸付金財源等年度別調書となっております。

180ページ下段は、令和3年度資金別調定額及び回収額調書となっております。ご確認いただければと思います。

決算書244ページ、245ページに戻りまして、2款県支出金は、収入済額6万6,

000円でした。

一番下の行に行きまして、歳入合計は、収入済額402万2,925円、収入未済額1億214万728円でした。

次に、歳出の説明をいたします。

決算書246ページ、247ページは、事項別明細書総括の歳出です。

248ページ、249ページの事項別明細書で説明いたします。

1款1項総務管理費は、支出済額8万9,670円。

2款1項繰出金は、393万3,255円で、一般会計への繰出金です。

3款1項予備費の支出はございませんでした。

一番下の行へ行きまして、歳出の総額は、支出済額402万2,925円、不用額は19万5,075円でした。

以上で住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

**議長（岩崎信幸君）** 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

石関代表監査委員。

〔代表監査委員 石関秀一君登壇〕

**代表監査委員（石関秀一君）** ご報告申し上げます。

令和3年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算につきまして、令和4年8月5日、監査委員坂田一広さんと共に監査をいたしましたので、報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された住宅新築資金等貸付事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。

なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をご覧ください。以上です。

**議長（岩崎信幸君）** ただいま提案理由の説明と監査委員報告がありました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**議長（岩崎信幸君）** 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております認定第4号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第15 認定第5号 令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議 長（岩崎信幸君） 日程第15、認定第5号 令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 認定第5号 令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

以下、詳細につきましては税務会計課長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） それでは、決算書の253ページをお願いします。

実質収支に関する調書で、歳入総額は14億8,910万7,529円、歳出総額は14億6,145万522円、歳入歳出差引き額は2,765万7,007円、実質収支額も同額の2,765万7,007円でした。前年度と比較しますと、歳入総額については1,229万8,125円の増、増減率では0.8%の増でした。歳出総額については3,241万8,698円の増、2.3%の増でした。

次に、254ページ、255ページをお願いします。

令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書の歳入となっております。

256ページ、257ページは、その歳出です。

258ページ、259ページは、歳入歳出事項別明細書総括の歳入です。

260ページ、261ページからの事項別明細書で説明いたします。

1款保険料は、収入済額3億7,526万932円、不納欠損額84万8,300円、収入未済額308万1,068円でした。不納欠損の該当者は31人、収入未済の該当者は49人でした。

1項1目第1号被保険者保険料1節現年度分特別徴収保険料、収入済額3億4,524万5,400円、収入未済額のマイナス8万2,800円は、死亡等による払戻し分です。2節現年度分普通徴収保険料は、収入済額2,814万6,507円、収入未済額は137万8,793円、3節滞納繰越分普通徴収保険料は、収入済額186万9,025円、不納欠損額84万8,300円、収入未済額は178万5,075円でした。

別冊の主要施策の成果説明書182ページをご覧ください。

年度ごとの第1号被保険者数、徴収額等を記載しております。参考にご確認いただければと思います。

決算書260ページ、261ページに戻りまして、中段の2款国庫支出金は、収入済額2億8,211万7,744円で、主なものは、1項国庫負担金で、収入済額2億4,266万3,204円で、現年度分介護給付費負担金です。

262ページ、263ページに移りまして、3款支払基金交付金は、収入済額3億7,100万9,000円、4款県支出金は、収入済額2億4,27万2,809円で、主なものは、1項県負担金で、収入済額1億9,541万7,809円でした。

264ページ、265ページに移りまして、5款財産収入は、収入済額1,245円。

6款繰入金は、収入済額2億782万7,590円でした。

7款繰越金は、前年度からの繰越金で4,777万7,580円でした。

266ページ、267ページに移りまして、8款諸収入は、収入済額84万6,290円でした。

一番下の行に行きまして、歳入合計は、収入済額14億8,910万7,529円、不納欠損額84万8,300円、収入未済額934万5,482円でした。

次に、歳出の説明をいたします。

決算書268ページ、269ページは、事項別明細書総括の歳出です。

270ページ、271ページの事項別明細書で説明いたします。

1款総務費は、支出済額1,742万9,976円。

272ページ、273ページに移りまして、2款保険給付費は、支出済額13億4,252万9,355円、主な支出は、1項介護サービス等諸費、支出済額12億4,271万9,017円。

次ページに移りまして、中段より少し下、2項介護予防サービス等諸費、支出済額2,840万9,471円。

次ページに移りまして、下段、4項高額介護サービス等費、支出済額2,965万4,866円。

次ページに移りまして、下段、6項特定入所者介護サービス等費、支出済額3,717万9,783円でした。

280ページ、281ページに移りまして、3款財政安定化基金拠出金は支出ございませんでした。

4款地域支援事業費、支出済額5,614万3,106円。主な支出は、1項包括的支援事業・任意事業費、支出済額2,502万8,742円。

次ページに移りまして、中段、2項介護予防・生活支援サービス事業費、支出済額3,

063万4,130円でした。

284ページ、285ページに移りまして、5款諸支出金、支出済額2,407万5,085円。主な支出は、1項償還金及び還付金で、支出済額2,330万7,085円でした。

別冊の主要施策の成果説明書183ページ中段から185ページをご覧ください。

給付状況が記載してあります。参考にご確認いただければと思います。

決算書284ページ、285ページに戻っていただきまして、6款予備費の支出はございませんでした。

次ページに移りまして、7款基金積立金、支出済額2,127万3,000円。

一番下の行へに行きまして、歳出の総額は、支出済額14億6,145万522円、翌年度繰越額3,360万円、不用額は3,794万2,478円でした。

以上で介護保険事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**議長（岩崎信幸君）** 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

石関代表監査委員。

〔代表監査委員 石関秀一君登壇〕

**代表監査委員（石関秀一君）** ご報告申し上げます。

令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、令和4年8月5日、監査委員坂田一広さんと共に監査をいたしましたので、報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された介護保険事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。

なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をご覧ください。以上です。

**議長（岩崎信幸君）** ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**議長（岩崎信幸君）** 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております認定第5号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第16 認定第6号 令和3年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算 認定について



議長（岩崎信幸君） 日程第16、認定第6号 令和3年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 認定第6号 令和3年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

以下、詳細につきましては税務会計課長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） それでは、決算書の291ページをお願いします。

実質収支に関する調書で、歳入総額は2億1,487万6,218円、歳出総額は2億1,070万3,618円、歳入歳出差引き額は417万2,600円、実質収支額も同額の417万2,600円です。前年度と比較しますと、歳入総額については678万1,715円の増、増減率では3.3%の増でした。歳出総額については689万715円の増、3.4%の増でした。

次に、292ページ、293ページをお願いします。

令和3年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算書の歳入となっております。

294ページ、295ページは、その歳出です。

296ページ、297ページは、歳入歳出事項別明細書総括の歳入です。

298ページ、299ページからの事項別明細書で説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料、収入済額1億5,699万4,700円、収入未済額30万9,800円、収入未済の該当者は13人でした。内訳としては、1項1目特別徴収保険料1節現年度分特別徴収保険料は、収入済額9,980万6,800円、収入未済額のマイナス10万6,600円は死亡等による払戻し分です。

2目普通徴収保険料1節現年度分普通徴収保険料は、収入済額5,707万1,900円、収入未済額は40万1,300円、2節滞納繰越分普通徴収保険料は、収入済額11万6,000円、収入未済額は1万5,100円でした。

2款繰入金、収入済額4,559万5,042円、内訳として、1項1目事務費繰入金910万6,975円、2目保険基盤安定繰入金は3,648万8,067円でした。

3款繰越金は、収入済額428万1,600円、前年度からの繰越金です。

4款諸収入、収入済額800万4,876円、主な収入は、次ページに移りまして、上段、4項受託事業収入で628万1,814円は、後期高齢者医療広域連合受託事業収入です。

一番下の行に行きまして、歳入合計は、収入済額2億1,487万6,218円、収入未済額は30万9,800円でした。

次に、歳出の説明をいたします。

302ページ、303ページは、事項別明細書総括の歳出です。

304ページ、305ページからの事項別明細書で説明いたします。

1款総務費は、支出済額922万2,554円、主な支出は、1項1目一般管理費12節委託料で、支出済額745万5,514円、内訳としまして、事務業務委託料117万3,700円、健康診査委託料628万1,814円でした。

続いて、2款後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額2億70万5,302円、内訳としては、1項1目18節負担金、補助及び交付金で、広域連合事務費等負担金710万6,235円、保険料等負担金1億5,711万1,000円、保険基盤安定負担金3,648万8,067円でした。

続いて、3款諸支出金、支出済額77万5,762円。

306ページ、307ページに移りまして、4款予備費の支出はございませんでした。

一番下の行へ行きまして、歳出の総額は、支出済額2億1,070万3,618円、不用額は489万7,382円でした。

以上で後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**議長（岩崎信幸君）** 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

石関代表監査委員。

〔代表監査委員 石関秀一君登壇〕

**代表監査委員（石関秀一君）** ご報告申し上げます。

令和3年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算につきまして、令和4年8月5日、監査委員坂田一広さんと共に監査をいたしましたので、報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。

なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をご覧ください。以上です。

議長（岩崎信幸君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております認定第6号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第17 認定第7号 令和3年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

議長（岩崎信幸君） 日程第17、認定第7号 令和3年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 認定第7号 令和3年度吉岡町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について、提案理由を申し上げます。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、別紙の令和3年度吉岡町下水道事業余剰金処分計算書（案）のとおり、利益剰余金を処分し、併せて、同法第30条第4項の規定により、令和3年度吉岡町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

詳細につきましては、上下水道課長に説明させますので、ご審議の上、可決及び認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 大澤上下水道課長。

〔上下水道課長 大澤正弘君発言〕

上下水道課長（大澤正弘君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

決算書311ページをお願いいたします。

目次となります。1の決算書類と2の決算附属書類に分類されております。

312、313ページをお願いいたします。

令和3年度吉岡町水道事業決算報告書をご覧ください。

款、項、決算額の順で説明をいたします。

初めに、1収益的収入及び支出、水道事業の経営活動に伴い発生する収支、決算でございます。

収入では、第1款水道事業収益、右ページ上段、決算額4億5,160万5,095円、

内訳として、第1項営業収益4億1,013万2,839円。主な収益は、水道使用料及び住宅建設に伴う水道の新規加入金です。なお、詳細につきましては、328ページ以降に水道事業会計・収益費用明細書を添付しておりますので、参考にご覧いただければと思います。

戻りまして、第2項営業外収益、決算額4,147万2,256円。主に、長期前受金戻入と下水道事業からの検針に関わる負担金です。

第3項特別利益、決算額ゼロ円。

次に、支出です。

第1款水道事業費用、決算額4億1,704万4,123円。内訳として、第1項営業費用3億8,558万4,493円、水道事業運営における維持管理費で、配水給水費や総係費などの事務経費や水道資産の目減り分である減価償却費も含まれております。

続いて、第2項営業外費用3,145万9,630円。企業債の利子償還金と消費税です。

第3項特別損失、ゼロ円。

第4項予備費、ゼロ円。

次に、314ページ、315ページをお願いいたします。

2 資本的収入及び支出。水道施設の整備に関する収支、決算でございます。

収入では、第1款資本的収入、右ページ上段、決算額4,221万781円。内訳として、第1項出資金2,000万円、町からの出資金でございます。出資目的は、老朽化した施設の更新など、経営基盤を強化することを目的に一般会計から繰り出されているものでございます。

第2項工事費1,990万781円、内容は、消火栓設置工事費負担金や下水道工事に伴い支障となる物件の移転補償金となります。消火栓設置負担金は、6基分で480万円、移転補償金は1,510万781円です。

第3項補助金231万円、上ノ原浄水場改修工事の設計業務に関わる防衛省からの補助金でございます。

次に、支出です。

第1款資本的支出、決算額2億198万3,483円、内訳として、第1項建設改良費1億2,596万2,197円、第2項企業債償還金7,477万7,736円、全て企業債の元金償還分です。

第4項工事負担金返還金124万3,550円、令和2年度に施工したジョイフル本田の受託工事の精算に伴う負担金の返還金でございます。

下段の記載事項は、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の補填財源を記載

したものでございます。資本的収入から資本的支出を差し引いた不足額1億5,977万2,702円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額44万2,450円と、過年度分損益勘定留保資金1億5,933万252円で補填をしたものでございます。

なお、312ページから315ページまでの収支決算報告書は、全て消費税額込みとなっております。

続いて、316、317ページをお願いいたします。

令和3年度吉岡町水道事業損益計算書をご覧ください。

この損益計算書は、水道事業1年間の経営活動、経営成績を示したものでございます。

316ページ、1の営業収益と2の営業費用、そして、3の営業外収益と4の営業外費用とに大別されております。

なお、金額については、先ほど説明した決算額より預り金であります消費税を差し引いた税抜きで記載されております。

1の営業収益は、(1)給水収益と(2)その他営業収益を足した額で、右ページの3億7,303万3,013円。

2の営業費用は、(1)配水及び給水費から(5)その他営業費用を足した額、右ページの3億6,921万1,363円。

営業収支は、1の営業収益から2の営業費用を差し引いた額、右ページ中段の382万1,650円の営業利益となります。

3の営業外収益は、(1)長期前受金戻入と(2)雑収益を足した額4,119万4,290円。(1)の長期前受金戻入は、繰延収益より工事などで得た補助金等の令和3年度の収益化額で、長期前受金の戻入分として計上しております。(2)の雑収益は、下水道料金算出に伴う下水道事業会計からの検針負担金などでございます。

4の営業外費用は、(1)支払い利息の額1,943万1,030円を計上しており、営業外収支は、3と4の収支差引きで、右ページの中段下の2,176万3,260円。

令和3年度における経常収支は、営業利益382万1,650円と営業外収支2,176万3,260円を足した額2,558万4,910円が当年度の経常利益で、当年度純利益となります。結果として、黒字決算でございます。

また、この純利益2,558万4,910円は、当年度における未処分利益剰余金となります。

次のページをご覧ください。

令和3年度の水道事業剰余金計算書となります。先ほどの損益計算書で説明した当年度未処分利益剰余金2,558万4,910円の処分(案)となります。

上段の表は、令和3年度水道事業剰余金計算書で、期首、期末の積立状況を示したもので

でございます。

表の左側、資本金で、当年度変動額は、町からの出資金2,000万円の増です。

当年度末残高は、表の下、11億1,595万2,182円。

319ページ、表の右側、利益剰余金の合計では、当年度純利益2,558万4,910円が増加し、当年度末残高は8億4,483万7,813円となっております。

資本合計の当年度末残高は4,558万4,910円増の19億6,078万9,995円となります。

次に、下の表をご覧ください。

当年度発生した未処分利益剰余金処分計算書(案)になります。地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決により剰余金の処分をお願いする内容でございます。

319ページ、表の右側、未処分利益剰余金、当年度末残高2,558万4,910円全額について、表の中ほどの建設改良積立金に積立処分し、建設改良積立金の残高を1億3,972万1,984円から1億6,530万6,897円に増額するものでございます。そして、表の右端、未処分利益剰余金の繰越残高をゼロ円とするものです。よろしくお願いいたします。

次に、320、321ページをお願いいたします。

令和3年度吉岡町水道事業貸借対照表になります。水道事業の財政状況を明らかにしたもので、決算時における保有する全ての資産と負債及び資本を示したものでございます。表は、資産の部と負債及び資本の部に分かれております。

320ページ、資産の部、1の固定資産(1)の有形固定資産イの土地からチの建設仮勘定まで、有形固定資産の合計36億3,809万6,706円。

2の流動資産は、現金や比較的短期間のうちに回収される債権、売却によって現金に換えることができる資産で、(1)現金預金から(3)貯蔵品の合計3億6,712万2,585円。

資産の合計は、固定資産と流動資産の合計で、表の下段、40億521万9,291円となります。

次に、321ページの負債の部です。3の固定負債7億7,298万3,737円。令和5年度以降に償還期限が到来する企業債元金の償還残高となります。

4の流動負債は、(1)企業債から(5)引当金までの合計で、ページ中ほどの右端、1億5,500万5,557円。

5の繰延収益は、(1)長期前受金と(2)長期前受金収益化累計額の差引き額で1億1,644万2円。

負債の合計は、中段、右端の20億4,442万9,296円となります。

続いて、資本の部です。6の資本金は11億1,595万2,182円、7の剰余金は8億4,483万7,813円。

(1) 利益剰余金については、これまでの事業活動において生み出した利益、それぞれの積立額となります。イの減債積立金からニの当年度未処分利益剰余金の合計額です。

資本の合計は、資本金と剰余金を足した額、19億6,078万9,995円、また、3から5の負債の部に、6と7の資本の部を足した合計で40億521万9,291円は、左ページ下段の資産合計と同額となります。

次の322ページからは、決算附属資料となる水道事業報告書でございます。

(1) 総括、(2) 経営指標に関する事項、(3) 予算等の議会議決事項、323ページには建設工事の概況が記載されております。令和3年度は、10本の工事を実施しております。

325ページをご覧ください。

3の業務(1)業務量でございます。上段、年度末給水人口は、当年度2万2,078人、前年度比101.5%の微増、年度末給水戸数は、当年度8,599戸、前年度比102.6%の微増、また、中段の年間配水量は、当年度296万2,180立方メートル、1日当たりの平均配水量は8,115立方メートルです。有収水量については、当年度251万4,274立方メートル、有収率は84.9%、前年度比98.2%、僅かですが下がっております。これは、令和2年度に比して令和3年度は、管路布設替え工事が多かったことが要因と推察でき、工事に伴い管路を洗浄しているためと考えられます。

次に、326ページ、(3)の事業費に関する事項では、表の下、①の供給単価は130円77銭、②の給水原価は136円82銭です。販売する単価が給水原価を下回る状況です。

続いて、4の会計(2)の企業債の概況です。本年度末時点の償還残高は、8億4,704万5,649円です。

企業債の詳細については、334、335ページに添付してございます。

続いて、327ページをお願いします。

水道事業キャッシュ・フロー計算書です。令和3年度の事業活動によりどれだけの資金が増減したかを示す計算書になります。1の業務活動によるキャッシュ・フローでは、業務活動による1億4,121万8,650円の資金が増加しており、2の投資活動におけるキャッシュ・フローでは9,285万1,445円の資金が減少、3の財務活動におけるキャッシュ・フローでも5,477万7,736円の資金が減少し、令和3年度においては、1の業務活動、2の投資活動、3の財務活動によるキャッシュ・フローの合計で641万531円の資金、現金預金が減少しております。

結果、令和3年3月期首時点の資金残高は、3億696万3,681円から641万531円の資金が減少し、令和4年3月31日期末時点では、下段の3億55万3,150円の資金残高となっております。

こちらは、戻りまして、320ページ、貸借対照表の2流動資産の(1)現金預金の金額と一致しております。

328ページ以降には、収支明細及び固定資産、企業債明細書等の附属書類をそれぞれ添付しております。参考にご覧いただければと思います。

以上で認定第7号の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長(岩崎信幸君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

石関代表監査委員。

[代表監査委員 石関秀一君登壇]

代表監査委員(石関秀一君) ご報告申し上げます。

令和3年度吉岡町水道事業会計決算につきまして、令和4年8月5日、監査委員坂田一広さんと共に監査をいたしましたので、報告いたします。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された水道事業会計の決算報告書について、予算額及び収益的収支、資本的収支並びに日計伝票、歳入歳出伝票、振替伝票により出納書類を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。

なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をご覧ください。以上です。

議長(岩崎信幸君) ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長(岩崎信幸君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております認定第7号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

## 日程第18 認定第8号 令和3年度吉岡町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について

議長(岩崎信幸君) 日程第18、認定第8号 令和3年度吉岡町下水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]



町 長（柴崎徳一郎君） 認定第8号 令和3年度吉岡町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について、提案理由を申し上げます。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、別紙の令和3年度吉岡町下水道事業剰余金処分計算書（案）のとおり、利益剰余金を処分し、併せて、同法第30条第4項の規定により、令和3年度吉岡町下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、ご審議の上、可決、認定くださいますようお願い申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 大澤上下水道課長。

〔上下水道課長 大澤正弘君発言〕

上下水道課長（大澤正弘君） それでは、決算書343ページをお願いいたします。

目次となります。1の決算書類と2の決算附属書類に分類されております。

下水道事業につきましては、令和2年度より、これまでの特別会計から企業会計に移行しております。

344ページ、345ページをお願いいたします。

令和3年度吉岡町下水道事業決算報告書をご覧ください。

款、項、決算額の順で説明いたします。

初めに、1収益的収入及び支出。下水道事業の経営活動に伴い発生する収支、決算でございます。

収入では、第1款公共下水道事業収益、右ページ上段の決算額2億8,860万3,245円。内訳として、第1項営業収益1億2,094万2,680円、収益は全て下水道使用料です。

なお、詳細につきましては、360ページ以降に下水道事業収益費用明細書を添付しておりますので、参考にご覧いただければと思います。

戻りまして、第2項営業外収益、決算額1億6,588万2,655円、主に、一般会計補助金、長期前受金戻入や排水設備指定工事店申請料です。

第3項特別利益、決算額177万7,910円。令和2年度下水道事業県補助金の収益的収入分への修正額で、過年度の損益修正益となります。

次に、第2款農業集落排水事業収益、決算額1億9,960万8,691円、内訳として、第1項営業収益、決算額3,193万8,010円、全て農業集落排水の使用料です。

第2項営業外収益、決算額1億6,767万681円、主に、一般会計補助金と長期前受金戻入になります。

なお、第1款、第2款、収入の決算額の合計は、税込みで4億8,821万1,936

円となります。

続いて支出です。

第1款公共下水道事業費用、決算額2億7,049万6,817円。内訳として、第1項営業費用2億4,125万4,331円。公共下水道の維持管理のための管渠費などの事務経費や下水道資産の目減り分の減価償却費も含まれております。

第2項営業外費用、決算額2,924万2,506円、企業債の利子償還金と消費税です。

次に、第2款農業集落排水事業費用、決算額1億9,442万8,612円。内訳として、第1項営業費用、決算額1億7,256万5,963円、農業集落排水事業運営に関わる維持管理のための管渠費や総係費で、資産の目減り分の減価償却費も含まれております。

第2項営業外費用2,186万2,649円、企業債の利子償還金と消費税です。

なお、第1款、第2款、費用の決算額の合計は、税込みで4億6,492万5,429円となります。

次に、346、347ページをお願いいたします。

2 資本的収入及び支出。下水道施設の整備に関する収支、決算となります。

第1款公共下水道事業資本的収入、右ページ上段で、決算額2億9,441万1,360円。内訳として、第1項企業債、決算額1億3,870万円。建設改良、公共下水道管渠工事に関わる企業債です。

第2項負担金等、決算額1,456万7,360円。受益者負担金で、農地転用に伴う開発などの一括納付や、新たに下水道の供用開始した大久保地区の負担金の納付となります。

第3項補助金、決算額8,611万9,000円。国庫補助の社会資本整備総合交付金8,431万9,000円と県費補助金180万円になります。

第4項一般会計補助金5,502万5,000円。公共下水道施設整備に関わる補助金です。

続いて、第2款農業集落排水事業資本的収入、決算額5,499万3,000円。内訳として、第1項負担金等、決算額58万円。受益者負担金で一括納付の2件分です。

第2項一般会計補助金、決算額5,441万3,000円。農業集落排水事業に関わる補助金です。

なお、第1款、2款の収入の決算額の合計は、税込みで3億4,940万4,360円となります。

続いて、支出です。第1款公共下水道事業資本的支出。決算額3億197万5,773

円。

第1項建設改良費、決算額1億8,580万9,202円。施設整備に関わる人件費や工事費などになります。当年度も大久保地区の一部供用開始に向けた整備を行いました。

なお、国庫補助金交付の兼ね合いから、令和2年度からの繰越事業で実施しております。

第2項企業債償還金1億1,616万6,571円。全て企業債の元金償還分です。

次に、第2款農業集落排水事業資本的支出、決算額7,605万2,315円。内訳として、第1項企業債償還金、同額で、7,605万2,315円。全て企業債の元金償還分です。

なお、第1款、第2款、支出の決算額の合計は、税込みで3億7,802万8,088円となります。

表の下段にある記載事項は、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額に対する補填財源を記したものでございます。資本的決算額から資本的支出決算額を差し引いた不足額8,832万7,728円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金と当年度分損益勘定留保資金で補填をするものです。

なお、344ページから347ページまでの収支決算報告書は、全て消費税額込みとなっております。

続いて、348、349ページをお願いいたします。

令和3年度吉岡町下水道事業損益計算書をご覧ください。この損益計算書は、下水道事業1年間の経営活動、経営成績を示したものでございます。

348ページ、1の営業収益と2の営業費用、そして、3の営業外収益と4の営業外費用に大別されます。

なお、金額は、預り金であります消費税分を差し引いた税抜きで記載されております。

1営業収益(1)下水道使用料は、349ページ上段の1億3,898万2,455円。

なお、使用料は、公共、農集合算となります。内訳は、360ページからの収益費用明細書でご覧いただければと思います。

2の営業費用(1)管渠費から(4)減価償却費を足した額、右ページで、4億519万5,078円。

営業収支は、1の営業収益から2の営業費用を差し引いた額、右ページ中段右側で、2億6,621万2,623円の営業損失となります。

次に、3の営業外収益は、(1)維持管理負担金から(4)雑収益を足した額、右ページ、3億3,355万3,550円です。

4の営業外費用は、(1)支払い利息の額と(2)雑支出を足した額5,282万9,122円。

営業外収支は、3の営業外収益と4の営業外費用の収支差引きで、右ページ中段下の2億8,072万4,428円。

経常収支は、営業損失2億6,621万2,623円と営業外収支2億8,072万4,428円の差引きで、1,451万1,805円の経常利益を計上しております。

5の特別利益(1)過年度損益修正益177万7,910円と経常利益を加えた額、右ページ下段の1,628万9,715円が当年度純利益で、黒字決算となります。また、この純利益1,628万9,715円は、当年度の未処分利益剰余金となります。

続いて、350、351ページをお願いします。

令和3年度分の下水道事業剰余金計算書になります。先ほどの損益計算書で説明した当年度未処分利益剰余金1,628万9,715円の処分(案)となります。

上段の表は、令和3年度下水道事業剰余金の期首、期末での積立状況を示したものでございます。

表の中ほど、当年度の変動額は、負担金、分担金で58万円の増、一般会計補助金は5,441万3,000円の増、資本剰余金の合計残高は5,615万3,000円。

右ページ、利益剰余金の合計は1,628万9,715円の増となり、残高2,392万80円。当年度末資本合計は、表の右下、17億1,660万1,554円となります。

下の表をご覧ください。当年度発生した剰余金処分計算書(案)になります。地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決により剰余金の処分をお願いする内容でございます。

351ページ、表の右端、未処分利益剰余金、当年度末残高1,628万9,715円、全額を減債積立金に積立処分をし、減債積立金の残高を763万6,365円から2,392万6,080円に増額するものです。そして、表の右端、未処分利益剰余金の繰越残高をゼロ円にしたいものです。

また、資本剰余金の処分案は、農業集落排水事業における一般会計補助金及び受益者負担金について、法改正による正しい仕訳に振り替えるため、5,615万3,000円を繰延収益に振り替えて、処分後の残高をゼロ円とするものです。よろしく願いいたします。

次に、352、353ページをお願いいたします。

令和3年度の吉岡町下水道事業貸借対照表になります。下水道事業の財政状況を明らかにしたもので、決算時における保有する全ての資産と負債及び資本を示したものととなります。

表は、資産の部と負債及び資本の部に分かれております。

352ページ、資産の部。1固定資産(1)の有形固定資産、イの土地からへの建設仮

勘定まで、有形固定資産の合計67億4,679万3,007円。(2)の無形固定資産、イの地上権からハのソフトウェアまで、無形固定資産の合計3,293万8,369円、合わせて固定資産の合計67億7,973万1,376円。

2流動資産(1)現金預金から(3)前払金の合計1億9,968万3,229円。

資産の部合計は、1の固定資産と2の流動資産の合計、352ページ下段、69億7,941万4,605円となります。

次に、353ページの負債の部です。3固定負債は、(1)企業債合計と同額で、20億5,872万6,185円。令和5年度以降に償還期限が到来する企業債元金の償還残高です。

4の流動負債は、(1)企業債から(3)引当金までの合計、2億3,715万764円。

5繰延収益は、(1)長期前受金と(2)長期前受金収益化累計額の差引きで29億6,693万6,102円。

負債の合計は、3の固定負債と4の流動負債と5の繰延収益の合計、52億6,281万3,051円となります。

続いて、資本の部です。

6資本金は16億3,652万2,474円。

7剰余金合計は8,007万9,080円。

資本の部の合計は、6の資本金と7の剰余金を足した額、合計17億1,660万1,554円。3から5の負債の部、合計52億6,281万3,051円に6と7の資本の部合計を足した額、69億7,941万4,605円となります。左ページ下段の資産合計と同額となります。

次に、354ページからは、決算附属資料の事業報告書で、総括や予算等の議決事項、認可事項などを記載しております。

355ページは、建設工事の概況報告です。建設工事の国庫補助について、繰越しを含め、全て大久保地区の供用開始に伴う管渠工事で、12件、総額1億3,832万6,870円となります。

356ページをお願いします。

県費補助の工事は5件、総額1,801万8,000円の管渠工事を行っており、町単独工事を含めた合計は、19件で、総額1億3,832万6,870円となります。

続いて、3の業務です。(1)業務量では、公共下水道では、年度末水洗化人口1万1,108人、前年度比で103.7%の微増、年度末戸数は3,578戸、前年度比104%の微増となっております。

また、年間処理水量は、97万3,602立方メートル。年間有収水量が同量で、有収率は100%です。これは、水道使用量を汚水使用量と認定し、処理水量及び有収水量としているためです。

次に、357ページ、業務量の農業集落排水事業では、年度末水洗化人口3,074人、前年度比で100.8%の微増、年度末戸数は1,112戸、前年度比で100.7%の微増となっております。また、年間処理水量は、27万2,198立方メートル、年間有収水量が26万1,816立方メートルで、有収率は96.2%です。

続いて、(3)事業費に関する事項。公共下水道事業の①の使用料単価は112円93銭、②の汚水処理原価は148円89銭です。使用料単価が下水処理単価を下回る状況です。

農業集落排水事業では、①の使用料単価は110円89銭、②の汚水処理原価は176円40銭です。

次に、358ページの4の会計で(1)に主要契約の要旨、下段、(2)企業債の概況では、借入状況と、合計欄に未償還金残高を記載しております。本年度末残高は、22億5,130万5,350円です。

詳細については、370から376ページに企業債明細書を添付しております。

359ページは、キャッシュ・フロー計算書です。事業活動により令和3年度においてどれだけ資金が増減したかを示す計算書になります。1の業務活動によるキャッシュ・フローは、中ほどで、1億359万6,921円の資金が増えた結果となっており、2の投資活動におけるキャッシュ・フローでは3,439万9,022円の資金の増、3の財務活動によるキャッシュ・フローでは5,351万8,886円の資金が減少した結果となります。

令和3年度においては、1の業務活動、2の投資活動、3の財務活動によるキャッシュ・フローの合計で、下段、8,447万7,057円の資金の増となっております。

結果として、令和3年度期首時点の資金残高4,469万37円から8,447万7,057円の資金が増加し、令和4年3月31日期末時点では、最下段の1億2,916万7,094円の資金残高となります。

この額は、戻りまして、352ページ、下段、貸借対照表の流動資産の現金預金と同額となります。

360ページ以降は、収支費用明細書、固定資産明細書、企業債借入明細書等の附属資料を添付しておりますので、参考にご覧いただければと思います。

以上で認定第8号の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長(岩崎信幸君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

石関代表監査委員。

〔代表監査委員 石関秀一君登壇〕

代表監査委員（石関秀一君） ご報告申し上げます。

令和3年度吉岡町下水道事業会計決算につきまして、令和4年8月5日、監査委員坂田一広さんと共に監査をいたしましたので、報告いたします。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された下水道事業会計の決算報告書について、予算額及び収益的収支、資本的収支並びに日計伝票、歳入歳出伝票、振替伝票により出納書類を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。

なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をご覧ください。以上です。

議長（岩崎信幸君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております認定第8号は、総務産業常任委員会に付託します。

本日の日程のうち、以上をもって令和3年度決算認定に関する議題が終了いたしました。石関代表監査委員、監査報告お疲れさまでした。

ここで監査委員が退場しますので、暫時休憩とします。再開を14時35分とします。

午後2時15分休憩

---

午後2時35分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

---

#### 日程第19 議案第54号 令和4年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）

議長（岩崎信幸君） 日程第19、議案第54号 令和4年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第54号 令和4年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,574万7,000円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億19万9,000円とするものです。

今回の補正の主な内容ですが、歳入では、本年度の普通交付税が確定したことによる増額や事業費の変更などに伴い、各種町債の見直しを行い、計上しております。

歳出の主なものとしては、全般的事項として、昨今の資源高に伴う電気料、燃料費の増額のほか、3款民生費の障害者福祉費で令和3年度の事業確定に伴い、国や県への返還金を計上しています。

また、8款土木費では、大久保地内水路補修工事に伴う工事費を計上しております。

その他、詳細につきましては企画財政課長に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**議 長（岩崎信幸君）** 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

**企画財政課長（米沢弘幸君）** 議案第54号 令和4年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）。議案書1ページをご覧ください。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正額は、町長が提案理由で申し上げたとおりです。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表・歳入歳出予算補正」によるということで、内容については、補正の款項の区分等を含め、後ほど事項別明細書で説明します。

第2条の地方債の補正については、「第2表・地方債補正」によるということで、議案書の7ページをご覧ください。

1段目、臨時財政対策債ですが、臨時財政対策債の発行可能額が確定したことによるもので、補正前の限度額1億1,100万円を1,170万円減額し、9,930万円とするものとなります。

次に、2段目、公共事業等債（橋梁長寿命化事業）、3段目、公共施設等適正管理推進事業債（道路長寿命化事業）の限度額の各補正については、それぞれ事業額や国庫補助金等の増減に伴うものとなります。

補正の内容のほうに入りたいと思います。

初めに、歳入の主なものとなります。

11ページをご覧ください。

10款1項1目1節地方特例交付金、個人住民税減収補填特例交付金2,175万4,000円は、住宅借入金等特別控除による減収分の交付決定に伴うものです。

11款1項1目地方交付税1節普通交付税は、算定の結果交付額が確定したことによるもので、1億4,475万5,000円の増となります。



次に、14ページをご覧ください。

18款1項寄附金2目ふるさと納税1節企業版ふるさと納税250万円の増は、企業版ふるさと納税を受けたためとなります。

19款繰入金2項基金繰入金1目1節財政調整基金繰入金は、7,776万6,000円の減額です。これにより、補正後の財政調整基金からの繰入額は8億6,104万9,000円となります。

次に、15ページ上段の20款1項1目1節の繰越金は、令和3年度の決算実質収支額の確定により2億3,104万7,000円増の2億4,013万2,000円となります。

歳入の最後になります。22款町債につきましては、先ほど地方債の補正にて説明させていただきましたので、省略させていただきます。

次に、歳出の主なものになります。

まず、歳出のうち、給料、職員手当、共済組合負担金、退職手当組合負担金は、全款項目を通じて人事異動等に伴う増減となっていますので、個別の説明は省略させていただきます。

また、町長答弁にあったとおり、各款項目を通じて、燃料費、電気料等は、昨今の資源高に伴う使用料等の高騰に伴うものとなります。

18ページをご覧ください。

2款総務費1項総務管理費5目財産管理費14節工事請負費、庁舎等整備工事596万円の増は、庁舎の空調設備補修工事に伴うものとなります。

9目基金費24節積立金、財政調整基金1億1,552万3,000円の増及び減債基金1億196万円の増は、令和3年度の決算により実質収支が確定したことによる積立金の増となります。

23ページをご覧ください。

3款民生費1項社会福祉費5目障害者福祉費22節償還金、利子及び割引料、返還金2,792万6,000円の増は、令和3年度の事業の精算に伴い、国と県に返還するものとなります。

24ページをご覧ください。

2項児童福祉費3目児童保育費18節負担金、補助及び交付金、私立保育所等施設整備補助金335万2,000円の増は、基準額の見直しに伴うものとなります。

次に、ページを飛びまして、31ページをご覧ください。

8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費12節委託料、道路排水実施設計及び河川占用許可申請書作成業務委託料590万円の増は、町道辻下11号水路施設管理検討業務委

託、町道北窪1号線河川占用・横断水路設計業務委託などになります。

14節工事請負費、道路維持補修工事(単独)1,630万円の増は、大久保地内水路補修工事、町道夫婦石10号線側溝布設替え工事などになります。道路長寿命化補修工事(単独)900万円の増は、大久保・山子田線舗装補修工事などの工事となります。

32ページをご覧ください。

4項都市計画費2目都市施設費14節工事請負費、遊具設置工事(上野田ふれあい公園)500万円の増は、ワークショップの結果を一定程度組み入れるため、施設整備によるものとなります。

ここまでが歳入歳出補正予算の主な増減内容となります。

また、41ページから45ページまで、給与費明細書となっております。

最終の46ページは、地方債の令和2年度末及び令和3年度末における現在高並びに令和4年度末における現在高の見込みに関する調書となります。今回の補正予算で臨時財政対策債等、起債の借入限度額を変更いたしましたので、本調書を添付させていただきました。

また、参考資料として、本補正予算の説明資料となりますが、A4判で20ページの別冊を添付させていただきました。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議 長(岩崎信幸君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

議 長(岩崎信幸君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第54号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

## 日程第20 議案第55号 令和4年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第2号)

議 長(岩崎信幸君) 日程第20、議案第55号 令和4年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第2号)を議題します。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町 長(柴崎徳一郎君) 議案第55号 令和4年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第2号)について、提案理由を申し上げます。

本補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,009万6,000円とするも

のであります。

補正の内容につきましては、令和3年度決算の確定による繰越金の減額によるものでございます。

なお、詳細につきましては教育委員会事務局長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） それでは、議案第55号 令和4年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、町長の補足説明をさせていただきます。

本補正の内容といたしましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、令和3年度の決算が確定いたしまして、実質収支額が12万2,294円となりました。これに伴い、令和3年度の繰越金を補正し、併せて歳出も同額を補正させていただくものとなります。

それでは、議案書の6ページをご覧ください。

歳入となりますが、3款1項1目繰越金は、当初20万円を見込んでおりました。令和3年度決算額の確定に伴いまして、7万8,000円を減額し、12万2,000円とするものでございます。

7ページの歳出につきましても、1目学校給食費15節原材料費の給食用食材料費を歳入と同額の7万8,000円減額させていただくものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第55号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第21 議案第56号 令和4年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議長（岩崎信幸君） 日程第21、議案第56号 令和4年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第56号 令和4年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算

(第1号)について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,402万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ18億6,301万4,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、主に令和3年度の決算の確定による繰越金の増額になります。

なお、詳細につきましては住民課長をして説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長(岩崎信幸君) 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長(小林康弘君) それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書にて、主な補正内容を説明させていただきます。

7ページをご覧ください。

歳入の部、7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金の35万8,000円は、国保事業に係る職員給与費等繰入金の増によるものとなります。

同じく、7款繰入金2項基金繰入金1目国民健康保険基金繰入金の1,249万5,000円の減は、令和3年度の決算が確定したことにより、8款1項繰越金2目その他繰越金において、前年度繰越金4,616万5,000円の増に伴い、基金からの繰入金が減額になるものとなります。

続いて、8ページをご覧ください。

歳出の部、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費が各種システム改修に係る委託料として52万3,000円の増、5款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費が9,000円の減となっております。

6款1項基金積立金1目国民健康保険基金積立金は、前年度繰越金の増額により3,351万4,000円を増額するものとなります。

補足説明は以上になります。よろしくお願いたします。

議 長(岩崎信幸君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長(岩崎信幸君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第56号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

日程第22 議案第57号 令和4年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

議 長（岩崎信幸君） 日程第22、議案第57号 令和4年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第57号 令和4年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,295万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億2,913万2,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、主に令和3年度の決算による繰越金の額の確定や、保険者に対する機能強化及び努力支援交付金交付額の内示等に伴うものでございます。

なお、詳細につきましては介護福祉課長に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） それでは、補正予算説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書で歳入からご説明いたします。

7ページをご覧ください。

2款国庫支出金です。3目の地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）は、9ページの4款地域支援事業費1項1目包括的支援事業費の変更に伴う減額となります。

続いて、4目保険者機能強化推進交付金、7目保険者努力支援交付金、こちらにつきましては、高齢者の自立支援、重症化予防等に向けた保険者の取組に対して、財政的インセンティブとして交付されるもので、今年度の内示額を受けての補正でございます。

続きまして、4款の県支出金です。2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）及び8ページの6款繰入金の3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）についても、先ほど説明した国庫支出金の扱いと同様に、包括的支援事業費の変更に伴う減額となります。

5目その他一般会計繰入金につきましては、9ページの1款総務費3項1目の認定調査費及び4項1目の趣旨普及費の増減に応じた減額となります。

8ページに戻りまして、7款1項1目繰越金の2,765万6,000円は、令和3年度の決算により繰越金が確定したことに伴う補正となります。

続いて、歳出に移ります。

9ページをご覧ください。

1款3項1目の認定調査費は、認定調査員の交代による報酬、共済費、通勤手当の変更です。

続く1款4項1目趣旨普及費については、介護保険ハンドブックの追加購入に係る補正です。

続いて、4款の地域支援事業費です。1項1目包括的支援事業費は、給与規定の改正による包括支援センターの人件費分の減額となります。

10ページの2項1目介護予防・生活支援サービス事業費（第1号訪問事業、第1号通所事業、第1号生活支援事業）は、財源変更のみの補正となります。

5款の基金積立金につきましては、歳入の各公費負担額から歳出の償還金及び事業費等を差し引いた額を基金へ積み立てるものです。

最後に、11ページの7款1項2目の償還金は、令和3年度の給付費確定に伴う国庫支出金等への返還金となります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第57号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第23 議案第58号 令和4年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第1号)

議長（岩崎信幸君） 日程第23、議案第58号 令和4年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第58号 令和4年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ427万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億3,965万3,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、主に令和3年度の決算の確定による繰越金の増額になります。

なお、詳細につきましては住民課長をして説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書にて説明をさせていただきます。

6ページをご覧ください。

歳入、3款1項1目繰越金417万2,000円の増は、令和3年度決算が確定したことによるものとなります。

次に、4款諸収入2項償還金及び還付加算金1目保険料還付金10万円の増は、後期高齢者医療広域連合から還付される過年度分の還付金の増となります。

7ページの歳出をご覧ください。

歳出、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金417万2,000円の増は、保険料等負担金を増額するものとなります。

次に、3款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目保険料還付金10万円の増は、歳入と同様、後期高齢者医療広域連合から還付される過年度分の還付金の増によるものとなります。

補足説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第58号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

#### 日程第24 議案第59号 令和4年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）

議長（岩崎信幸君） 日程第24、議案第59号 令和4年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第59号 令和4年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

収益的収入及び支出においては、支出、第1款水道事業費用で115万6,000円の

減額補正とするものです。

資本的収入及び支出第3条においては、収入、第1款資本的収入で1億6,070万円の増額補正、支出、第1款資本的支出で18万6,000円の減額補正とし、資本的収入額が支出額に不足する額の補填財源についても改めさせていただくものです。

また、企業債においては、限度額を2億2,070万円に改めさせていただくものです。

詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 大澤上下水道課長。

〔上下水道課長 大澤正弘君発言〕

上下水道課長（大澤正弘君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

水道事業会計補正予算明細書により説明をさせていただきます。

13ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の支出では、1款1項営業費1目配水及び給水費149万円の減額及び2目総係費33万4,000円の増額は、共に人事異動に伴う給料、手当、法定福利費など、給与費の補正となります。

なお、配水及び給水費の動力費は、水道施設に関わる電気料金の増額でございます。

次に、14ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出です。収入、1款1項企業債1目企業債1億6,070万円の増額は、上ノ原浄水場改修工事に伴い、当初は1年目の工事出来高分だけ借り入れることができると考えておりましたが、県との協議の結果、工事の前払い相当額まで企業債を借りる同意が得られたため、増額をするものでございます。

続いて、支出です。

1款1項1目配水設備工事費18万6,000円の減額は、主に給与費関係の補正となります。

なお、戻りまして、5ページ以降には、キャッシュ・フロー計算書及び給与費明細書等を添付しておりますので、参考にご覧いただければと思います。

以上、補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議 長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第59号は、総務産業常任委員会に付託します。



## 日程第25 議案第60号 令和4年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第1号）

議長（岩崎信幸君） 日程第25、議案第60号 令和4年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第60号 令和4年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

収益的収入及び支出第2条において、支出、第1款公共下水道事業費用で35万円の減額補正、第2款農業集落排水事業費用で262万1,000円の減額補正とするものです。

次に、資本的収入及び支出第3条においては、支出、第1款公共下水道事業資本的支出で72万9,000円の増額補正とし、資本的収入額が支出額に不足する額の補填財源についても改めさせていただくものです。

詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 大澤上下水道課長。

〔上下水道課長 大澤正弘君発言〕

上下水道課長（大澤正弘君） それでは、補足説明をさせていただきます。

下水道事業会計補正予算明細書により説明をさせていただきます。

12ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の支出では、1款公共下水道事業費用1項2目総係費35万円の減額は、給料、手当、法定福利費などの給与費の補正です。

2款農業集落排水事業費1項2目総係費264万8,000円の減額で、主に給与費の補正をするものです。

次に、13ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の支出では、1款公共下水道事業資本的支出1項1目管渠建設改良費72万9,000円の増額です。主に、人事異動に伴う給与費の補正とするものです。

なお、戻りまして、4ページ以降にはキャッシュ・フロー計算書及び給与費明細書等を添付しておりますので、参考にご覧いただければと思います。

以上で補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第60号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

## 日程第26 同意第1号 吉岡町教育委員会教育長の任命について

議長（岩崎信幸君） 日程第26、同意第1号 吉岡町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

この議題は、山口教育長の一身上に関わることですので、山口和良教育長を除斥といたします。

山口教育長には無事終了するまで退席をお願いします。

それでは、暫時休憩します。

午後3時07分休憩

---

午後3時07分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 同意第1号 吉岡町教育委員会教育長の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、吉岡町教育委員会の教育長が本年9月30日をもって任期満了となるため、次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

同意を求めたい教育長候補者は、現職の山口和良氏でございます。生年月日及び住所は議案書に記載のとおりでございます。

同氏は、令和元年6月5日に議会の同意をいただき、同日付で教育長に任命されて以来、その手腕を大いに発揮し、吉岡町の教育の充実、発展に貢献されており、引き続き町教育行政の推進のためにご尽力いただきたいと考えております。

なお、任期は令和4年10月1日から令和7年9月30日までの3年となります。

何とぞご同意をいただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第1号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。よって、そのとおりに決めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

同意第1号 吉岡町教育委員会教育長の任命についてを原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、同意第1号は原案のとおり同意されました。

山口教育長の除斥を解きます。

暫時休憩します。

午後3時10分休憩

---

午後3時10分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

山口教育長に申し上げます。

先ほど同意第1号は、同意と決定されましたので、報告いたします。

ここで、山口教育長から発言の申出がありますので、これを許可します。

山口教育長。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君） 町長からの任命に当たって、議員の皆様から同意をいただいたことにつきまして、一言挨拶を申し上げます。

今改めてその責任の重さに身の引き締まる思いであります。

第6次総合計画にも「学びのまち・吉岡」ということで、教育の一層の推進を掲げております。

そのことに邁進をするために、日々精いっぱい頑張っていきたいと思えます。

議員の皆様とも議論を重ね、よりよい教育行政を担っていきたいと思えますので、どう

ぞご指導、ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

## 日程第 27 同意第 2 号 吉岡町教育委員会委員の任命について

議長（岩崎信幸君） 日程第 27、同意第 2 号 吉岡町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 同意第 2 号 吉岡町教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、吉岡町教育委員会の委員 1 名が令和 4 年 9 月 30 日をもって任期満了となるため、次の者を委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

同意を求めたい委員候補者は、萩原奈津季氏でございます。生年月日及び住所は、議案書に記載のとおりです。

同氏は、高崎市の出身で、地元の小中学校を卒業後、高崎東高等学校に進学し、卒業後は、結婚を機に家庭に入られました。その後育児をしながら販売職として従事された後、現在は病院で受付として勤務されております。

また、2 人目のお子さんの出産を機に吉岡町に住まわれてからは、地元でも信頼も厚く、平成 28 年度及び 29 年度に駒寄自治会の地区代表と会計を務められたほか、令和 2 年度には駒寄小学校 2 年生の学年部長を務められるなど、地域活動にも積極的に取り組まれております。

さらに、同氏は、人格が高潔であるとともに、高校生、中学生、小学生の 3 人の子供を持つ母親として教育にも熱心で、教育及び文化に関し識見を有する方であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 5 項の規定も満たしております。

なお、任期は、令和 4 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの 4 年となります。

何とぞご同意をいただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第 2 号は、吉岡町議会会議規則第 37 条第 3 項の規

定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。よって、そのとおりに決します。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

同意第2号 吉岡町教育委員会委員の任命についてを原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、同意第2号は原案のとおり同意されました。

以上で本日の日程が全て終了しました。

---

散 会

議 長（岩崎信幸君） 本日はこれにて散会といたします。

午後3時14分散会

# 令和4年第3回吉岡町議会定例会会議録第2号

---

令和4年9月2日（金曜日）

---

## 議事日程 第2号

令和4年9月2日（金曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問（別紙質問表による No.1～No.4）

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（13人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
8番	村越 哲 夫 君	9番	坂田 一 広 君
10番	飯島 衛 君	11番	平形 薫 君
12番	山畑 祐 男 君	13番	小池 春 雄 君
14番	岩崎 信 幸 君		

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総 務 課 長	高田 栄 二 君
企画財政課長	米沢 弘 幸 君	住 民 課 長	小林 康 弘 君
健康子育て課長	中島 繁 君	介護福祉課長	永井 勇一郎 君
産業観光課長	岸 一 憲 君	建 設 課 長	笹沢 邦 男 君
税務会計課長	中澤 礼 子 君	上下水道課長	大澤 正 弘 君
教育委員会事務局長	高橋 淳 巳 君		

---

## 事務局職員出席者

事 務 局 長 福 島 良 一 主 事 岸 美 穂

## 開 議

午前9時30分開議

議長（岩崎信幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日と月曜日の両日、一般質問を行います。

本日は、通告のあった7人のうち、4人の通告者の一般質問を行います。

ここで説明しておきます。質問と答弁を含めて、議員の持ち時間の範囲内で終了できるようにしてください。なお、持ち時間の残り時間が5分になったときにブザーが鳴ります。さらに、残り時間がなくなったときにマイクの電源が切れますので、ご承知おきください。その時点で途中であっても質問者及び答弁者は発言を打ち切るよう協力をお願いします。

それでは、お手元に配付してあります議事日程（第2号）により会議を進めます。

---

### 日程第1 一般質問

議長（岩崎信幸君） 日程第1、一般質問を行います。

5番富岡大志議員を指名します。富岡議員。

〔5番 富岡大志君登壇〕

5番（富岡大志君） それでは、議長への通告に従い一般質問を行います。

まずは、地域通貨に関してです。群馬県内でも、電子地域通貨の導入を進める自治体が増えていきます。その地域通貨に関してお尋ねします。

今、群馬県だと、みなかみ町とか邑楽町、沼田市で、導入予定だと高崎市とか太田市とか桐生市というところで今検討が進んでいるのではないかと思いますけれども、この電子地域通貨の先進地での取組については、資料でもお配りしましたけれども、総務産業常任委員会が7月に西伊豆町の視察を行っています。また、内容については、昨日、視察報告書が皆さんのお手元に行ったと思いますので、読みながらでもお聞ききいただければと思っています。

この地域電子通貨に関しては、自治体が進めたいと思っている施策である、例えば地域内消費の促進であるとか、マイナンバーカードの取得率向上、キャッシュレス決済の定着というのは、これは町がぜひ進めたいと思っている事業だと思うんです。これを、電子地域通貨を導入することによって、電子地域通貨という一つの事業で進めることができるという大変すばらしいものであると。

また、導入自治体では、コロナ禍での生活支援や福祉関係にも活用されているものであるということで、吉岡町でもぜひ導入していただきたい。どうしたら導入できるかというのをしっかり検討していただきたいと思うわけなんですけれども、そこでお尋ねします。



まず、町は導入に関してどのように考えているのか、そして現在までどのような調査、検討をしたのか。先進事例の研究はしたのかとか、例えば既に事業者が営業に来たのではないかと思うんですけれども、そういう事業者からの提案の内容はどうなっているのかとか、導入した場合の費用はどのくらいになるのかとか、そういう部分についてお答えいただきたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 皆様、おはようございます。

今日と月曜日の2日間、7名の議員方より質問をいただきました。しっかりと答弁をさせていただきます。

トップバッター、富岡議員より、地域通貨に関してというテーマでいただきました。

地域通貨については、現在、県外はもとより県内市町村でも独自の地域通貨を導入しております。また、特定の地域やコミュニティ内でも、物やサービスとの交換のために使用できる地域通貨は、1990年代後半から2000年代前半にかけて、多くの自治体が地域の活性化のために導入を行ってきました。

地域通貨は、ある目的や地域のコミュニティ内などで、法定通貨と同等の価値あるいは全く異なる価値があるものとして発行され使用される貨幣です。発行元としては、商店街、自治体、企業、金融機関などがあります。

この地域通貨の導入については、以前より庁内でも議論を交わしてきた経緯があります。県内の導入済み市町村の状況はもちろん、費用対効果、導入における地域の基盤整備の必要性、それら全てを踏まえた上で、可能性など先進事例も含めて検討を行ってきております。

事業者からの提案も受けていますが、イニシャル及びランニングコストなどを勘案して、現在、導入を見送っている状況です。

なお、概算費用については、企画財政課長より答弁をさせます。

議長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） それでは、費用面についてお答えします。

地域通貨を導入した場合、システムの概算費用ということで、まず初期費用として約400万円程度、また年間のランニングコストになりますが、こちらがおおむね460万円ぐらい。それと、決済手続、手段にもよりますけれども、こちらに対しては決済金額に対して数%程度の手数料、そのほかに地域通貨を導入するに当たってインセンティブ等を設ける場合が多いかと思いますが、そうなるとそのインセンティブ分というようなことにな

ります。

また、事業者からの提案についてですが、提案については具体的な提案というようなことではなくて、導入するのであればお手伝いできますよとか、まだそういったような段階ということになっております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 費用対効果とか、いろいろあると思うんですけども、例えば初期費用400万円というのは、年460万円といっても、例えばこの間、元気応援券をやったと思うんですけども、元気応援券の本体が1,000万円近くかかっているわけだから、そういう部分を考えてらできるのではないかという部分も思っています。

あと、例えば、ちょっと話が違うかもしれないけれども、じゃあ入れたとしたらどんなメリットがあるのか。費用対効果とか、そういう面でどんなメリットがあるかについては、まだ調査というのは行ってないんですか。例えば、指名していいですか、介護福祉課長。介護福祉課で、例えば入れたらどうなるかということは検討したことはないんですか。例えば、こういうことをしたらうまいこといくとか、そういうのはなかったですか。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 今、ご質問いただきましたので、お答えします。

私ども介護福祉課のほうでは、地域通貨ではありませんが、現在、町や社会福祉協議会、それから商工会などで実施しているポイント事業、こちらをデジタル化できないかということで調査研究を今年度行っております。

現在行っているポイント事業が、カードを配付して、そこに職員がスタンプを押すという方式でやっているんですけども、こちらをデジタル化することによって、事務局でデータの一元管理ができると。また、ICカードとかスマホのアプリを活用することも可能になります。ICカードとかスマホを活用する一番のメリットは、ポイントの発行がスムーズに行えることだと思います。窓口まで行かなくてもポイントを加算してもらうことができますし、それからスマホがあればカード自体持ち歩く必要もありません。

また、ほかにもポイント事業の情報発信ですとか、あと事業に参加するための予約、それから参加された方の事業に参加してどうでしたかというようなアンケート、そういった機能を併せ持つシステムなんかも現在開発されております。

私どものほうでは、いろいろなそういったシステムを持っている業者さんに今話を聞いている段階なんですけれども、富岡議員がおっしゃるように、ICカードに電子マネーの機能をつければ、地域通貨のようにカードに現金をチャージして町内の加盟店で買物をす

るということも可能になります。地域消費が喚起されますし、落ち込んだ消費の回復ですとか、地域経済の活性化にもつながるのではないかとというふうには考えております。

現時点ではそういった形で事業提案を受けている段階なんですけど、もしこのシステムが全ての人にとって使いやすい、また低コストで導入できるものであれば、事業化に向けて私ども介護福祉課だけでなく、全庁的な取組の検討を進めていきたいというふうには考えております。

議 長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 例えば町の健康づくり事業とか、ボランティア活動とか、自治体で実施するその他の分野への取組への参加のインセンティブです。今のお話はそうだと思うんですけども、そういうものとして活用することで、自治体の事業への住民参加と地域内消費の循環を促す環境づくりに、これを電子通貨にしたら寄与できるのではないかと、課長の答弁に対して私は思うわけなんです。

やはり今回、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金、これが結構出ているので、こういうのを充当して活用していくというのも考えていただきたいと思うところで

す。

次、行きます。

導入における問題点です。先ほど、費用対効果とか、いろいろ出てきましたけれども、それをもうちょっと詳しくお聞かせいただきたいと思います。どういうものが考えられていくのでしょうか。

議 長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 現在想定される問題点ですが、地域通貨の発展を阻害する原因にもなってくるのが、導入を行った経営母体に対する負担で、地域通貨を発行し適切に管理運営するには相応の手間とコストがかかります。以前も多くの団体が導入を行いましたけど、ブームを過ぎると使う人が減ったことで通貨の価値が下がり、負担だけが残るとというような事例が少なくありませんでした。そのため、導入には慎重かつ念入りの事業計画が必要だと考えております。

地域通貨の導入とともに、通貨を使用できる商店等の存在があります。この点については、町全体が地域通貨の恩恵を受けられる基盤整備も必要不可欠であり、合意形成が重要な課題となってくると考えております。以上です。

議 長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） そういう問題点があるということですね。例えば合意形成とか、そういうところですけども、例えば地域通貨にすることによって中小企業への補助はどうなるのかという部分は、これまた住民の利便性と考えると別問題なのかと思えますし、あとぜひその問題点についてほかではどう解決しているのか。例えば、西伊豆町に行ったら、この資料の中でも難しい状況も書いていますけれども、それを回避させるためにいろいろな取組が行われているので、そういうところもきちんと調査した上で、今後どうしていくかというのを進めて考えていただければと思うんです。

それと、マイナポイントとさっき言いましたけれども、今回もう少し早く情報を仕入れて、今マイナポイント第2弾というのが行われているわけですけども、これを利用していけば、これでキャンペーンを打てば、マイナンバーカードの交付率というのが期待できたのではないかと思うんです。今からでも間に合うと思えますし、先ほど自治体母体の負担というのもありますけれども、いろいろな補助金も活用しながら、そういうものも可能なのではないだろうかと思うところなので、ぜひこのチャンスを逃すことなく進めていただきたいと考えているところですけども、町としてはどのようにお考えでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 議員おっしゃるとおり、マイナポイントの第2弾に合わせて、マイナンバーカードの取得率向上と地域通貨の利用促進を並行して行っている市町村があります。例えば、とある町では、マイナポイントに地域通貨分を上乗せして交付して、マイナンバーカードの取得率の向上を図ったり、かつ地域通貨が配られるわけですから地域経済の発展、そういったところに活用しているところもあるということになります。

今回のマイナポイントの第2弾については、期間的なものがありまして、町がこれから地域通貨を導入しても間に合わないようなことになりますので、この辺については今後、国のほうも何か施策をするかどうかちょっと分かりませんが、こういった中で、そのとき町の状況がどうなっているか分かりませんが、そのときに使えるようなツールであれば、そういった議員ご指摘のようなことも考えられるかなというふうには思います。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） ちょっと厳しいことを言わせていただきますけれども、これは私が提案する以前に、もう既にこういう情報は出回っているはずだし、多分そういう事業者から、ありますけれどもどうですかと来ていると思うんですよね。そういう中で、検討が進んでいない中で、今から始めてもやはり第2弾にも間に合いそうもないと。そうすると、以前、

私たちは悔しい思いをしている事業が幾つかあると思うんですけども、特にふるさと納税、これも大幅に出遅れて、今一生懸命取り戻してはいるけれども、近隣の町村とかを見てくださいよ。全然比べ物にならない。例えば、地方創生加速化交付金、ご存じですよ。小倉乾燥芋でやったけれども、これも最初やらなかった。それで、議会等で批判されてやり始めた。

このように、他の自治体で取組が進んでから、もうすごく出遅れ感が強い中で、こう言ったら失礼かもしれないですけども、仕方なく始めてしまったんじゃないかなという印象が強く残る中で、今回のこれも始めていくのではなく、例えば県内で、高崎市も、太田市も、桐生市も考えているわけですよ。そのうちどどんほかでは、前橋市が考えます、渋川市が考えます、榛東村が考えます、しょうがないから吉岡町もやるかと言っても、そのときになったら出遅れ感どころじゃないわけですよ。そういうふうじゃなくて、早期に導入して、その中でどのようなメリットを得ていけるのかというのをやはりここでは真剣に考えていただきたい。これから検討する上でもしっかりそういう部分を考えていただきたいと思うんですけども、町長いかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 今、富岡議員のご指摘、もっともなところでございます。しっかりと調査研究の下、乗り遅れることなく取り組めるよう前向きに検討していきたいと思えます。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 町長も議員のとき同じところで不満があったと思うんです。ふるさと納税の話も、地方創生交付金の申請の出遅れのときに。それで、今回もあのときやっておけばよかったと思われないように、再び思われることがないように、そういう面で町民がっかりすることがないようにしていただきたいと思えます。

次、行かせていただきます。

教育関係の課題というところで、いじめ防止に関してお尋ねしていきます。

一つ一つ事例を挙げませんが、全国的にいじめに関する報道が絶えません。群馬県内でも大きな問題になっているのは皆さんもご存じのことと思えます。学校内でのいじめが、これが完全になくなるというのは、残念ながら非常に難しいかもしれないんですけども、いじめの予防とか、早期発見とか、適切な事案対処によって、いじめによる被害は抑えられるんじゃないかと思えます。

そこで重要なのは、いじめ防止推進法と、それを基にした国の基本方針についての学校現場への理解が浸透し、そこで義務づけられた具体的措置が適正に行われることであり、

町の小中学校においては、この法や国の基本方針を基に町の基本方針を策定し、その理解の浸透を進めることが効果的であると考えています。

そこでお尋ねするんですけども、まず吉岡町としてのいじめ防止基本方針はどのような内容であるのか。その方針について、教職員への理解の浸透はどのように考えているのか。また、どうしてこういうような、あるのかないかみたいな質問をしたかという、各小中学校の基本方針というのはインターネット上で調べて見つけることができたわけです。ですけども、町の基本方針に関しては、いろいろ探しても見つからなかった、公表されていないかみたいなんです。それで、小中学生の保護者として、自分の子供がいじめに遭わないように町がどのように取り組んでいるのか、いじめに遭ったときに町がどう対応することになっているのかと、そういった町の方針が全然分からないのはやっぱりよくないと思うんです。

児童生徒の保護者としても、分かりやすい形で公表していただきたいと考えるわけですけども、この3つに関して教育長はどのようにお考えなのか、併せてお答えを求めたいと思います。

議 長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教 育 長（山口和良君） ただいま富岡議員から、吉岡町のいじめ防止基本方針についてのご質問をいただきました。

いじめ防止対策推進法の第12条では、国のいじめ防止基本方針を参酌し、地域の実情に応じ、地方公共団体、ここでは吉岡町ということになりますが、地方公共団体におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとするがあります。いわゆる努力義務となっておりますが、吉岡町教育委員会では、平成27年6月に吉岡町いじめ防止基本方針を定めており、その内容はいじめ防止等のための対策の基本的方向に関する事、またいじめ防止等のための対策の内容に関する事などから成っており、文部科学省及び群馬県教育委員会の当時のいじめ防止基本方針を参酌して作成されたものと捉えております。

教職員への理解の浸透についてですが、教職員は自校のいじめ防止基本方針を念頭に、いじめの予防、認知、対応に当たっております。町の方針については、学校のいじめ防止基本方針を策定したり、見直したりする際に参照することで、理解していると考えております。

町のいじめ防止基本方針については、議員ご指摘のとおり一般に公開しておりませんでした。理解の促進は十分かということになれば、不十分であるということであり、町の方針が分からないというご指摘は真摯に受け止めたいと考えます。

今定例議会において、いじめ防止等のための組織に関する条例を上程させていただいております。本条例が可決されましたところで、教育委員会において関連規則の制定を行い、その後、町のいじめ防止基本方針の見直し作業を適切に行い、教育委員会ホームページにて公開し、町民や保護者の皆様への理解の浸透を図っていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 今、各校の基本方針ということなんですけれども、これを見てみると、駒小が2ページ、明小が4ページ、A4判、吉中だと12ページで、差があって、ちょっと統一感がない、ばらばらなんじゃないかと。例えば、発達障害を含む障害のある生徒に関わるいじめというのは、これはすごく配慮していただきたいと思うところなんですけれども、これは吉中でしか出てきていないんです。とすると、町の基本方針を基に作成していますとか言いながら、では網羅しているのか、そういう形で対応できるのかと考えたら、どうかと思うんです。なので、こういう部分を統一して、より詳細に定めたほうがいいんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 議員ご指摘のとおり、学校の基本方針の記述量等に差異があることは承知しております。学校で実際に行われているいじめ防止や発生時の対応について、学校ごとの違いはないと認識しておりますが、ご指摘のとおり記載内容やページ数に差異があるということは、3校しかない吉岡町の小中学校の取組がばらばらなのではないかという危惧を抱くことにつながる可能性があるということについては否定できません。

先ほども申し上げました町のいじめ防止基本方針の見直しを行った後、各学校のいじめ防止基本方針についても教育委員会職員が助言し、町立学校としていじめ防止等に同一步調で取り組んでいることが分かるものになるよう、今年度中に改定するよう学校と共に取り組んでいきたいと考えます。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 先ほど教育長のおっしゃることは、もちろんそうしていただきたいと思うんですけれども、例えば今まで方針ができていた、今まで浸透していたというはずの学校とかで、いじめが起き、先生が抱え込みをし、うちの教育委員会ではないと信じていますけれども、学校や教育委員会が隠蔽するように見える、もしくはしていたのではないかと疑われる事案がたくさん出ているわけです。そんな中で、やはりきちんと統一したものを整備していただきたいと思います。

今、進めていただけるということでもいいんですけども、私が保護者として見ると、町の基本方針が非公表で、先ほどおっしゃいましたとおり基本方針がばらばらだと、これで吉岡町の学校現場に法や国の基本方針への理解が浸透していくのかと。例えば、現場がいじめ対策推進に適正に向き合っていけるのかとか、そういう住民からの疑問を持たれることになりかねないと。そうならないためにも、今回改定作業を進められるということで、しっかりガイドラインの見直し、バージョンアップ、そして公表となるように進めていただければと思います。

次に、今お話しされた、今回本定例会で吉岡町いじめ防止等のための組織に関する条例というのが提案されているわけですけども、こちらに関連して2つほどお尋ねしたいと思います。

いじめ防止対策推進法では、いじめにより被害児童が不登校になる場合も重大事態であるということになっています。ですけども、これは一見いじめが原因と見られない不登校のケース、不登校の児童生徒が出てくる中で、一見いじめが原因と見られない中でも、実は学校以外のところがアンケートを取ってみたりすると、不登校となった理由がいじめであったという話も聞いています。なので、そういう可能性が少なくないと考えられるわけなんです。

そういうところから、児童生徒及び保護者に対しては、不登校の原因がいじめだったのではないかという可能性を踏まえた対応を行うことが必要なのではないかというふうに考えますけれども、こちらに関してはどのようにお考えでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 各学校におきましては、不登校の児童生徒につきまして、その児童生徒及び保護者の気持ちに寄り添い適切に対応しているものと考えております。その中で、人間関係が要因で学校に気持ちが向かなくなる児童生徒がいることも想定されます。人間関係を要因とした不登校の中で、いじめが本人の不登校の主たる要因であるかどうかは、該当する児童生徒、保護者との関わりの中で、丁寧かつ慎重に聞き取りを行って、必要によっては重大事態として報告・調査を行っていくことが必要かと、その辺の判断もしていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 分かりました。

では、次です。不登校の児童生徒、これは30日以上欠席の場合不登校であると。いじめが原因の場合は重大事態になるというところなんですけれども、いじめ対策推進法第



28条の相当な期間なんですけれども、そういうふうな目安にはされていますけれども、いじめを原因として児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、この目安にかかわらず、やはり丁寧に調査していただきたいと思うわけなんですけれども、こちらについてはいかがでしょう。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 議員おっしゃるとおり、いじめによる不登校重大事態の定義は、欠席日数が年間30日以上であることが目安とされておりますが、児童生徒、保護者からのいじめにより重大事態に至ったという申立てがあった場合や、状況を鑑みて深刻な事態となるおそれがある場合には、その日数にかかわらず重大事態として捉え、まずは学校、教育委員会、その対応によっては専門委員会の調査が必要と考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 分かりました。ぜひ丁寧に慎重に進めていただければと思います。

次、教育のICT化に関して、HiBALIプランに関する質問になってきます。

昨日、全員協議会があって、その中で少し話が出たと思います。若干重複するかもしれませんが、改めてその部分をお答えいただきたいと思いますが、現在HiBALIプラン2.1、町の独自のICTの導入プラン、活用プランということで進んでいるところです。ICTを活用した学びの改革に、現在さらなるブラッシュアップが行われており、群馬県知事とか、群馬県議会、文教警察常任委員会の視察があるほど、県内でも吉岡町の取組が注目されているところであります。今後も、県内だけでなく、全国に誇れるような先進事例、そして学びのまち・吉岡になっていただけますよう取組を進めていっていただきたいと思います。

そこでお尋ねしますが、まず現在、同プラン2.1を進めるに当たり、どのような課題が現在出ているのか、こちらについてお聞かせいただきたいとともに、今後のバージョンアップ3.0という構想が、ホームページ上でも3.0というものが出ているんですけれども、実際どのような構想をお持ちなのかについて、説明いただきたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 現在、HiBALIプラン2.1を進めるに当たり、課題は次のようなことが挙げられます。

1つ目は、貸与している端末の恒久的供給についてでございます。今後、端末の経年劣化が進み、児童生徒に持続可能な方法で端末を切れ目なく利用できるようにしなければなら

らないと考えております。

2つ目は、ICT支援に係る人材の確保についてです。各校のICT活用が進む中、担当者の負担も増えているのが現状でございます。町で採用している支援員1人体制では、授業支援に十分に手が回らない状況も見られます。今後のバージョンアップの構想ですが、県教育委員会が目指す教育イノベーションが示すように、ICTを活用した個別最適な学びと協働的な学びをより効果的に実践するため、まずは教育ビッグデータの活用環境を整えたいと考えております。学習ログやライフログを活用した児童生徒の自立的な学習や心身の健康管理を支援できるような仕組みづくりを構築してまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） ビッグデータの利用という、かなりすごく大がかりなものになってくると思いますが、ぜひ子供たちの学びの助けになればいいなというふうに思っているところで

す。

あと、端末です。端末は、ぜひ町長もよろしく県のほうに要望を続けていただいて、結局のところは更新時期になったら、これは全部の予算がまたかかってくる、それをどうしようという部分が一番の問題になってくるのかと思うので、そこは要望をいろいろ続けていただきたいと思います。

1. 0、2. 0、2. 1という形で、このプランがバージョンアップされてきているんですけれども、今度は3. 0になっていくということなんですけれども、ということは、それまでのプランの目標がある程度達成されているのではないかということなんです、そういうことでよろしいんですか。

それと、例えば学習支援ソフトの家庭学習での利用が、私も家庭で見ているとかなり進んでいるようなんですけれども、その学習支援ソフトの1人当たりの利用時間がどのくらいで、全国平均と比べてどうなのかとか、こういうデータの部分というのは進めていく上で得られているのか。あとは、例えばこれはシステム会社からソフトをレンタルして使っていると思うんですけれども、そういうシステム会社から、このデータに対してどのような評価をいただいているのか、そういう部分について説明いただきたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） まず、目的が達成できたというところでございますが、全児童生徒にとって全て目的が達成できたということは難しい現状でございます。今後も各児童生徒にフォローアップ体制が取れることが、このICT活用の利点の一つであるとも考えられますので、組織的かつ継続的に推進していく中で、新たな構想にも取り組んでまいり

たいと考えております。

次に、学習支援ソフトの活用状況でございますが、個人情報保護の観点から情報が限られておりますが、あるアプリの月の使用率を全国比で見ると、5月から7月の平均値で、全国は46.3%、吉岡町は78.9%となり、高い水準で全国を上回る使用率となっております。

また、別の学習支援アプリでは、5月、6月、7月、3か月で任意の1週間を抽出した児童生徒の使用率は、全国16.44%、吉岡町38.44%と、こちらも全国を上回る結果となっております。

また、ご質問のシステム会社がどのような評価をしているのかということについては、今月末に当該システム会社と群馬県が共催し、教員指導力向上プロジェクトのウェブセミナーが県内教員や指導主事の希望者対象に実施され、その研修において、アプリの活用が進んでいる吉岡町の小学校教員2名が講師として登壇し、学校における活用事例を紹介してほしいとの依頼が来ております。この事実は、システム会社の吉岡町に対する評価の一つと見てとれると考えております。

今後も、会社提供の情報等も参考にしながら、HiBALIプランを推進していければと考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 結構な利用率になって、ここはかなり教育長、目的としたところが達成されているのかなど。家庭学習で広めていって、子供の学力向上、あとはテキスト、問題集とかを買わなくても済むような形で進めていきたいというお考えがあったと思いますけれども、これは随分進んでいるのではないかと思います。

次、行きます。

小中学校で、文科省の通知もあり、置き勉強というのが認められるようになっていますが、今回端末が加わったことにより、さらになんですけども、その一方で重さが増えて、現在、量ってみたら中学生の持ち物、1年生とか、かなり大きいリュックみたいなものを背負っているわけですが、これは水筒を入れずに10キログラム近くあるんです。登下校時の安全面ではもちろん、子供の体への負担にも配慮した改善をぜひ進めていただきたいと考えます。

特に、ある程度以上は荷物は減らないと。でも、端末は絶対持ち帰って家庭で使わなきゃいけないと。そういう中でやっぱり考えていただきたいのは、デジタル教材です。教科書の導入というのをぜひ積極的に進めていただきたい。そういう部分で、先進的な取組を進めていただきたいと考えるんですけども、こちらについて教育長はどのようなお考え

をお持ちですか。

議長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 子供たちの荷物の重さについては、定例の教育委員会の中でも議論をされておりまして、引き続き課題解決のためにいろいろ考えていきたいと思えます。

デジタル教科書についてということでご質問をいただきましたけれども、先月末に中央教育審議会の作業部会が、小中学校ともまずは英語でデジタル教科書の導入を進めるという提言がなされたという報道がありました。

吉岡町におきましては、学習者用デジタル教科書に関しましては、既に導入を始めている教科もあり、各学校で活用を進めながら、長所短所、この辺を見極めているところでございます。子供たちにとって、主体的、対話的で深い学びにつながるのか、課題と成果をしっかりと見極めるとともに、国や県の動向も注視しながら、学習者用のデジタル教科書の導入を着実に進めていきたいと考えているところです。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 積極的かつ速やかに進めていただければと思うところであります。

次、この間、6月26日、27日頃に、ニュースや新聞で取り上げられたのでご存じの方も多と思います。生徒指導提要が12年ぶりに改訂されていくというところで、これは何かというと、現在ブラック校則というのが社会問題になっていて、積極的な見直しへの取組が求められ、進められている中で、こういう形で改訂も行われていくわけなんですけれども、この校則見直しに関しては、経済産業省で未来の教室の実証事業として採択されているルールメイキングという取組があります。

吉岡中学校においては、HiBALIプランを進める中で、ICTを活用しながら、この取組が実践されるよう支援していただきたいと考えるわけですが、こちらについて教育委員会としてどのような見解にあるのでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 校則の見直しにつきましては、各校の校則や決まりがつけられた時代と今の時代との社会情勢や求められる教育、また考え方も変化していると考えております。

また、文部科学省は、先ほど議員おっしゃいましたとおり、有識者会議が取りまとめた学校の生徒指導の手引となる生徒指導提要の改訂案を示しました。この生徒指導提要は、全国の小中高などの学校が生徒指導を進める上での基本となる指針として重要なものであ

ります。

今回の改訂作業では、理不尽な校則は学校が見直す努力が必要との委員の指摘等から、児童や生徒が校則の見直しに参加することに教育的意義があるとしております。

議員おっしゃる経済産業省の「未来の教室」実証実験のように、ICTを活用して多様な意見に触れることは、子供たちの視野を広げる学びの場であると捉えております。また、県内のNPO法人でも同様の場づくりを学校に働きかけ、子供たち主体の学校づくり、あるいはルールづくりを支援している団体もあります。

校則の内容の見直しは、最終的には校長の権限ですが、今後、他機関との連携も視野に多様な考え方で子供たちの自立を促すような支援をどのように行っていけるのか、教育委員会としても検討していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 細かいところまで言わないんですけれども、吉岡中学校でも、ちょっと合理性がないのかな、ブラック校則なのかと思われるものが存在していると私は思っています。このようなものが在籍する生徒の意見で変わっていくこと、そこでICTが利用されていく中で変わっていくことを期待したいと思っております。

あともう一つ、ちょうど1年前に同趣旨の質問をしております。HiBALIプランの現在2.1で一部は実践されることになっているはずなんですけれども、端末によるライフログでの自己診断とか、あとそれ以外にいじめに関するアンケートの実施、またヤングケアラーとか、教職員の行き過ぎた指導などに関するアンケート調査も実施していただきたいというふうに考えるわけなんですけれども、こちらに関する現在の取組と今後の方針について説明を求めます。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 端末による心の自己診断やいじめに関するアンケートの実施状況についてでございますが、心の自己診断は、町内児童生徒が毎日、そのときの心の状態や健康状態を視覚的に分かりやすいように端末で答えられるようにしております。いじめに関するアンケートにつきましては、各校の内容や発達段階を鑑み、紙面による実施と端末による実施をしております。

ヤングケアラーに関するアンケートにつきましては、6月に社会福祉士及び精神保健福祉士の資格を持つ専門家から、児童生徒にヤングケアラーについて説明した後にアンケートを実施いたしました。アンケートの結果から、今後の対応や教職員の児童生徒に対しまして、多角的、多面的な視野で指導支援ができるように、教育委員会としても各校との共

通理解を図ってまいりたいと考えております。

なお、教師の行き過ぎた指導についてですが、まずは現在実施しているアンケート、そちらの記述などから、児童生徒の心の自己診断やいじめに関する悩み事などと併せまして丁寧な観察していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 一番最後の答弁なんですけれども、全国的に今問題になっているのは皆さんご存じだと思うんです。こういう児童と教師間で起こる問題というのは、教職員が優位な立場になりやすいのではないかと思います。なので、なかなか表面化しにくいのではないかと思いますので、十分な配慮をいただきたい。それで、児童生徒がこういうところの悩み事について、抵抗することなく申し出ることができるように配慮していただくよう強く求めたいと思います。

教育関係は以上にしまして、次に交通安全対策なんですけれども、皆さんご存じのとおり商業進出が続く中で、大松交差点付近に新たな開発案件が出ているんですけれども、出店後には交通量も時間帯より大幅に増えると考えられ、子供たちへの交通安全対策が求められるわけです。

そこでお尋ねしますが、まず下校時に自動車が大量に進入してくると予想される通学路とか、人身事故が起こって安全面で問題視されている交差点への対策に対して、町はどのように考えているのか。そして、これらに関して県や警察の協議をどのように進めているのか、説明いただきたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 児童への交通安全対策について、現在、大久保大松交差点付近では、県道前橋伊香保線吉岡バイパス西側で、上毛新聞TR住宅展示場が開業しており、株式会社ツルヤ、株式会社ジョイフル本田、ヤマダ電機株式会社などの大規模店の出店が、今年の秋から来年春にかけて予定されております。

また、吉岡バイパス東側においても、株式会社カワチ薬品やネッツトヨタ群馬株式会社が大幅な店舗等の拡大を計画しており、周辺地域では車両増加による交通環境の激変が予想されており、生活道路や通学路の安全性の確保が急務となっております。

安全対策の考え方及び並びに関係機関との協議については、建設課長に答弁をさせます。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 大型商業施設進出により、大久保地区では交通量の増加によりまず周辺環

境の激変が懸念されております。特に、大久保、寺下・寺上地区の多くの児童が利用します県道南新井前橋線、大松交差点の東付近、さくら歯科医院手前、大久保1449の4番地交差点は、左折車両に起因する事故が度々発生しておるところでございます。

令和4年3月18日に、渋川警察署交通課や吉岡町交番、教育委員会学校部局と意見交換会を実施しておりますが、交差点を南北に走ります町道金竹西・田端線は、当時の数字にはなりませんけれども、学童102名余りが利用する通学路でございます。

大型商業施設の集積により、渋滞時には幹線道路の抜け道として今後も交通量の増加が予想され、中央分離帯を設置して車両進入の抑制をすることが望ましいとの見解をいただいております。

町では、関係機関でございます土地利用対策委員会や土地開発審議会との協議を行い、歯科医院手前交差点での右折車両進入を抑制するため、中央分離帯の設置について、要望書を令和4年4月19日付で渋川土木事務所長及び渋川警察署長宛てに提出をしております。要望書の提出につきましては、関係機関等のご意見を基に、児童の安全確保を優先するため町の判断で提出しておりますけれども、当該交差点の中央分離帯設置を含めました周辺道路の安全対策につきましては、今後、地元の皆様と協議を設け進めてまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） それともう一つ気になっているところ、人身事故が起こっている部分については、ないんですか。なさそうですね。では、次に行きます。

駒寄小学校付近の安全対策という部分についてお聞きしますが、進んでいるはずなんですけど、確認のため、現在の進行状況を説明していただくとともに、ここが大事なんですけれども、大型車の交通量調査や県警との協議はどうなっているのかについて、説明いただきたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 駒寄小学校付近の交通安全対策でございますけれども、今年度につきましては、交差点ガードパイプの設置を行っております。

大型車の交通量調査に関しましては、大久保地内の交差点3か所の交通量調査を実施し、本年度、現状把握を行っております。

調査地点につきましては、漆原総社線の起点となります漆原の原田橋交差点から漆原桑原整形外科西の丁字路、大久保吉岡バイパス中島交差点を結ぶ3か所で交通量調査を行っております。調査経路は、町道宮田大藪線から駒寄小学校交差点を経由し、町道駒小半田

線を通過するルートになります。

調査日は、令和4年5月19日午前7時から午後7時までの12時間実施しておりますので、調査結果について申し上げます。まず、17号バイパス等から駒寄小学校前を通過します車両2,191台、うち大型車につきましては187台。次に、駒寄小学校前から17号バイパス等へ向かう車両2,155台、うち大型車につきましては187台で、大型車の混入率は8.61%でございました。

この交通量調査の結果につきましては、都市計画道路漆原総社線の交通量を予測し、道路整備の設計や効果等の検証をするための資料で、工事の設計仕様や詳細設計に生かすために実施したものでございます。検証結果からは、漆原総社線の整備により、駒寄小学校周辺の車両進入は、大型車を含め減少し、交通環境は改善されるものと推測されます。

また、集計しました結果につきましては、今後実施します合同点検などでの危険箇所の改善策にも活用してまいりたいと考えております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） いろいろな方の意見とか、いろいろなやり方があるかもしれないですけども、子供の命が最優先であるという形で進めていただきたいと思います。どのような安全策を取るかというのは、その中でいろいろ考えて、どれが一番いいのかという部分について、費用対効果、いろいろあると思いますので、そういうところを検討しながら進めていただければと思っております。

次、最後に自治体間連携、交流に関してお尋ねしていきます。

I C Tの進化とか、高速道路とかの整備により、近隣県内市町村だけでなく、遠隔地との提携・交流が容易になってきています。それぞれの持っている情報や取組を共有し、それぞれの関係人口を創出、拡大し、地域の活性化や地域の課題解決につなげていくことができる自治体間連携、交流に関しては、もちろん大樹町との関係の強化をしっかりと進めていただくとともに、その拡大に向けて、今後さらに積極的に取り組んでいただきたいと考え、お尋ねするものであります。

まず最初に、現在唯一の友好都市であり、友好都市連携協定10周年を迎えた大樹町に関しては、今申し上げましたとおり、より深く幅広い交流、連携となるよう、関係構築の強化に努めていただきたいと考えますが、町長及び教育長はどのような見解にあるのか。

そして、友好都市提携は、できれば複数自治体間と進めていただきたいと思います。現在これについてはどのように取り組んでいるのか。また、今後どのように進めていくのか。

最後に3つ目、これは以前にもお尋ねしていますが、友好都市連携と併せて災害時相互応援協定、災害があったときに助けに行きますよという協定です。お互いに自分の自治体



が災害に遭ったときに支援をしましょうという協定なんですけれども、これに関しても、もっと積極的に進めたらどうかと。

以上、以前にお尋ねしたものについては改めてということになりますけれども、併せてお答えを求めます。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 平成23年に北海道の大樹町と友好都市になって、早いもので10年が過ぎました。今年8月、町長として初めて清流まつりを訪問したときに、改めて10周年記念行事としてイベントを開催させていただきました。ここに至るまでの過程には、ここにいらっしゃいます議員皆様をはじめ、多くの関係者による並々ならぬご苦勞とご協力があってのことと深く感謝しております。

大樹町とは、この10年間という長い年月で培ってきたものを大事にしつつ、今後も揺るぎない信頼関係の下、両町にとって意義のある事業を引き続き推進していきたいと考えております。

現在の友好都市は、北海道ということもあり、議員ご指摘のとおり、住民の方々が交流を深めるにはなかなか難しい状況であることは否めません。その反面、平成25年度から行われている吉岡町・大樹町子ども交流事業では、子供たちが北海道の大自然の中で、日常では味わえない多くの感動を経験しております。これは、裏を返せば容易に伺うことができない場所を訪れるということによる効果も少なからずあると同時に、遠い北海道という場所で同学年の友達が共に頑張っていることに気づかされる貴重な体験でもあると推察できます。

そのため、大樹町との親交は今後もさらに深めつつ、2つ目の友好都市について、住民の方々が関係性を持てる地理的な条件も含めて検討していくべきであります。相手あつての友好都市でもありますので、その点を踏まえつつ進めていければと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） 町長からの答弁とちょっと重複する部分がございますけれども、平成25年度から実施しております大樹町子ども交流事業ですが、残念ながらこの3年間、新型コロナウイルスの影響により中止となってしまいました。

しかし、令和元年度までの間に200人以上の吉岡町の子供たちが、北海道という大自然と触れ合い、大樹町の子供たちとの交流を深めてまいりました。

そんな折、先月の8月7日に柴崎町長が、友好都市連携協定10周年記念で大樹町を訪れた際、大樹町の町長、教育長とICTを活用した教員同士の交流や事業等の交流をする

ことについて、こちらから提案を持ちかけ合意に至りました。

今後は、現在の子ども交流事業に加え、ICTを活用し、大樹町と吉岡町でワークスペースを連携させて、教員同士の教材の共有、また学校同士のリモート交流を日々の授業で実施できるように進め、さらなる関係構築の強化とともに、子供の学力、ひいては生きる力の育成に努めていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 災害時応援協定の関係ですけれども、大樹町との関係につきましては、協定締結前の東日本大震災時に遡ることができます。地震発生直後、大樹町からの依頼による連携先である相馬市のほうへの食料援助を実施いたしました。それ以降、災害時には互いに連絡を取りながら支援等を行ってまいりました。

議員ご質問の友好都市連携協定と併せて災害時の応援協定を積極的に進めてはどうかという点でございますが、ご指摘のとおり、今までの経過も踏まえながら、より幅広い分野での関係構築に努めながら、災害協定の締結についても検討をしていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 幾つか質問したかったんですが、時間が足りないのではしょっていききたいと思いますが、友好都市もそうなんですけれども、災害時相互応援協定についても、できるだけ多くの市町村と提携していただきたいというふうに思いますけれどもいかがでしょうか。

あと、あわせて友好都市の災害応援協定もそれぞれの候補地を、これからできれば増やしていただきたいと考えるわけなんですけれども、例えば今回、総務産業常任会で、7月に西伊豆町、松崎町に、西伊豆町は先ほどお話に出てきたところなんですけれども、視察に行ったんですけれども、例えばそのような何らかのきっかけを基にスタートしていくのも一つの方法ではないかと。今、いろいろ大樹町との交流を基に進めている部分もあると思うんですけども、そういういろんなきっかけを大事にして、ぜひ最初は連絡協議会みたいなものを、まずお互いの職員間交流から始めていくとか、いろいろ考えていけるんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

また、今回、チャレンジデーで鹿角市と交流があったと思うんですけども、これも一つ大きなチャンスだと思うんです。こういうきっかけを通じて交流を広めていただければと思うんですけども、こちらについてはどのようにお考えでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 他市町村との災害時の応援協定の締結についてでございますが、県外のできるだけ多くの市町村との連携を行うことができれば、有事の際の大きな助けになると考えております。また、そういったところで研修等を積みればよいのかなということも考えておるところでございます。

しかしながら、現状としては、県内の前橋市のみが災害時応援協定の締結先となっておりますので、議員ご指摘のとおり、まずは日頃の交流を持つことを第一に考えながら候補地を探ってまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 議員ご提案のとおり、新たな友好都市提携に向けての足がかりはいろいろな方面から考えていく事案だとも認識しております。自治体として関係性を保ち、お互いが将来に向けて同じ方向を向いていることはもちろん、連携していくことで町民にとって有意義なものになることが重要だと考えております。

また、現在、友好都市はご承知のとおり大樹町だけなのですが、町長が大樹町や他市町村等、訪問の際に、参加自治体の関係者と意見交換等をしておりますので、そういったところも足がかりにできればというふうに考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） そういうところで、ぜひ町長のトップセールスに期待したいと思っております。

もう一つ、子ども交流事業で、今、大樹町にお世話になって、今回中止になって非常に残念なんですけれども、この大樹町以外にも子ども交流事業で連携自治体を複数持つべきではないかと。もしくは、学校の宿泊研修先として提携して、宿泊研修での提携を通じた交流というのもぜひ検討していただきたいと考えているところなんですけれども、どのようにお考えでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 子ども交流事業の連携自治体の拡大についてでございますが、子供たちの安全・安心を確保する上で、引率者の手配と予算面だけではなく、人的面でも考慮していかなければならないなどの課題もあり、現状では現在実施している大樹町との子ども交流事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、学校行事としての宿泊研修も、現在実施している修学旅行などとし、教育課程の

編成上、現状におきましては新たな連携等は難しいと現在のところ考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 何かしょっぱい答弁だねというのが一つ感想なんですけれども、町長も、子ども交流事業をもっと増やすべきじゃないかと議員のときに言っているはずなんです。そう思っていたはずなんです。ところが、費用の問題とか、人材の問題とかで難しいというのは、ちょっといかがなものかなと。例えば教育委員会で子供のことをやるんだからじゃなくて、その部署だけじゃなくて、自治体間の住民交流ということで、役場全体で取り組んでもいいんじゃないですか。人が足りないのなら、職員何人要るんですか。

そう考えていくと、そういう部分で町全体の取組として手伝ってもらおう。例えば、臨海学校とか、そういうので企画してやっていくのもいいんじゃないかと思うわけなんです。そういう面で、役場全体でぜひしっかり考えていただければと思います。

1分近く残しましたがけれども、富岡大志の一般質問をこれにて終了いたします。

議長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、5番富岡大志議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を10時50分とします。

午前10時32分休憩

---

午前10時50分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

---

議長（岩崎信幸君） 4番廣嶋 隆議員を指名します。廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君登壇〕

4番（廣嶋 隆君） 議長への通告に基づき一般質問をいたします。

議長への通告に基づき、一般質問をいたします。

1、渋川地区広域市町村圏振興整備組合の最終処分場候補地選定について。

（1）第5回最終処分場候補地選定委員会が7月26日、第6回が8月5日に開催され、同日、町長に答申書が提出されました。答申書の内容について伺います。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 令和2年11月の第1回選定委員会から、今年8月の第6回選定委員会までのおよそ1年9か月の間、吉岡町地内における渋川地区広域市町村圏振興整備組合最終処分場候補地選定委員会では、現在稼働中のエコ小野上処分場の視察も含め、様々な視点や見地からご審議いただいておりますが、去る8月5日、委員長より、最終処分場の

候補地を上野原地区②とする旨の答申をいただきました。

詳細については、住民課長に説明をさせます。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） この答申については、令和2年11月25日付で諮問した件につきまして、最終処分場候補地選定委員会委員長より、吉岡町長に対して提出されたものとなります。

内容としましては、吉岡町地内における渋川地区広域市町村圏振興整備組合最終処分場候補地の選定について、立地基準等により抽出した建設可能区域に対し、1次評価の面積評価で絞り込まれた3か所の建設候補地に対する2次評価として比較評価及び審議を行った結果、吉岡町地内における渋川地区広域市町村圏振興整備組合最終処分場候補地として、上野原地区②の区域を選定したことを答申するものとなっています。

この上野原地区②の区域につきましては、県道水沢足門線の東側で、吉岡町道201号線から200メートル以上北側に位置する地区となります。候補地面積は38.47ヘクタールで、対象地は西から東へ傾斜している山林が大部分を占め、地区内には舗装されていない道路が存在しております。農業用水管等の地下埋設物や近隣市町村への影響がなく、周辺整備の可能性が高いなどの理由により、評価項目全体にわたって比較的高い点数となり、3か所の候補地の中では最も高い総合評価となりました。

なお、一部の地域では県のレッドデータリストに掲載されている植物の発見報告がされていることから、十分な対応が必要としています。

また、比較評価の中には、候補地外周からの距離等が項目となっているものもありますが、当該地区は3か所の候補地の中では最も面積が広く、今後検討される選定場所によっては評価についての見解が変わることがあるということを申し添えるものとなっております。

なお、附帯意見としまして、候補地の形状が複雑なことから、具体的な区域の選定等については十分考慮することや、周辺住民への配慮についても十分考慮をとる要望が付記されております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 1次評価については、関係法令、規制等により、除外地域を避けて設定されたわけです。そして、今回、立地基準と2次評価で38.47ヘクタールの場所が候補地として決定したわけですが、ここの38.47ヘクタールが候補地として決定された理由は何なんですか。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） この候補地が決定された理由につきましては、選定委員会による評価の中で、20項目の評価項目を設定しまして、それぞれに対する内容をまず把握しまして、それを評価に該当させた結果、そこから点数が導き出されました。その点数の大きい少ないによって、評価項目、評価の基準、評価の順位を決定して、②番の地区が最も高くなったというようなことをご理解いただければと思います。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 今のお話ですと、評価項目20項目、これは誰がどのような基準でこの20項目を抽出したのか、伺います。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） 2次評価の中で使用された比較表の案につきましては、事務局が県の立地基準や他市町村での資料等を参考に、専門家の意見等を聞きながら、たたき台としてまず作成させていただきました。比較評価表案の中の評価項目や評価基準、評価内容につきましては、選定委員会の中で議論され決定されたものとなりますので、最終的には選定委員会が評価したものであると捉えていただきたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） この20項目に対して、A、B、Cの3段階の評価が行われたわけです。この3段階の評価そのものは誰が評価したのでしょうか、伺います。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） 3段階の評価、まず基準を設定しまして、基準についての確認を取った上で、内容の把握と評価基準と照らし合わせた結果、その地区の評価がAであるとか、Bであるとか、Cであるとか、そういったところを審査委員会の中で議論をして決められたというふうに捉えていただければと思います。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 議論した結果、A、B、Cの評価がされたのか、それとも事務局が事前にA、B、Cの評価をしたのか、どちらですか。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） 選定委員会の役員に対して提示した評価案ということの資料については、その中には、この項目についてはこの地区はAではないか、Cではないか、Bではないかというようなたたき台として事務局のほうでまず入れさせたものを提示させていただいております。それを選定委員会の中で議論されて、これでいいだろうということで決まったものというふうにご理解いただければと思います。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） そうしますと、2次評価の20項目及びA、B、C3段階の評価は、事前に事務局がつくったということによろしいんですか。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） 事務局がたたき台としてつくって、それを審議していただいたということになります。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） この中で、例えば災害の危険性についてという評価項目があります。この災害の危険性については、A評価5点、B評価3点、C評価1点の中で、災害の危険性、A評価低い、B評価中ぐらい、C評価高い。災害の危険性において評価するのに、低いとか、高いとか、ましてや中ぐらいなんて、どういうことで中ぐらいが出てきたんですか、説明を求めます。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） 災害の危険性という項目について説明させていただきます。

まず、選定委員会では、これまでの立地基準などを参考に洗い出しを進めてまいりましたが、その中でもう既に土砂災害警戒区域等が含まれていたことから、選定委員会のほうで最終的に洗い出した区域の中には、住民の生命や身体に危害が生じるような危険箇所は存在していないという認識でまずおります。

しかし、土砂災害警戒区域に該当していないとはいえ、何らかの災害が発生する危険性というのは残されているということでもありますので、ここでは洗い出しのときよりももう少し広く災害の危険性を評価するために、まず2次評価の中に項目を設けさせていただきました。

その際に、災害の危険性に関する評価基準をA、B、C、Aを低い、Bを中ぐらい、Cが高いと3段階に設定したわけですが、ここでは災害発生の危険性が高いものを

まずC、そして災害発生の危険性が低いものをA、災害発生の危険性が高いとも低いとも言えないというものをBと設定させていただきまして、これらの基準についても選定委員会の委員のご意見を聞きながら決定したのとなっています。

なお、今回B、中ぐらいとされた評価場所につきましては、上野原地区②の区域でありましたが、ここでは災害発生の危険性は否定できないということで、中ぐらいであるという評価基準に当てはめたものであり、このことにつきましても選定委員会として検討した結果のものでありますので、ご理解いただければと考えています。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 災害発生に関して、低いとか高いとかではなく、災害の可能性があるか、災害の可能性がないかで判断しなければおかしいと思うんです。そもそも、このたたき台を基に委員の方々に意見を聞いたわけですが、こういう細かいことは事前にもできた中で皆さん検討しているわけですよ。これは町が誘導していると思いがいいようがないんです。

今言ったように、この項目一つに関しても、低い高いではなく、危険性が少しでもあれば危険性あり、なければなし、中ぐらいなんていう考えはあり得ないんです。そういう考えを取り入れたこの2次評価は、少し偏っていると思います。

そして、このエリアの中に自害沢が2か所通っている場所があるんです。川が流れているところをなぜ候補地に選んだのか、お伺いいたします。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） 今回、洗い出しを行った候補地として線で囲まれた区域につきましては、この間、その選定委員会の中で、県の立地基準とか、いろんな状況を把握し、それを重ね合わせる中で、法的な制限とか、そういったものがかかっていない場所ということで洗い出しを行っておりました。

そして、自害沢は、実際に勾配を見ますと沢が生じているんですが、それについては今回の立地基準の制約には該当しなかったということで、このたびこの囲まれた区域の中には、実際に自害沢の青い線が入っていますが、そちらについてはその立地基準等によって絞り込まれた際には該当しなかったということでご理解いただければと思います。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 少なくとも川があれば危険が伴います。ましてや、地図上で見れば、自害沢川がかかっているところは除外しても全く問題ない場所です。なぜ事前に事務局等がそこを除外できなかったのか。普通、エリアの中に川があれば、川は除外しますでしょう。



いかがですか。川は除外しますか、しませんか、お伺いします。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） 川を除外するか除外しないかというご質問をいただいたのですが、今回、ちょっと重ねて言うようですが、第3回の選定委員会まで、この評価が、吉岡町のほうで建設可能区域ということを決めるために様々な協議を行って、例えば公共施設から何メートルとか、浸水区域に入っているかとか、居住区域に入っているか、そういったものによって建設が可能でない区域を洗い出した結果、残ったものがこの区域になっているということになっておりますので、この建設可能区域の中に、ここには沢という緑の青い線が入っていますが、こちらについてはその対象とならなかったというふうに私は捉えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 私は沢について質問しているんじゃないんです。自害沢川が2か所引っかけているわけです。それも、そこを削除しても、このエリアにとっては全く問題のないところですよ。なぜそれが初めから除外できなかったのか、それを聞いているんです。本来おかしいと思えば、どんどん除外していくべきですよ。地図を見ると全く問題ないところですよ。それを削除しても問題ないですよ。もともと面積が、これは38.47ヘクタールで大きいんですから。広域が求めているのは、全然小さいですよ。だからそういうことがなぜできなかったのか。1次評価とか、2次評価のものに取り過ぎて、そしてこういう細かいことをちゃんと心得ていけば、事前にこれを除外できるわけなんですよ。ここに、この取組の問題があると思うんです。町はこれ、真剣に取り組んでいないですよ。地図を皆さん見たって分かると思うんです。あんなちょっと出っ張ったところに自害沢が流れていて、あえてそこまでエリアに入れて、それで38.47ヘクタールですなんて言っているのではおかしいですよ。なぜそれが当初から除外できなかったのか。それは、やる気のなさですよ。これに対する町の姿勢です。姿勢が全然できていないんです。できていけば、当然これを除外できるわけですから。

今の課長がこれを決めたわけじゃない。もう質問はここで終わりますけれども、次に候補地の土地所有者の数について伺います。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） 今回、選定委員会から吉岡町地内における渋川地区広域市町村圏振興整備組合最終処分場の候補地として、上野原地区②の区域を選定したといただいております。

この選定された38.47ヘクタールという区域に関する地権者の状況であります、この区域に関する地権者は約150名、筆数にして約330筆となっております。

ただ、現段階におきましては、非常に広い面積が候補地となっているんですが、この数字はあくまでも現時点において候補地として囲まれている区域を対象とした、町がつかんでいる数字であります。今後、広域組合との協議の中で行われるさらなる絞り込みによって、地権者数、筆数とも大幅に少なくなるということをご了解いただければと思います。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） この8月5日に答申書が出されましたが、今朝ここへ来る前に、吉岡町のホームページを見ました。答申書に関する記事がホームページに載っておりません。これは8月5日で、おおよそ25日経過しているわけです。これは、載せるのに遅いんじゃないんですか、いかがですか。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） 議員ご指摘のとおり、今回8月に答申を受けまして、手続が今進んでおります。私たち町としましても、この答申内容、それからその後の経過等について、なるべく早めにホームページに掲載しようというふうに取り組を進めていたんですが、答申書を出すに至るまでの選定委員会が2回行われていまして、そちらのほうの議事録とか、あるいは地域の説明会の状況、そしてそういったものの精査に手間取っておりまして、現在の段階では上げられておりません。

ただ、これにつきましては、もうほぼ事務手続が最終盤に入っておりまして、近日中にはホームページに上げられるような段取りになっております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 完全な形で載せなくても、第一報的に、8月5日に答申書が出されましたと、詳細についてはまた後ほど掲載しますとか、そういう出し方もあるので、その辺は検討して情報を早く開示するようにしてください。

それから、今まで質問したり、お話を伺っている中で、いま一つ候補地が決定するまでの流れがよく分かりません。最終処分場候補地の選定の手順について、分かりやすく説明を求めます。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） これからの具体的なスケジュールということなんですが、町では選定委員

会の答申を受けまして、8月9日付で渋川地区広域市町村圏振興整備組合に対しまして、さらなる絞り込みの依頼を行っております。

現在は、実際に施工する立場から、渋川広域のほうで詳細な検討が進められているところでありまして、9月中には、広域組合が考える、より具体的な建設候補地案が町に示される予定となっております。

町ではその報告を踏まえまして、最終的に町が適地と考える候補地案を決定して、その後、速やかに上野原地区における住民説明会を開催していきたいと考えております。そして、11月までの約2か月間の中で、地域の皆様からの要望書の提出とか、それに対する町からの回答といったやり取りを行い、地域からの同意がいただければ町として最終処分場の建設候補地を最終決定して、町議会に報告するとともに、渋川地区広域市町村圏振興整備組合に対し正式に決定報告を町からすることになると考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 初めからいきますと、処分場候補地選定委員会ができて、そこで練られて、選定委員会の答申書が町に出されて、そして町は広域に、ここですと出すわけですね。そして今度、広域は、そのエリアの中でここですと、返事が返ってくるわけですね。だから、そういう流れが今まで分かっていないんですよ。これは、候補地選定委員会の方にもこういう流れの説明をされていたんですか。全くどういう手順でどういうふうに決まっていくかということが見えていないんです。だから地元の人だって心配して、自分たちの意見もいっぱいあるわけですよ。そういうことが、初めからこういう段取りで、こうなって、こうで、そしてここで皆さんの意見を伺ってそれを反映してという、そういう流れが今まで私は分からなかったんです。

ところが、今までのこの流れを、今のお話も伺って、こうなのかなというふうに多少は理解できたんですが、そこで今、一つ問題になっているのは搬入ルート。例えば、この38.47ヘクタールへの候補地まで焼却場からどういうルートでここへ来るのか、それをお伺いいたします。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） 搬入ルートにつきましては、2次評価に使用するために、渋川市の五輪平にある渋川地区広域市町村圏振興整備組合の清掃センターからの距離や、住民生活にあまり影響を及ぼさないルートを検討して設定しました。そのルートについては、五輪平の清掃センターの北側の道を水沢方面に向かいまして、水沢足門線との丁字路を左折して道なりに進み、水沢足門線からそれぞれの候補地に直接アクセスするというルートを検討しま

した。

なお、現段階において候補地としている上野原地区②という区域の面積はちょっと広く、その地域のどの辺りに最終処分場が整備されるかということについては、先ほど答弁させていただいたとおり、現在、渋川広域市町村圏振興整備組合で協議をしているところでございます。

今後、渋川広域市町村圏振興整備組合が考える、より具体的な候補地案が町に示され、その場所によっては、その距離や規模も変わってくる場合があるほか、候補地が決定した後につくられてくる基本設計とか、あるいは実施設計の中で、搬入ルート等もより具体化してくると思われまます。ただ、現時点においては、先ほど説明させていただいた搬入ルートということで想定しているということをご理解いただければと思います。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 次に、このエリアが、一番近い家からはどれぐらいの距離にあるのか、伺います。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） 選定委員会では、周辺地域の生活環境にできるだけ影響を及ぼさないよう、今回の建設候補地の建設可能区域の選定の中で、県の立地基準等に基づきまして、住宅からの距離が100メートル以上あることなどを条件として抽出していることから、上野原地区②の区域につきましても、一番近い住居からの距離としては約100メートルということになっております。

ただ、先ほどもちょっと話させていただいたんですが、今回の候補地は区域の面積が結構広く、今後さらに絞り込まれる場所によっては、さらに住居からの距離は離れることも十分想定されます。

また、この100メートルという距離については、建設候補地の外周線からのものがありますので、仮に候補地の中心部に具体的な候補地が設定されるようであれば、その分、住宅からの距離というものは遠くなるということをご理解いただければと思います。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 2の今後のスケジュールについては、先ほど説明いただきましたので、これは省略いたします。

続いて、2番、林道栗籠井堤線について。

（1）林道の管理者はどこなのか、伺います。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 林道栗籠井堤線に関しまして、林道の管理者はとのご質問をいただきました。現在、町内には2つの支線を含めて6つの林道が存在しておりますが、いずれの路線も町が管理を行っております。

議 長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 林道栗籠井堤線についての林道の土地の所有者は、全て吉岡町なのか、伺います。

議 長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） ご質問の林道の土地の所有者は誰なのかということでございますけれども、林道の部分につきましては、基本的に山林部分に存在する林道については民有林の所有者の方がそのまま所有しているという状況になっております。それ以外の地目については町のほうで買収しておりますので、土地の所有者は町ということになっております。以上です。

議 長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 町有林の所有者が土地の所有者と。これは何名いらっしゃるんですか。

議 長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 基本的には、民有林の方は本当に数名、ちょっと人数はここで申し上げられないんですけども、ごく僅かの人数の方の民有林という部分になっております。そのほかの農地等、買収した部分については、やはり複数名の土地の所有者がいらっしゃるという記憶がございます。以上です。

議 長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） そうしますと、この林道については、土地を買収した人、買収した土地、それからこれは寄贈した方はいらっしゃるんですか、これについて。いかがですか。

議 長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 買収したところ以外の部分について、町に寄附するという所有者の方は1人もいらっしゃらないです。あくまで民有林の所有者がそのまま所有しているという

状況になっております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） そうすると、寄贈者がいないということは、町が買い取ったということによろしいんですね。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 地目が山林以外の部分については、町が全て買収を行っております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） この林道の管理方法について伺います。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 林道の管理につきましては、定期的な巡回、そういうものによりまして、林道機能の保全の状況、あるいは進入防止用のゲートの点検等を行っている状況でございます。

また、台風あるいは雷雨など、悪天候後の状況などにつきましては、その都度点検を実施している状況でございます。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） この定期的な巡回については、およそ何か月に一遍とかというのはあるんですか。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 必ず定期にというよりも、季節によって周辺の雑草、そういう状況も変わってきますので、その時期に応じて毎月数回行かなければならない状況もあると思いますし、そんなに頻繁に行かなくても状況が変わることはないかなという状況もありますので、ある程度の季節によって定期巡回するよにということにはなっております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） この林道付近の木が伐採されていて、林道に放置されているのを私は確認したことがあるんですが、町のほうはこれを確認しているかどうか、伺います。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 町でも巡回によりまして、その点検の際、林道栗籠井堤線の終端の部分について、林道の北側の民有林の一部に倒木等が見られました。その周辺の木を伐採したという形跡は見られたと承知しております。

また、伐採により発生した枝の十数本程度が林道の脇に置かれているというような状況についても確認をしております。

そのことが直ちに林道の機能維持に支障があるというような状況にはないかと思っておりますけれども、民有林の所有者への確認等の対応をしたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 林道の敷地内だか敷地外だか、ちょっと確認は取れていませんが、オリエンテーリングで使われている誘導板のようなものを私は確認しているんです。これは町のほうもそういうものがあることを確認しているか、また確認しているのだったらそれほどのようなものなのか、今後の対応について伺います。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） ご質問いただいた場所については、林道の終端部、南側のことでよろしいのかと思っておりますけれども、林道栗籠井堤線の山林部分につきましては、先ほど申し上げたとおり、町が買収、買上げを行っておりませんので、林道部分の土地についても民有林の所有者のままとなっております。

現在、現地の東側、県道前橋伊香保線沿いに、はりはらの郷と名づけられましたアウトドアやサバイバル体験ができる場所を整備している事業者の方がおられます。林道終端部南側の民有林の一部に若干空いたスペースがございます。木の切り株等を椅子の代わりに配置して、森の中の空間を感じてもらえる場所としてご案内をしていることがあると、そのようなことも聞いております。そのスペースを示す案内板でありますというようなことで、お話のほうは伺っております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 万が一、林道の中で、たき火というか、キャンプファイアというか、火が使われたりなんかすると困るので、今後については、またその辺はよろしく確認をしていただきたいと思います。

最後になりますが、今後の林道の方向性について、町長の見解を伺います。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 今後の方向性ということでございますけれども、今年3月、第1回定例会でお答えをさせていただいたことと一部重複すると思っておりますけれども、林道栗籠井堤線の延伸につきましては、今現在、お答えできるような実現可能な具体的な方法というのとはございません。

整備済みの林道につきましては、林道の機能を維持するための点検や補修整備を行いまして、森林の保全管理に役立てられるよう継続して管理に努めていきたいというふうに考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 次に、3番、自治会からの要望について。

自治会からの要望書は、それぞれの担当課に提出してきましたが、平成28年度に当時の町民生活課が窓口となり、提出先が一本化になりました。現在、状況が書かれた自治会要望一覧が数か月に1度配付されております。

そこで、（1）平成28年度から令和4年3月末まで、令和3年度まで提出された要望書の件数について、年度ごとに何件か、伺います。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 要望書の年度ごとの件数、議員がおっしゃるとおり、自治会からの要望事項について、自治会連合会を所管する所属において取りまとめ等を行い、整理をする体制を平成28年度から始めさせていただきました。以降、要望事項の確認及び整理は一括して行ってまいりましたが、道路愛護等に係るご要望を承るに当たって、担当課等へ直接要望され相談するケース等もあると伺っております。

今回のご質問の件数に関しましては、調書の整理の都合上、総務課において把握しております件数とさせていただきます。

令和4年3月末、いわゆる令和3年度までの自治会からの要望の件数でございますが、平成28年度が145件、平成29年度が171件、平成30年度が118件、令和元年度が98件、令和2年度が69件、令和3年度は97件となっております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 年々、これは少なくなっているのかな。平成28年は145件、平成29年が171件で、だんだん減ってきています。この年度ごとの件数のうち、未決件数につ



いて伺います。

議 長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） ご要望の中の未解決の件数でございますが、令和3年度末時点で、平成28年度は30件、平成29年度は54件、平成30年度が31件、令和元年度は32件、令和2年度は39件、令和3年度が74件となっております。

議 長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） ありがとうございます。

防犯灯設置や道路反射鏡設置要望等は早く解決するわけですが、未解決案件の要望内容はどのようなものが多いか、伺います。

議 長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 未解決事案の内容でございますが、総務課のほうの部局で担当しております交通の分野においては、横断歩道や一時停止の設置など、警察に対しての上申案件が挙げられます。この理由といたしましては、横断歩道や一時停止は公安委員会の判断で設置されるものであるため、あくまでも町としては設置をお願いするのみの対応でございますので、解決までに時間を要しているところでございます。

議 長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 今のお話ですと、未解決案件については、平成28年度は30件。そうしますと、地域の要望としてこれを把握していますというのが備考欄に書いてあるんですけども、6年間も続いている案件があるわけです。つまり6年間放置されているわけです。放置という言葉はちょっとひどいかもしれませんが、解決されていないわけです。

こういう長い間解決されていないことに関して、町はどのように捉えておりますか。

議 長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） こちらに関しましては、建設課のほうより答弁をいたします。

議 長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 自治会要望の関係でございますけれども、総務課で把握している部分、それから道路関係につきましては、直接、建設課に持ち込まれている案件もございます。

この中で少し確認ということで整理をさせていただきたいと思うんですけれども、まず

建設課関係で把握している件数につきましては、未決案件は平成28年度が16件、平成29年度につきましては35件、平成30年度が23件、令和元年度23件、令和2年度27件、令和3年度40件ということでございます。

建設関係の要望につきましては、当然、道路関係の修繕、整備を中心に多種多様、数多くの要望をいただいております。具体的な要望につきましては、道路の拡幅、それから舗装、改良整備などの比較的大きな予算を伴う要望と舗装の穴埋め、それから道路側溝の部分補修や消えた外側線等の劣化補修など、小規模な修繕等、様々な要望が寄せられております。都度、担当職員による現地調査を行っておりますけれども、未決案件につきましては、やはり比較的大きな予算を伴うものがどうしても多くなっております。

また、その中に緊急性を要しないものにつきましても、どうしても早期の対応というのは難しい状況でございますけれども、未決案件につきましては、決して放置はしておりません。現地確認の結果と照らし合わせまして、事業実施の公益性、それから財源を考慮した上で、地域の要望箇所として把握し、継続の検討案件としてこちらのほうで把握をしておるところです。以上です。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） この要望書の優先順位というのがあるのかどうか、どのような基準で要望に答えているのか、伺います。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） まず、道路、交通安全施設についてですけれども、繰り返しになるのですが、要望箇所の現地を確認させていただきまして、緊急度の高さ、公益性の高さ等を考慮した上での優先順位の決定ということでの答えになります。具体的には、やはり現場の判断となっております。

建設課については、また課長のほうからお答えします。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 建設課におきます優先基準ということですが、まず道路等の損傷、不具合により、危険が確認できる箇所、それから実際に被害が発生している箇所の対応について、最優先ということでさせていただいております。

また、道路、それから水路、この機能維持に必要な雑草、それから側溝の土砂上げ、またグレーチングなどの破損などにつきましては、予算規模にもよりますが、安全対策を趣旨とするものですので、同様に早期に対処をしておるところでございます。

それから、優先順位の考え方でございますけれども、比較的大きな予算を伴う要望内容につきましては、現地の状況と、それから吉岡町の道路長寿命化計画と照らし合わせながら、公益性を踏まえて事業化を検討させていただいております。この判断基準につきましては、道路関係では舗装修繕の判断基準ということで、まずひび割れだとか、わだち量だとか、路面の状態を総合的に勘案しまして進めておるところでございます。以上です。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 次に、吉岡中学校の休日部活動の段階的な地域移行について。

部活動を地域に移行していくための課題を議論してきたスポーツ庁の有識者会議は、今年5月31日、指導者の確保策や大会の在り方などを盛り込んだ提言を取りまとめました。提言案では、部活動の受皿として、地域のスポーツクラブや民間事業者のほか、保護者会などを想定し、指導者の確保に向けては、資格取得や研修の実施を促し、企業やクラブチーム、大学と連携している例を参考にすべきだとしています。

また、スポーツ団などに支払う会費が保護者の大きな負担になると参加をためらうおそれがあり、地元企業からの寄附や経済的に困窮する家庭に対する自治体からの補助のほか、国による支援策の実現に向け検討する必要があるとしています。

そして、今後の部活動の在り方については、全国大会の仕組みが、練習の長時間化や過熱化の一因になっているとして、開催回数を適正にすべきだとしているほか、学校で教員が指導することが前提でなくなる一方で、部活動の成績が高校入試のアピール材料になっている現状を踏まえ、生徒の個性や能力を自己評価の資料などで多面的に評価することが望ましいとしています。

8月15日付の地元紙によりますと、吉岡町教育委員会は、既存の町スポーツ少年団を中核に移行を進めるため、検討委員会を立ち上げ、委員長に町のスポーツ協会長を選出したとあります。

運動部活動の地域移行に関する課題として、（1）休日部活動の受皿となる地域団体が吉岡町では確保できるのか、伺います。

議長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君） 現在、町には吉岡中学校の部活動と同じ競技のスポーツ少年団が8団体あり、まずはそれらスポーツ少年団が部活動の受皿となる地域団体の候補、核となっていくと考えています。

既に、吉中柔道部員は全員がスポーツ少年団の柔道団に加入しており、スムーズに地域移行ができると考え、他の部活動に先駆けて今年度から試験的に移行を進めております。

その他のスポーツ少年団についても、来年度からの地域移行に向けて相談を始めているところではあります。

また、スポーツ少年団がない部活動につきましては、今後、町スポーツ協会専門部や登録団体、民間事業者等と連携し、受皿を整えていければというふうに考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） スポーツ少年団というのは12団体あるわけで、この中で8団体、もしくは柔道部などはもうそこへ所属して活動していると。非常に進んでいる部分もありますけれども、例えば陸上部とか、ソフトボールというのは、事業団、スポーツ少年団にはないわけですよね。そして、駅伝部については、吉中の部活動運動規程によると、全生徒を対象に本人の希望や体育の授業や校内における長距離走大会の結果等を基に募集して設置するとあるわけです。例えば、こういう部分は今後どのようにして選んでいくのかということも、これは課題が残るんです。

先々は中学において部活動がなくなる方向で今動いているわけですよね、学校の部活動が。だから、こういう部分も今後、陸上部というのは全国大会でも優勝していて歴史ある部活なんです。ですから、そういうものも検討していただいて、どのようにすれば今後子供たちのためにうまく移行できるかを考えてほしいんです。

その次に、地元の新聞によりますと、町スポーツ少年団の指導者ら16人を委員に委嘱したとあります。生徒の多様なスポーツの機会を確保するため、技術力、生徒指導力を有する外部人材の確保ができるのか、伺います。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 吉岡町部活動地域移行検討委員会の委員に委嘱したスポーツ少年団の代表をはじめといたしまして団の指導者は、長年にわたり子供たちの指導を行っているため、地域移行にご理解をいただき、協力していただきたいと思いますと考えております。加えて、中学校部活動顧問、教職員の希望者にも、スポーツ少年団の指導に加わっていただければと考えております。

また、日本スポーツ少年団は、地域移行に向けて新たな指導者資格制度を整え、指導者の研修につきましては、群馬県スポーツ少年団が群馬県スタートコーチ養成講習会などを開催して、こちらのほうも積極的に活用するなどして、専門性や資質を有する指導者を確保していかなければならないと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 休日部活動の地域移行に伴い、地域のスポーツクラブにおける当番や費用などの保護者負担と、指導者謝礼金やクラブ運営費の財源という課題について、町の関わりが必要と思われませんが、どのようにお考えですか、伺います。

議 長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 民間のスポーツクラブ等では保護者負担が大きいと考え、吉岡町では保護者負担が比較的少ないスポーツ少年団を地域部活動の受皿の核として、多くの生徒の活動の場を確保していきたいとまずは考えております。

このスポーツ少年団の指導者は、指導者の謝礼金がなく、ほぼボランティアで子供たちの指導を長年にわたり行っておられます。また、資格取得に関する経費も自費で負担していただいていることから、町としては、まず指導者の資格取得や更新手続、こちらに係る経費の補助などについて支援を行っていただければと考えております。

今後、部活動の地域移行を進めていく上で様々な課題がございますが、ご指摘の費用、お金などの面、こちらにつきましても町といたしましてどのような支援、取組ができるのかを検討してまいりたいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） これは全国的に大きな変化であり、国や県の支援が不可欠だと思います。町長には、県内の市町村と一緒に強く県や国への働きをしていただきたいと思います。

次に、中体連、中学校体育連盟は、今年6月3日の理事会で、令和5年度以降の全中、全国中学校体育大会へ、中学校単位だけでなく、中体連が認定した地域のスポーツクラブも参加できることを正式に決定いたしました。

そこで、2番、全中の参加資格緩和に対する教育長の所見を伺います。

議 長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） 部活動の地域移行が進む中で、今、廣嶋議員のご指摘のとおり、全中の参加資格の緩和に伴い、将来的にはクラブチーム等が参加することも考えられます。しかしながら、スポーツ庁の検討会議の提言などで、その方向性が今やっと示された状況でありまして、町といたしましても、休日の部活動の段階的な地域移行に向け、具体的な取組を今年度から開始したところでありまして、

この町の取組状況を、県の教育委員会では県内の自治体では先行的な取組であるとしており、このような現状において、私といたしましては、令和5年度からクラブチーム等が中体連大会に出場するのは、まだ時期尚早だというふうに考えます。

現実的には、特に中体連で都市予選大会における大会運営や引率、出場する地域と出身地域との整合性、また何より生徒の心情面への影響等、多くの課題を解決しなければならず、その準備のための期間があまりにも短く、大きな負担となってしまうものと感じております。

いずれにいたしましても、今後も国や県、そして県の中体連の動向をしっかりと注視してまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 次に、吉中では、休日部活動の段階的な地域移行について、1、2年の生徒と保護者にアンケートを取りましたが、内容と結果について伺いますという質問については、ホームページにこれが載っておりますので、この質問は省略させていただきます。

次に、将来、学校の部活動はなくなり、地域の部活動のみになってしまうと考えられますが、これについてはいかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 国のスポーツ庁も検討会議の提言の概要などを公表しておりますが、その中で令和5年度から令和7年度までの3年間で、まずは休日の運動部活動の地域移行を着実に進めた上で、次のステップといたしまして平日の部活動の地域移行に取り組むことを基本とするとしております。

平日の地域移行に関しましては、具体的なことはまだ示されておませんが、検討会議の提言でも、中学校の学習指導要領の次期改訂時に、部活動について、学校は地域で行われるスポーツ団体等と連携、協働を深めることを規定するなどの見直しを検討しているとのことでございます。

これら国の動向にも注視しつつ、現在、町といたしましては、休日の運動部活動の地域移行を進めるため、できることから一つ一つ取り組んでいる状況です。

したがって、将来、学校の部活動がなくなり、地域の部活動のみになるのかということに関しましては、現時点でここで言及することはできません。申し訳ございません。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 令和4年度、中体連に関する予算はおおよそ幾らか、金額だけお答えください。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 予算上580万円となっております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 最後に、文化部活動の地域移行に関する検討は行われているのか、お答えください。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 休日の文化部活動につきましても、こちらは文化庁の検討会議で、平成7年度末まで、地域移行を進めるとの提言をまとめております。

また、運動部と同様に、令和5年度から3年間を改革集中期間に位置づけ、全ての都道府県に移行スケジュールを盛り込んだ推進計画をつくることを求めています。

町といたしましては、まず吉岡中の文化部で定期的に休日にも活動している吹奏楽部の段階的な地域移行を運動部活動の地域移行とともに検討を進めてまいりたいと考えております。

また、今回の部活動の地域移行を好機と捉え、今後、中学生が新たに町の文化協会に登録している文化団体などの活動に参加し、多様な文化活動を体験できる体制を構築する方向性を視野に入れております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 以上、4番廣嶋の一般質問を終了します。

議長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、4番廣嶋 隆議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を午後1時といたします。

午前11時52分休憩

---

午後 1時00分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

---

議長（岩崎信幸君） 2番富岡栄一議員を指名します。富岡議員。

〔2番 富岡栄一君登壇〕

2番（富岡栄一君） それでは、議長への通告に基づき一般質問させていただきます。

まず最初に、食料自給率関連についてご質問いたします。

最初に、町の食料自給率及び食料対策をお伺いします。

最初に、令和4年、今年の2月24日に始まったロシアによるウクライナ侵略は、深刻

な人道危機を招いているのみではなく、各国の経済成長にも大きな影響を与えている。中でも両国の一次産業である小麦は世界全体の30%、トウモロコシや無機質肥料、天然ガスの20%、石油の11%を占めています。一次産品の価格高騰は世界経済の成長を鈍化させ、インフレ圧力を高めています。

今、輸入農産物の不足や高騰で国民全体の食生活に影響があります。食料を海外からの輸入に頼るのではなく、少しでも多く生産して自給率を上げなければならないと思います。

そこで、吉岡町でも農産物の増産が必要かと思われます。今現在の農産物の生産状況はどのようになっているのか、また食料自給率はどのようになっているのか、お伺いします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 富岡議員より、吉岡町の農産物の生産状況及び食料自給率に関しまして、ご質問いただきました。

まず、農産物の生産状況ですが、農林水産省がまとめた2020年農林業センサスによりますと、販売を目的とした作付面積が全体で133ヘクタール、その主な内訳については、飼料米を除いた稲、米が41ヘクタール、施設野菜が2ヘクタール、果樹が5ヘクタールとなっております。

その他の作付作物としては、麦類、芋類、露地野菜などとなっております。

食料自給率につきましては、産業観光課長より答弁をさせます。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） それでは、私からは食料自給率についてお答えをさせていただきます。

食料自給率には、カロリーベース食料自給率と生産額ベース食料自給率がございますけれども、以降につきましては、カロリーベース食料自給率で回答をさせていただきます。

農林水産省の資料によりますと、令和2年度の概算値になりますが、全国の食料自給率は37%となっております。また、同年度の群馬県の自給率は32%でございます。

都道府県の自給率については、それぞれデータが公表されておりますが、市区町村別の自給率についてはデータが示されていないところでございまして、吉岡町の食料自給率につきましてはお答えすることはできません。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） それでは、次の質問を伺います。

先ほど、岸課長のほうからありましたが、私が調べた群馬県の食料自給率は、令和2年度概算値、カロリーベースで32%とあります。



農林水産省が公表している食料自給力指数、日本国内でどれだけの食料を供給することができるかによりますと、ふだんの食生活に近い形で、米や麦、野菜、果物などを組み合わせて農地をフル活用した場合の試算では、必要なカロリー、必要な量の8割程度しかできないとあります。

そこで、日本国民1人の食料を賄うために必要な農地面積で、生命の維持に必要なエネルギー量の確保を最優先し、芋類中心の作付で農地をフル活用した場合の試算では、労働充足率、現在の労働力を加味した場合であっても、何とか国民全員に必要なカロリーを供給することが可能であるとあります。

いまだに収束をしないロシアとウクライナの戦争のほか、今後、日本に関係する紛争がいつ起こるか分かりません。そこで、国民の食料確保のために増産が必要かと思われます。

今、町の農業では、担い手の減少と高齢化、耕作放棄地が増加する中、ふだん利用されていない農地で大豆や穀物類、飼料作物など生産拡大し、食料自給率向上の対策が必要かと思われます。町としての考えをお伺いします。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 昨今の世界情勢の変化によりまして、以前より危惧されておりました世界規模の食料危機が、より現実のものとして直視せざるを得ない状況にあります。食料自給率の向上は、吉岡町のみならず、日本全体の食料対策として大きな課題となっております。

農林水産省が定めた食料自給率の目標については、令和12年度に全国のカロリーベース食料自給率で45%を目指すとされております。

議員ご指摘のとおり、吉岡町の農業を取り巻く状況は年々厳しくなっておりますが、町では農業委員会を中心に農地中間管理機構を活用した農地の集約や新たな担い手の確保、耕作放棄地の解消に努めているところでございます。

また、大豆や穀物類、飼料作物の生産が進められるよう、国の経営所得安定対策事業等の推進、事務手続のサポートや生産者への必要な情報の提供などを継続して行い、自給率の向上に少しでも寄与できればというふうに考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） 次に行きます。

町内でも194ヘクタールの田んぼがあり、稲作が行われています。今、国民の人口減少及び食生活の変化、コロナ禍で行った緊急事態宣言で外食店などの休業や営業時間短縮で米の需要が減り、需要と供給のバランスが崩れ、米価が下がっています。そのため、稲

作農家の人が採算を取れず、米作りをやめる人が出てきて、農地が荒れてしまうかもしれません。

飼料高騰の中、今も飼料米の生産はしていますが、さらなる増産が必要かと思えます。町としての支援、対策はないのか。また、学校給食での米飯給食の増加はできないのか、お伺いします。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 飼料米の増産に対する支援とのご質問でございますが、吉岡町の水田に作付されております稲、食用米につきましても、自己消費という比率が高いのではないかとお思います。また、食用米の全国の自給率は100%以上と言われておりますので、どうしても米の価格が下がってしまうという状況になっているかと思えます。

一方の飼料米の増産については、需要に合った生産や流通させるための仕組みなどが必要ではないかと考えます。

いずれにしましても、吉岡町だけの取組でこの問題が解消できるとは考えておりません。先ほどのご質問でもお答えしたとおり、町では遊休農地や耕作放棄地の活用を含めた農地の集積や担い手の確保、国の制度を活用した作付転換などを継続して実施しながら、飼料米の増産に取り組めるような施策が必要であると考えております。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 私からは、米飯給食につきましてお答えをさせていただきます。

現在、町の学校給食では、週3回は米飯給食となるような献立を提供しております。これは、文部科学省からの学校における米飯給食の推進についての通知の中で、米飯給食の推進については、週3回以上を目標とするとされました。

これを受け、現在町でも米飯給食の提供を行っており、令和4年9月、今月の給食では、提供回数20回のうち13回が米飯給食となる献立を予定しており、全給食提供回数のうち65%が米飯給食となっております。

また、文部科学省の食に関する指導の手引などを参考に、食育充実の観点から、米飯のほかにも、昔から伝わる伝統料理や日本各地の郷土料理、季節、行事にちなんだ料理、また諸外国の諸文化に触れてもらう献立など多様なメニューを組み入れております。

今後も、米飯給食を週3回は実施することを基本としつつ、米飯給食の推進も含め、一層望ましい学校給食になるよう栄養士とも協力していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2 番（富岡栄一君） 次の質問に入ります。

ロシアのウクライナ侵攻の影響で食料価格が過去最高のペースで上昇し、中でも小麦市場は特に影響を受けている。ロシアとウクライナの小麦輸出量は世界全体の3分の1を占め、今年度のウクライナの小麦生産量は前年に比べ35%以上減少する見通しです。ロシア産の小麦も西側諸国の経済制裁を受けている。ロシアとウクライナの小麦の穴埋めをする形で輸出量を増産させていたインド産小麦は、熱波の影響でインド政府が輸出規制を検討し、世界最大の小麦生産国である米国で、カンザス及び周辺州が厳しい干ばつに脅かされている。

また、今年の夏は地球規模での猛暑とひでりが続き、中国、欧米、アフリカまでの各地で干ばつ被害が起きている。中でも欧州は過去500年間で最悪な干ばつに見舞われている。干ばつの影響が著しいアフリカは、国連食糧農業機関（FAO）によれば、エチオピア、ソマリア、ケニアの一部で1,800万人が深刻な飢餓に直面しているとある。

今、世界中の食料問題が起きており、海外に小麦を頼るのではなく、少しでも町として遊休農地などを利用して小麦の生産の支援をし、自給率向上が必要かと思えます。また、地元産小麦によるうどんやおきりこみ、まんじゅうなどを作り、地元食品としての販売などをしてはと考えます。

また、群馬県では令和2年からパン用小麦、以前は品種でダブル8号がありました。それから、ゆめかおりを奨励品種に選定され、製粉製麺業者によると、ゆめかおりはパン作りの作りやすさで高い評価を得ており、パンはふっくらもちもちとした食感の香りのよさが特徴とある。このゆめかおりを使って、吉岡産の小麦で学校給食用パンなど、またふるさと納税じゃないですけども、特産品を作り販売し、町の小麦生産ができればと思っております。町は小麦生産に対して支援はできないのか、お伺いします。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 世界有数の小麦生産国が与えた影響は、日本のみならず世界中に波及しており、食料価格の高騰は人々が生活する上で大きな打撃となっております。

吉岡町で栽培されている麦につきましては、大規模な生産者が栽培する大麦、こちらがその多くを占めており、小麦の生産の割合はあまり高くないのが現状であると思えます。

小麦の生産拡大についてですが、やはりまず町で行えることは、担い手の確保、農地の集積などを継続して行うことはもちろんですが、世界的な影響を鑑みますと、町の支援策というよりも、やはり先ほどのご質問でお答えしたとおり、全国的な取組による生産支援が必要なのではないかというふうに考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2 番（富岡栄一君） 次、2番の質問に行きます。生産資材など高騰による町からの農家支援を伺います。

肥料の高騰による農家支援は。

1番目として、ロシアのウクライナ侵略により、食料生産に欠かせない肥料価格の上昇が深刻な状況に見舞われている。世界銀行が算出する3月肥料価格の指数は前年に比べて2.8倍に急騰した。原因として、ウクライナ侵略で制裁を受けた主要肥料生産国であるロシアやベラルーシからの供給が停滞し、主要品種の塩化カリウムは前年に比べ2.8倍となり、肥料の3要素の1つであるカリウムは、ロシアとベラルーシの生産が3割以上を占め、両国からの西側諸国への輸出が激減しておる。日本もロシア産の塩化カリの輸入を停止し、肥料原料となるアンモニアもロシア産が世界の1割を占めているのが、侵略後はウクライナの港から輸出が停止しているため肥料価格が高騰している。

農林水産省によると、肥料価格の高騰に苦しむ農家を対象に、肥料コストの上昇分7割を国が補填するとあるが、どのような支援なのか、お伺いします。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 国が実施いたします肥料コスト7割補填とは、肥料価格高騰対策事業という制度になります。

昨今の世界情勢の影響により、化学肥料原料の上昇に伴う肥料価格の高騰を踏まえ、化学肥料の2割低減の取組を行う農業者に対して肥料コスト上昇分の7割を支援するという内容になっております。令和4年の秋肥から令和5年の春肥として購入した肥料を対象とするというものでございます。

今後のスケジュールといたしましては、10月の受付開始を目指し、県段階の申請窓口設置等の体制づくりを進められているという状況でございます。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2 番（富岡栄一君） 今話を聞きますと、2割減の7割減と。取りあえず補助はしていただけるけれども、全額はないですけれども、ちょっと少ないと思います。

その足らずめとして、町としての肥料価格の高騰に対し支援はできないのか、お伺いします。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 農産物の生産コストのうち、肥料費は1割から2割を占めると言われ

ております。その肥料費は、今年6月からの秋肥価格では、春肥に対して55%の値上げ、昨年との対比では70%程度の値上げとなっているようでございます。

今のところ町の独自支援は考えておりませんが、国が実施する肥料高騰対策事業の実施状況を注視していくとともに、今後の世界情勢が与える肥料価格への影響や周辺の情勢などを見ながら検討したいというふうに考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） 2番目に行きます。

生産資材などの高騰による町からの支援はということをお伺いします。

農業を取り巻く情勢は、肥料高騰だけでなく、燃料や生産資材の高騰にもあります。日頃から私たちの食料を生産していただいている農家の方々に対して、経営持続してもらえようの支援はないのか、お伺いします。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 世界情勢の変化によりまして、世界規模でその影響が広がる中、農業にも大きな影響を与えているものと認識しております。

現在、町独自の具体的な支援については実施の予定はございませんけれども、先ほどの答弁とも重複いたしますが、燃料や資材の高騰によって農業が被る影響に注視しながら検討していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） それで、今朝の新聞を見ても県内の補正予算が出ていました。園芸、酪農、キノコ農家に8億4,000万円、燃料、飼料高で農家支援と。原油高や物価高に直面する県内農家の支援として、県は1日に発表した本年度一般会計9月補正予算案に、農業関連3事業の事業費計約8億4,000万円を盛り込んだとあります。県も考えていただいていると。町も何とか農家支援に考えていただきたいと思います。

次、3番として、町民への物価高に対し支援はと。

ロシアがウクライナに侵略した関係で、国際経済が混乱している今、食料品はもとより、電気、ガス、燃料、あらゆるものの値段が高騰し、町民の生活が逼迫しております。町民に対して、町からの支援はないのか。ほかの町村でも、燃料費高騰による支援だとか、水道料の料金の支援だとか、やっている町村があります。吉岡町は何か支援はできないのか、お伺いします。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

[介護福祉課長 永井勇一郎君発言]

介護福祉課長（永井勇一郎君） 町民への物価高騰に対する支援についてお答えいたします。

先月、総務省が発表しました7月の全国消費者物価指数は、前年同月比2.4%の上昇率を示しました。上昇は実に11か月連続となります。

議員ご指摘のとおり、今回の物価高騰は日用品や食料品の価格上昇率が特に高いことが大きな特徴と言えます。この物価高騰に対しまして、深刻なダメージを受けているのは、やはり収入が少ない世帯です。一般的に収入が低ければ可処分所得や貯蓄も少なくなるため、収入に占める生活必需品の支出割合が必然的に高くなってしまいうような状態に陥ります。

町では、このように経済的に厳しい状況が1年以上続いている世帯に対する独自支援としまして、令和3年度と令和4年度、2年連続で住民税が非課税である世帯に対して1世帯当たり5万円の現金給付を行います。住民税の課税データから対象者を抽出し、来月には対象となる世帯の方に支給要件を確認してもらうための書類を発送したいと考えております。返信書類によって確認が取れた世帯から、随時、口座への振込を開始いたします。

コロナ禍に加えて円安や原油価格高騰といった追い打ちが重なりまして、厳しい状態が続いている世帯に対して、スムーズにこの給付金を支給できるよう取り組んでまいります。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

[2番 富岡栄一君発言]

2番（富岡栄一君） よろしくお願ひいたします。

次、2番として、ふるさと納税について質問をいたします。

最初に、町の住民税減額額は。

令和3年度のふるさと納税額は、吉岡町は群馬県内35市町村で30番目、下から6番目、約1,453万円になっております。全国の順位で見ますと、1,780市町村で1,570番目と、下から210番目になっております。このような状況を町長としてどのように思っているのか、お伺ひいたします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町長（柴崎徳一郎君） 群馬県内におけるふるさと納税受入額の状況について、県内でも下位のほうに位置していることは残念に思う面もあります。町としても、できる限りの策として、新たな返礼品の開拓、ふるさと納税サイトの追加、クラウドファンディング型のふるさと納税の導入等も実施しており、担当部署で日々努力し、多少でも増えつつあるということもご理解いただきたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2 番(富岡栄一君) ふるさと納税は、寄附を受け入れることにより恩恵を受けている自治体もあれば、住民税収入が減り、行政サービスの低下につながる自治体もあるかと思えます。

ちなみに全国の寄附額の1位は北海道紋別市で152億9,700万円、住民税減収額の1位は横浜市で230億900万円とあります。群馬県で見ますと、令和3年度寄附額が78億5,300万円で、それに伴う令和4年度の住民税減税額は52億5,700万円とあります。差引き額はプラスの約25億9,600万円となっております。住民税減税額では、47都道府県で悪いほうから20番目となっております。

吉岡町の状況はどのようになっているのか、お伺いします。

議長(岩崎信幸君) 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長(米沢弘幸君) 住民税の控除額等の質問ということで、令和3年度の吉岡町のふるさと納税の状況ですが、先ほど来、議員のほうからもご指摘がありましたが、受入額としては1,453万8,000円、件数として1,017件となります。令和3年度課税におけるふるさと納税の吉岡町住民の住民税控除額については、2,038万1,016円、652人という状況になりますので、差引きを単純にした場合は584万3,016円のマイナス、赤字ということになっております。以上です。

議長(岩崎信幸君) 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2 番(富岡栄一君) 今、課長から聞いたのと、私の調べたのがちょっと違うので確認します。ふるさと納税に係る寄附金額控除額は、市町村別で見ると、吉岡町が1,169件、令和3年度分の課税申告に適用されたものに対して661件で4,300万円とあります。大分住民税が、吉岡町も住民は増えてはいるのですが、住民によるふるさと納税における住民税減額額、町の財産、収入が減っているかと思えます。今聞いた金額でも、入ってくるより出ていくほうが多いということになっているかと思えます。

次に、ふるさと納税額の増額への対策はどのようにするのか。また、最低限でも出ていく分以上に寄附額を増やす対策はないのか、お伺いします。

議長(岩崎信幸君) 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長(米沢弘幸君) これまでもふるさと納税サイトの追加や返礼品の拡充、ふるさと納税型クラウドファンディングの導入等、できる限り努力をしてきたところですが、今後の寄附増額の対策ということで、現在ふるさと納税サイトとしては、ふるさとチョイス、さとふる、楽天を今までしていたところですが、今年の7月25日からa u P a yふるさと納

税を新たに運用し、吉岡町のふるさと納税のアクセス機会の増加を図ってきました。それに加えて、今年の11月から、ふるなびの運用開始に向けて現在準備中ということで、納税のサイトを拡充するというのが1点です。

それと、今年度についてPRの充実として、インターネット広告を実施し、これを年末の繁忙期にもまた実施したいというふうに考えております。

また、先ほど答弁しましたクラウドファンディングについてなんですが、今年も第2弾として、上野田ふれあい公園の遊具設置のクラウドファンディングを予定しております。

また、効率よく納税額の増加が見込める強化充実策としては、返礼品提供事業者の開拓による魅力的な返礼品の増加が必要だと考えております。今年に入ってから積極的に事業者の新規開拓を実施中で、4月以降なのですが、今11事業者を新たに訪問しております。成果もぼちぼち出てきているところですが、これからも返礼品を追加していきたいというふうに考えております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） ふるさと納税受入額は県内下から6番目、まして住民税減税額のほうがふるさと納税受入額より多いと。町の財政に対して、少しでも、最低限出ていく分以上のふるさと納税寄附額の増額をお願いします。

次に、3番目として、特殊詐欺防止についてお伺いします。

特殊詐欺被害の現状と今後の対策はということで、特殊詐欺被害の県内の発生状況を見ますと、令和3年中の発生事件数は217件、被害総額は4億560万円であり、令和4年7月末時点では122件のプラス8件、被害総額は2億9,610万円、前年比プラス約9,290万円。約1億円、被害額は増えております。

町内でも、令和3年3月に、70代女性が息子を装う男から現金300万円をだまし取られ、今年2月には90代女性が孫の同僚を装った犯人に現金100万円をだまし取られる事件がありました。この2件以外に、特殊詐欺に遭われた人はいないのか、現状はどのようなになっているのか、お伺いします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 特殊詐欺被害の現状についてですが、県内での発生件数、被害総額については、議員ご指摘のとおり減少の傾向には至っておらず、今なお多くの方が被害に遭われている状況であり、今後も効果的かつ継続的な対策が必要であると感じているところでございます。

なお、町内の実際に被害に遭われた方につきましては、議員ご指摘の2件以外には、町



としても把握できておりません。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2 番（富岡栄一君） 取りあえず今現在はないと。その前の3年間は、吉岡町も特殊詐欺に遭われた方はいなかったかと思います。

次に、特殊詐欺をなくすため、群馬県警では特殊詐欺電話対策装置貸出し事業を行っております。装置の貸出期間は原則1年、対象者は原則県内にお住まいの65歳以上の独り暮らし、65歳以上のご夫婦のみの世帯の方です。

町も、令和3年度には特殊詐欺対策電話機等購入補助事業で24名の方が利用したとあります。この事業に該当する人数及び今までにこの事業を利用した総数はどのようになっているのか。このほかにどのような対策をして、今後、被害者を町内から1人も出さないなどの対策はあるのか、お伺いします。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 特殊詐欺対策電話機等購入補助事業につきましては、令和2年4月1日より開始しております。

この事業の対象者は、町内に住所を有する65歳以上の方、またはその方が属する世帯の方となっております。つまり65歳以上の方全員が対象ということになりますが、令和4年8月1日現在で5,022人となっております。

次に、これまでこの事業利用者の実績総数ですが、令和2年度が8名、令和3年度が24名で、合計して32名の方が利用されています。

また、この補助事業以外での特殊詐欺被害防止対策ですが、吉岡町防犯委員会や渋川警察署吉岡町交番が中心となっていていただき、特殊詐欺被害防止のための啓発活動を行っていただいております。

具体的には、高齢者が集まる機会に合わせて防犯講話の実施、商業施設や公共施設、町内の金融機関での啓発物品の配布等、様々な方法で被害の防止を呼びかけております。

今後も、特殊詐欺被害の防止に向けて、町防犯委員会等の関係団体や渋川警察署等の関係機関と連携、協力し、事業を進めていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2 番（富岡栄一君） よろしくお願ひします。

先ほど言いました県のほうの貸出しになりますと、電話をかけるとアナウンスで、この電話は振込詐欺等の犯罪防止のため通話内容が録音されていますということで、県のほう

はなっております。

各市町村の貸出しや補助金等の事業があります。吉岡町は補助金対象だと。中には貸し出している市町村があります。電話機が買えない方、なるべくだったら補助金でお金を出すのではなく、防災無線ではないですけども、貸し出して、町民の人が1人でも被害に遭わないようにと。

また、65歳以上ではなくて、被害に遭われる若い人もいます。私も10年ほど前なんですけれども、商品詐欺に遭われた方とお話をしたことがあります。結局は、電話がかかって、取っ替え引っ替え人が替わり、もうかるよ、もうかるよと。それで、話を聞いてみますと、最初は100万円、次は200万円。銀行振込とか、そういうものかなと思ったら、宅急便で現金を送ると。今までそういうことを考えたことはなかったんですけども、たまたまその人は、最後のほうは自分でも分かってきたのか、数が、金額が増えていくにつれて、どうもこれはもうかるという詐欺ではないかということで、最後は納得して、被害は少し減らしていたということがありました。

結局は、最初は電話連絡があると。電話連絡で、65歳以上とか言わずに、家庭になるべく1台でも多く、被害に遭われないように、せっかく今までためてきた財産でございまして、取られないように対策をよろしく願いいたします。

まだ時間は十分ありますけれども、以上をもちまして、2番富岡、一般質問を終わります。

議長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、2番富岡栄一議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を14時15分とします。

午後1時42分休憩

---

午後2時15分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

---

議長（岩崎信幸君） 12番山畑祐男議員を指名します。山畑議員。

〔12番 山畑祐男君登壇〕

12番（山畑祐男君） 議長への通告に従い質問いたします。

最初に、駒寄インターチェンジ周辺の大型商業施設進出についてですけれども、午前中の富岡議員の質問と重複する点もあると思いますが、よろしく願いいたします。

駒寄インターチェンジ周辺の大型商業施設進出による周辺の道路対策及び交通対策についてお尋ねいたします。今年の第2回議会でも質問しましたが、再度質問いたします。

第2回議会での交通の混雑に伴う対応策についての質問に対して、大型商業施設進出に

伴う交通渋滞緩和策としては、大型商業施設ジョイフル本田北側に接続するアクセス道路として、町道熊野・吉開戸線の道路改修工事及び県道南新井前橋線の南側に位置する町道金竹西・吉開戸線付近の道路改良工事を進めている、令和5年春に事業完了する予定との答弁がありました。

また、駒寄スマートインターチェンジ上り線側から大型商業施設へ直接アクセスができる道路についても、民間業者により整備を進める計画であるとの答弁でした。

それぞれの改良工事の進捗状況は順調なのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 山畑議員のほうから、大型商業施設進出について質問いただきました。

駒寄スマートインターチェンジ東周辺については、令和元年12月にスマートICを生かした良好で魅力ある商業集積を目的に、商業用途地域の設定を行っております。おかげさまで、大型商業施設の出店が相次いで計画され、既に上毛新聞TR住宅展示場は4月に開業し、他の出店事業者の店舗建設工事も着々と進んでおります。

大型商業施設周辺での道路整備については、商業施設北側に接続するアクセス道路では、町道熊野・吉開戸線の道路改良工事、南側では町道金竹西・吉開戸線付近の道路改良工事を、令和5年春の完成に向け予定どおり進めているところであります。

また、駒寄スマートIC上り線より、直接商業施設にアクセス可能な道路整備については、株式会社ジョイフル本田により、開発区域内における店舗建設及び造成工事などの整備とともに、来春のオープンに向け進められている状況であります。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 工事は順調であると理解いたしました。

町は、大型商業施設進出に伴う交通混雑は想定していると思いますが、どのぐらいの交通量を想定しているのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 想定されます交通量でございますが、平成29年10月に、開発等に伴う将来交通シミュレーション業務委託を実施しております。委託内容については、駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化や周辺道路整備と大規模商業施設の開発が周辺道路に与えます影響を分析したもので、平成31年3月に報告書が完成されております。

調査は、県道南新井前橋線に商業用途を張った開発区域に対して、商圈を半径5キロメートルに設定して、方向別に4つのゾーンに分割し、各ゾーンの世帯数を基にゾーン別

来店比率などで試算をしたものでございます。

各ゾーンのくくりは、商業施設を中心に東西南北のゾーン設定をしておりますが、ゾーン全体での1日当たりの来店車両台数は、平日シミュレーションにおいて6,686台、休日シミュレーションでは1万2,982台を想定しております。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 休日1万2,000台、約1万3,000台ということですが、10年前ですけれども、ジョイフル本田千代田店に議会で視察したときに、千代田店では土曜日、日曜日にそれぞれ3万台から4万台の来客があるということです。かなり便が、田舎のほうですけれどもね。それから想定すると、今お話しした数字では当然オーバーしてくると思います。多分、その3倍、4倍を想定すべきだと思います。

県道南新井前橋線の大松交差点から関越道の側道までは片側1車線であり、途中の信号はありません。朝の通勤時間は高速インターに向かう車の渋滞はひどいものです。大型スーパーツルヤ店に入る東側道路の交差点には信号がありません。西方向より来た車が右折するのに、後続車が混雑する可能性が大きいです。

反対に、前橋方面から来てジョイフル本田に入るにも同じ現象が起こる可能性が大きいと予測できます。ジョイフル本田の開店により、さらなる混雑が予想できます。交通混雑は周辺地域の狭い道路も含めて、日常的に起こる可能性が想定できます。町は対策を考えているのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 道路対策でございますが、県道前橋伊香保線吉岡バイパスと県道南新井前橋線が交差します大松交差点付近の交通混雑については、特に懸念をしております。

平成31年3月に作成しております大規模開発等に伴う将来交通シミュレーションでは、交通混雑は生じるが、主要地方道による広域幹線のネットワーク形成や、都市計画道路漆原総社線など周辺域の道路整備により、一定の交通分散が図られると見込んでおります。

しかしながら、シミュレーションを作成して3年以上が経過しております。商業集積も順調に進んでおり、想定以上に商圈が広がり、来店車両も増加することが予想されます。大型商業施設への来店車両の主な動線は、吉岡バイパス大松交差点から関越自動車道側道手前の県道南新井前橋線に集中することは特に考えられるところです。

休日については多くの買物客が訪れ、慢性的な交通渋滞も予想されることから、交通渋滞緩和策の一つとして、県道南新井前橋線の既存の右折レーンからジョイフル本田の店舗敷地内に直接アクセスができるロータリー道路を2か所設置する予定で考えております。

ロータリー道路を開発区域内に設置することで、県道南新井前橋線本線及び周辺道路の交通緩和策も図れるものと考え、現在、関係機関と協議を詰めておるところでございます。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 今答弁があったように、大松からインターの高速までの間、信号が1個もないということで、信号をつける場合は公道ということが大前提だと思いますので、今ちょっと聞いたならば、ジョイフルの中に通じる道を造ってということだと思えるんですけども、その辺しっかりとした計画をお願いしたいと思います。

南新井前橋線道路の拡幅が、実際問題不可能だと思います。そうすると、あそこは渋滞します。その大型商業施設、ツルヤ東側の道路と午王頭川に橋を架けて、交通の流れを変えることができると思いますが、その辺についてはどのように対応を考えているか、お尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 渋滞緩和策ということで、ツルヤ東側付近の一級河川午王頭川に橋梁整備を計画するご意見ということでございますが、車両分散が見込まれ、交通環境改善の有効策の一つということで考えております。

しかしながら、午王頭川に架橋した後に、効果的にアクセスする道路が現在ございません。現在ないということで、検討はしていない状況でございます。

大型商業施設出店後の周辺域の交通状況を踏まえまして、商業用途地域全体の有益な交通ネットワーク構築の検討が今後必要であるということは当然考えるところでございます。

現状では整備コストが抑えられることから、大松交差点信号機を西に進み、県道南新井前橋線から既設の右折レーンの活用により、ジョイフル本田の店舗敷地内に直接アクセスをいたしますロータリー道路の設置を考えておるところでございます。以上です。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 趣旨としてはよく分かりますが、交通渋滞により来客数の減少、それに伴いお店の撤退ということも考えると、町にとっても大分マイナスになると思いますので、その辺も含めて不可能じゃなくて可能な方向で考えていただければと思います。

ジョイフル本田北側に、駒寄インターチェンジより産業道路まで道路の新設工事を行っていますが、産業道路への交差付近は信号の設置はなく、さらに自由通路は現状のままのことですが、本当にこのままでよいのでしょうか。第2回議会でも質問しましたが、この自由通路は農業用車両の通行を目的とした機能補償により整備された経緯があるとのこ

とで、農用地等の出入りがあることから、目的以外での利用はできないとのことで、この道路についての改良は難しいとの答弁でした。

大松の信号から北方向への信号までの産業道路西側での農地は僅かです。現状のままでジョイフル本田が営業を開始した場合に、交通の安全を確保できると町は考えているのでしょうか。

また、この自由通路にした目的を町は理解しているのでしょうか、お尋ねいたします。

この区間の3車線の改良に対して、町はこのままでよいと考えているのでしょうか。これらについてお尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 議員おっしゃるとおり、自由通路の扱いにつきましては、農業用車両の通行を目的に、バイパス整備の機能補償として整備をされた経緯がございます。

自由通路については、左右どちらにも通行できる利便性がある反面、車道からの左折車両、また歩行者や自転車等の安全性の確保の観点から、通行方向を制限するなどの要望もいただいております。

道路管理者でございます群馬県渋川土木事務所に確認をしておりますが、周辺に農地が存在し、少なからず農用地への出入りがあることから、現状では変更することが難しいと考えられております。

しかしながら、バイパス沿線の土地利用の形態が変わった場合には、検討が可能になるのではないかと考えております。安全性に支障が生じる場合は、路面標示や看板などにより注意喚起などの安全対応を強化してまいりたいと考えております。

また、バイパス沿線の自由通路の安全性の確保につきましては、ジョイフル本田につきましても、出入り箇所や場内通路において誘導や注意喚起の標示板などを設置し、安全確保に配慮するとの回答を得ておるところでございます。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） この自由通路については、7月か6月に子供の交通事故があったと思うんです。たまたま大したというか、それなりの大きいけがではなかったと思うんですけども、これが死亡事故につながったら大変なことだと思うんです。その辺も含めてしっかりと、駄目じゃなくて、前向きに早期実現できるように尽力願いたいと思います。

また、さらにこの新設道路と産業道路との交差付近には信号がなく、新設道路と既設の道路に挟まれた民家が1軒ありますが、道路に囲まれている状態です。民家からの何らかの要望はなかったのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） ご質問いただきました該当の民家の方からは、要望事項について確認はしております。その中には、自宅の宅地周りや南の畑に接する既設側溝が大雨の際にあふれてしまうことがあるため、側溝の布設替えの要望と、やはり大雨の際に畑のり面部が浸食されるおそれがあり、水路への土砂の流出等を懸念しているとのこと。そのほか、官有地の雑草対策についての要望を聞き取っておるところでございます。

町としましては、側溝の布設替えは早期には難しい旨を説明させていただいておりますが、解決に向けて対策を検討してまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 状況等はお分かりのようなので、早い対策、対応をお願いしたいと思います。

駒寄インターチェンジ西側には前橋市が計画している大規模な工業団地造成が計画され、着工が間近なようです。県道南新井前橋線の交通量、想像以上の混雑が想定されます。高速道路を交差する新たな道路が必要になるのではないのでしょうか。町は、この工業団地と道路の関係をどのように認識しているのでしょうか。

駒寄インターチェンジを中心とした周辺は、今後大きく変わろうとしています。開発は町にとっても重要な案件ではないのでしょうか。無秩序な開発ではなく、将来を見据えた開発が必要ではないのでしょうか。

第6次吉岡町総合計画でも、駒寄インターチェンジ西側の大型の工業団地を示唆しています。既に、前橋市は大規模工業団地を計画し、着手も間近であると聞きますが、これに対して町はどのように対応しようとしているのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 駒寄スマートインターチェンジ西側の大規模開発に係ります道路整備についてでございますが、町の工業誘致エリアと前橋市の産業団地に通じるアクセス道路の整備に関しては、前橋市と境界であります一級河川午王頭川に架かる橋梁整備などが重要になると認識はしておるところでございます。

具体的な道路整備については着手しておりませんが、これまでも吉岡町企業誘致調査研究業務報告書をベースに、前橋市と意見交換を行い、課題や事業に関わる問題点を解消するための協議など情報共有を図っております。

前橋市の産業団地につきましては、首都圏整備法に基づきます工業団地造成事業により

計画が進められ、新たな産業流通拠点の実現を図るため、既に土地利用や開発事業に必要な都市計画法に基づきます手続を完了しており、今年度からは道路を含めた詳細設計業務に着手することを確認しております。詳細をお聞きした上で、具体的な取組を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） この工業団地は、吉岡町も含めると約40町歩の大きなものになると聞いております。町の発展のため、明治地区の発展にもなりますので、しっかりと対応していただきたいと思っております。

それでは次に、進出企業と町の関係にはどのように対応するのかについて、お尋ねいたします。

企業の進出は、雇用や経済の活性化につながり、町にとっても多くの面でプラスになるのではないのでしょうか。町にとっては大歓迎ではないのでしょうか。町は企業との災害協定を締結しています。今後も、町への進出企業に対して、ヤマダホールディングとの包括連携協定のような企業の特色を生かした包括協定など、広い視野による協定等を締結するべきと考えますが、町の考えはいかがでしょうか、お尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 現在、町では包括連携協定を6社と締結しています。この協定書の締結に当たっては、事前に企業と話し合いを数回にわたり行っています。

そこで、現時点でその企業が推進している事業や将来的に目標とし、目指している分野などを聴取し、最終的に町と連携していくことで、互いに持つ知見やノウハウを最大限に生かせる項目を設定しています。

そのため、今後、吉岡町へ進出する企業で、町と連携し社会的貢献や地域の発展に寄与したいとの意欲がある企業、また町にとっても有益的な企業とは、率先して包括連携協定を締結していきたいと考えています。以上です。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 企業の進出により、多くの雇用も創出されます。また、進出企業に対しての町からの支援等も必要ではないでしょうか。町は、進出企業に対して町からの支援を考えているのか、支援するとしたらどのような支援をすることができるのか、お尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。



〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 進出企業への支援はとのご質問でございますけれども、町では、これまでに進出された企業に対する支援と言われるようなものは実施した経緯はないのではないかと思います。

自治体が行う、実際に実施されている支援といえ、固定資産税の減免などではないかと思っておりますけれども、今現在、町では具体的な支援内容の検討に至っておりません。

今後につきましては、進出企業に対する公平な支援の在り方などについて、町の関係部署において調査検討する必要性を感じているところでございます。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 他の市町村では、企業、大企業が来ることについては、それなりの企業に対する支援を行っています。吉岡町の場合はたまたま企業のほうから来るということで、支援策はないということですが、やはり時代の流れで、町としても支援をすべきかと思っております。今後の大きな町の課題だと思いますので、その辺も軽く見ないでいただきたいと思っております。

次に、子供たちを取り巻く諸問題についてお尋ねいたします。

学童保育についてですが、今、町に大型商業施設が進出しています。このことは、雇用機会が大きく広がり、町にとっては喜ばしいことではないでしょうか。

しかし、働きたくても、子供の面倒を見なければならぬために働くことができない人もいるようです。安心して働ける環境づくりも、「子どもを育てるなら吉岡町」の町の支援ではないでしょうか。学童保育の新設及び増設、さらに学童保育所の入所条件の緩和により、働くことを希望している皆様への支援ができるのではないのでしょうか。

第2期吉岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略でも、働きながら安心して子育てできる環境整備で、学童クラブの充実、整備を取り上げています。学童保育に学校施設の開放を行うことはできないのでしょうか。入所条件の緩和を含めて、町の考えをお尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 学童保育の入所要件緩和については、母親の出産、保護者の疾病、家族の介護、災害時などの緩和は行っておりますが、平常時については、低学年の児童や保育の必要性を点数化して優先度の高い児童を決定し、対応しているところでございます。

入所要件の緩和については、施設の定員等もありますので、学童保育の整備とともに検討していきたいと考えております。

また、学校施設の学童保育施設としての使用につきましても、その中で学校側の教室の

利用状況等もありますので、教育委員会や学校とも協議、検討させていただきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 学童保育の入所条件ですけれども、例えば同じ吉岡町にじいちゃんばあちゃんがいたら、届けても入れないという条件があると思います。おじいちゃんおばあちゃんがいても動けなければどうしようもないですから、そういったことも緩和すべきじゃないかと思います。

また、新しく今、学校のことをお話ししましたが、施設を造るよりも、既存の施設の活用のほうが経費の面からも当然効率的だと思います。学童保育に学校の開放を行っている自治体もあると聞きます。

2019年に厚生労働省と文部科学省は、放課後子ども総合プランを策定し、学校の開放を進めているとのこと。2019年から2023年までの5年間で、学童保育の定員を増やし、新設する場合は8割近くを小学校内で実施するとのことですが、町はご存じかと思いますが、このことに対してどのような対応をしようとしているのか、考えを持っていただければお聞かせ願いたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） そのような動きがあることは、教育委員会でも承知しております。

ただ、今、町といたしましては、当然、放課後、教室は空くわけですけれども、実際に使っている教室が空くというだけで、空き教室だとか、実際に使用していない特別教室等はありませんので、学校機能という形を最優先に、町としては、教育委員会としては考えていきたいと考えておりますので、その辺はまた今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 吉岡町の場合は児童数が増えていますから、今お話ししたように空き教室がないというのが現実かと思います。ただ、駒寄小学校の場合、そばの学童保育が校庭を使っていますよね。やっぱりそういう形で、いろいろ利用方法があると思いますので、その辺のところも創意工夫するのがやはり町としての姿勢じゃないかなと思います。その辺のところを今後、もう喫緊の課題ですから、しっかりと考えていただければと思います。

次に、中学校の課題についてですけれども、生徒数が増加している中学校では、生徒数

の増加により、その都度、校舎の増築を行ってきました。その結果、適切な校舎の配置が複雑になってしまったのではないのでしょうか。

雨天時の登校時、生徒の様子を見たことがあるのでしょうか。雨天の登校の場合、自転車通学の生徒は、当然かっぱ着用で登校します。ぬれた雨具は校舎内に持ち込めないために、規定された駐輪場に着くと、自身の自転車にかっぱをかけて駆け足で各自の教室に向かっています。例えば、増設された東校舎の生徒は、教室に着くまでに雨に打たれ、衣服、かばんはぬれてしまいます。学校側はこのことについて対策を考えたことがあるのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 吉岡中学校では、近年、生徒数の増加に伴い、校舎を増築してまいりましたが、増築位置などは学校とも協議しながら、その時々最善の案を練り、結果として現在の校舎の形状となっております。

ご指摘の駐輪場につきましては、主には体育館横の駐輪場であると認識しております。基本的には、各学年のなるべく玄関口に近い場所に駐輪場の位置を設置しておりますが、平成30年度に、当時の自転車通学者数に対応するために、新たに体育館横に比較的大きな駐輪場を増設いたしました。雨天の登校時の様子について、学校に確認したところ、議員おっしゃるとおり、ご指摘のとおり、生徒が自転車置場から校舎までの移動中に雨に当たってぬれてしまう現状はあるとのことでした。

しかしながら、これまで生徒や保護者から改善の要望等はなかったということですが、現実的な現状を鑑み、今後どのように改善していくか、学校と具体的に検討していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 今答弁の中でそういった問題がなかったということですが、それはなかったのではなくて、声が上げられなかったのだと思います。このことが今まで問題に上がってこなかったことが問題であって、常に細部にわたり問題意識を持って対応することは望ましいことですが、完璧を求めることは難しいと思います。しかし、教育関係者には誰もが敬意と期待を抱いています。「子どもを育てるなら吉岡町」、町にも大きな責任はあるのではないのでしょうか。

再度お尋ねいたします。雨よけの通路等はできないのでしょうか。いかがでしょうか、お尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） 雨よけの通路についても、今回、山畑議員からこの質問の予定をお聞きしたときに、検討をさせていただきましたけれども、すぐにそれを造るということについては、地理的条件でも非常に厳しい状況にあります。

ただ、ぬれてしまっているという現状は、確かに今、答弁させてもらったとおりありますので、どういう方法が取れるか考えていきたいと思っております。

議 長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） いきなり言って、確かに、こうしますとはできないと思うんです。予算もありますからね。ただ、実際問題、ぬれて歩く距離が短くなると、例えば靴、そういったものを袋に持って廊下へずっと入っていけばぬれないですね。それは例えの話です。そういったことで、もう少し創意工夫して、お金がかからなくてもできることがあると思いますので、その辺しっかりと検討していただければと思います。

次に、学校の校庭についてですけれども、小中学校共に、生徒数の増加により校舎を増築しましたが、その分校庭は狭くなりました。休み時間に、子供たちは思い切り外で運動することを願うのではないのでしょうか。全校生徒数に対しての適切な運動場の広さはどのように認識しているのでしょうか、お尋ねいたします。

議 長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 校庭、運動場の広さにつきましては、文部科学省が定める小学校及び中学校設置基準があり、その中に児童生徒数に応じた面積がございます。その基準からすると、現在、面積的には3校とも基準を満たしている状況であります。

しかしながら、小学校での休み時間の状況や中学校の部活動の状況などを見ても、現実的に手狭になっているとの認識はございます。

議 長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 学校設置基準があると今お話ししていましたが、小学校、中学校で1人当たりの面積はどのぐらいなのでしょう。

議 長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） すみません、今、1人当たりの面積というのはちょっと持っていないのですが、例えば明治小学校で申しますと、6,200平米に対して約9,400平米が実際にはある形ということで、そういうことで基準面積を満たしているとい

う形になります。

ただこれも、実際に、例えば地積面積というのはあるんですけども、建物が建っているところ以外等々で判断しますので、そちらについては、現在実際に正確な測量をしているわけではございませんので、要はピンポイントで落としてみて、ここは何平米だとかということなので、この面積についても実際のところは正確かと言われれば、ちょっとそうではないのですけれども、基準面積は満たしていると認識しております。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 正直言いまして、地方の学校というのは校庭が広いですから、学校設置基準というのはあまり重視してない、はっきり言って意識していなかったと思うんです。でもやっぱり、こうやって生徒数が増えてくれば、そういったものが基準になって、何かトラブルがあった場合にそれが出てきますから、その辺のところはしっかり精査して、数値だけは把握しておいたほうが何かといいんじゃないかと思います。

例えば、専門学校なんか造る場合は、生徒と敷地の面積、それが合わなかったら許可にならないんです。公立の学校ですから許可になっていますけれども、その辺もしっかりと検討していただければと思います。

明治小学校校庭、駒寄小学校校庭ともに、生徒数に対して適正な広さとは思えません。今後も児童数の増加が想定されます。学校の校庭は災害時の避難所にも利用されます。広過ぎることはありません。町は、各小学校の校庭の拡幅に対して、どのような方策を取ろうとしているのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 校庭の面積につきましては、先ほど文科省の基準は満たしているとの答弁をさせていただきました。

しかしながら、近年の児童数の増加や、それに伴う校舎の増築などにより、校庭が手狭になっていると、再度になってしまいますけれども、町としても十分認識しているところでございます。

各小学校につきましては、駒寄小学校では、校庭拡張事業を進めるため、現在、地権者等との交渉を進めているところであります。明治小学校につきましては、今のところ具体的な拡張計画があるわけではございませんが、今後の児童数の推移を注視して検討してまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

1 2 番（山畑祐男君） 子供たちが休み時間に校庭で伸び伸びとしている、その顔を見ると、やっぱりいいなというふうに思うんです。例えば明治小学校、運動会のときに東側の細長い校庭で運動会をやっているわけです。皆さんも知っていると思うんですけども、やっぱりそうじゃなくて、もっと広いところで運動会なり、そういったものをしてもらって、喜ぶ顔を見たいなというふうに思うの私だけではないと思いますので、その辺のところも含めて、しっかりと町長もよろしく考えていただければと思います。

中学校でも、小学校と同様に生徒数は増加しております。中学校では校庭の南側の民家の協力をいただき、校庭を広げることができるのですが、十分な広さでしょうか。校庭を使用する部活動には複数の部があります。生徒には伸び伸びとそれぞれの部活動を行っていただきたいと願うものです。

しかし、現実はどうでしょうか。グラウンドを使用する部活動は幾つかの種目の部が同時に利用しているために、十分な練習ができていのでしょうか。むしろ危険と隣り合わせの練習ではないでしょうか。八幡山グラウンド改修の早期完成をすべきと思いますが、町はどのように考えているのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 八幡山グラウンドに関しましては、今年度策定する八幡山グラウンド周辺基本構想において検討してまいります。その中で、令和元年度に議会で採択された請願や、昨年度開催されたスポーツ関係団体や自治会関係者、吉中関係者による八幡山公園多目的屋外運動場の整備に向けた打合せ会等の意見も踏まえつつ、吉岡中学校の部活動で活用するという事も十分考慮してまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔1 2 番 山畑祐男君発言〕

1 2 番（山畑祐男君） よろしくお願いたします。話だけじゃなくてね。

それでは次に、学力テストとスマホについてですけども、これは富岡議員の質問と重なるところもあると思いますけれども、質問させていただきます。

過日、小学校6年生と中学3年生の全員を対象に実施した本年度の全国学力・学習状況調査、全国学力テスト結果を新聞報道で見ました。群馬県下の結果は、全国平均程度の科目が、小学校では国語と理科で、算数は平均を下回ったとのこと。中学校では、国語、算数、理科の3教科とも全国平均を上回ったとのことでした。

反面、スマホと学習との関係が掲載されていまして。学力テスト結果とスマホ利用時間の関係では、スマホ操作時間が長いほど学力試験の結果は下がるとの内容が記載されていまして。

町でも、全児童にタブレットによる授業が開始されています。午前の質問で答弁されましたが、2024年度から、英語のデジタル教科書導入を中教審が了承したようです。その他の教科書も、順次、デジタル教科書の導入を進めるようです。

タブレットが日常生活に浸透していく今日、その使用に対する注意も必要ではないでしょうか。学校では当然、タブレットの使用について注意すべき点については指導していることと思いますが、家庭でのスマホやタブレットの使用については、なかなか十分な指導は行き届かないのではないのでしょうか。

小6の半数、中3の7割以上がスマホの交流サイトや動画視聴を1日1時間以上利用しているとのことで、学校ではこの関係をどのように理解し、対応を行っているのでしょうか。また、学校の長時間のスマホ使用は目にも悪い影響があるようです。これらを含め、子供たちには、スマホやタブレットの使用に対して、注意点を含めてどのような指導を行っているのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 本年度の全国学力・学習状況調査の結果につきましては、各校にて分析し、結果を踏まえた学習を進めていきたいと考えております。

スマホ時間と学力の相関につきましては、学習時間が減れば、学力にも影響が出るのは想定できる結果であります。スマートフォンは、保護者の方が考えて子供に持たせているものでございます。この使い方については、保護者の責任において、家庭でしっかり管理監督していく必要があると考えております。

学校としては、家庭でのスマートフォンの使い方や使用時間について、親子で膝を突き合わせて相談する機会の重要性、そういったものも伝えていければと考えております。

また、子供のタブレット使用に対する健康への影響につきましては、引き続き、文部科学省から出されているリーフレット「タブレットを使うときの5つのやくそく」児童用、生徒用や、さらに「－1人1台端末の時代となりました－ご家庭で気をつけていただきたいこと」保護者用などを活用しながら、視力、今、議員もおっしゃったように目への影響や、端末の安全な利用について、子供が主体的に考え話し合う場を設定するなどの対応を考えております。

また、スマートフォンやゲーム機の利用時間についても、家庭や児童生徒に対して注意喚起をしていく必要があると考えております。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 各家庭への対応というのは非常に難しいと思いますけれども、その辺のと

ころの注意点はしっかりと啓蒙をお願いしたいと思いますが、今、町の小学校のタブレット授業については、県下では大変注目を集めているようでございます。

タブレット授業だけでなく、全ての点で全国のモデル校になるような、町長を筆頭に関係各位の皆様の尽力が必要と思いますが、目指すものが大き過ぎるかと思うんですけども、町長、お尋ねいたします。いかがでしょうか。町が、町の小学校が、中学校も含めて、しっかりと全国の模範の学校となるように尽力していただきたいことについて、いかがですか。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 模範となるかどうか分かりませんが、教育委員会と一体となって、それを進めていけたらと考えております。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） いきなりですから、なかなか答弁できないと思うんですけども、夢は大きく、やはりそれに一步一步向かうことが、意欲が出てくると思うんです。したがって、しっかりとそういった目標を、今後どこに持っていくか定めていただければと思います。

次に、中学校の職員室の広さについてですけども、これは以前にも質問しましたが、再度お尋ねいたします。

以前の質問での答弁では、職員室の広さは問題ないとのことでしたが、本当に問題はないのでしょうか。クラスが増えれば、当然、教職員の人数も増えます。それに伴い職員室の面積が増えるわけではありません。先生たちが思う存分、教鞭を執っていただくためには、職員室の広さも適切な広さが必要ではないでしょうか。教職員室の改善はできないでしょうか、再度お尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 教職員が増えた場合、職員室内の机や事務機器等の配置場所について、さらなる工夫が必要であるとの話も学校から聞いております。

教職員がさらに増加することで、工夫してもなお良好な職場環境が保障できなくなる、そのような想定になった場合には、改善案として、職員室に隣接している用務員・印刷室の内壁を壊して、職員室と一体化するなどの方法が考えられます。

いずれにいたしましても、今後、費用の面なども併せ検討していくことが必要だと考えております。



議 長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔1 2 番 山畑祐男君発言〕

1 2 番（山畑祐男君） 今、お話だけではなくて、私が見て実際狭いと思うんです。だから、生徒が呼ばれて、各先生のところに行くのも、本当に見ているとちょこちょこして行くと。やっぱり先生が生徒に注意、いろんな話をするのも、すぐ隣に違う先生がいると、やりづらいいというものもあると思うんです。やっぱり先生も働きやすい環境で、よい教鞭が執れると思うんです。

よりよい生徒の学びの場の提供は、町の大きな使命だと思うんです。それには先生の環境も改善すべきかと思います。

再度質問しますが、職員室の改修は早急にはできないでしょうか、お尋ねいたします。

議 長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 先ほど申し上げさせていただいたとおり、当然、費用の面などがございます。ただ、そちらのほうも早急に検討はさせていただきたいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔1 2 番 山畑祐男君発言〕

1 2 番（山畑祐男君） これはやはり、また質問させていただきますけれども、もうちょっと明確な対応策、そういったものを打ち出していくように努力願いたいと思います。

次に、町を取り巻く諸課題についてですけれども、町の人口についてですが、過日、吉岡町は9年連続で人口増加しているとのニュースを見ました。県内での人口増の市町村は数少ないとのことです。特に、吉岡町は将来にわたり人口増の町として予測されています。県内でも人口増の予測がされている自治体は数少ないと理解していますが、なぜ吉岡町は人口増なのでしょう。人口増の要因が分かれば、人口減少問題で苦勞している他の町村に対して支援できるのではないのでしょうか。

町での人口増の要因を調査していると思いますが、どのような要因で人口が増加しているのでしょうか、お尋ねいたします。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 町の人口増加の要因についてご質問いただきました。

議員ご指摘のとおり、吉岡町は県内のみならず、関東でも今後の人口増加が見込まれているまれな町でございます。平成3年の町制施行時には約1万4,000人であった人口が、それから31年後の令和4年9月現在では、約2万2,200人を超えております。これは、本町が前橋市、高崎市、渋川市などの経済圏に囲まれた立地のよさからベッドタ

ウンとして発展してきたことが大きな要因の一つと考えられます。

また、以前からまちづくりを行ってきた議員、町長、関係各位、先人皆さん方のご尽力により実現した平成11年の上毛大橋の開通により、人口が大きく伸びたことがうかがえます。

その後も、吉岡バイパスをはじめ、国道17号前橋渋川バイパス、高崎渋川バイパスの開通、駒寄スマートインターチェンジの大型車化供用開始など、交通基盤の整備に伴い、大型商業施設の出店や分譲地の開発が相次いでもたらされたことが大きな要因であると考えております。

**議 長（岩崎信幸君）** 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

**12番（山畑祐男君）** 吉岡町の立地条件がよい、簡単に言えばそれが大きな要因であると、それ以外にも要因はあるのでしょうかけれども、そういったものをぜひ精査すべきではないかと思えます。

人口増のことを言って、今度次は減少のことを言うのですけれども、町でも2040年頃を境に人口減少すると予測されています。今年5月には、世界の実業家の一人であるイーロン・マスク氏より、日本はいずれ消滅するとの発言がありました。日本はもちろん世界にとっても大変興味のある重要な発言ではないでしょうか。

日本消滅の原因は、人口減少問題のようです。世界の人口も2060年代に減少に転じるとの予測がアメリカより出されています。町の人口減少が予想されるならば、その対策を今から立て、人口減少を回避すべきではないでしょうか。

人口減少による損失は、その地域の経済活動だけではなく、あらゆる生活環境を一変させてしまうほどの大きな影響をもたらします。町の人口減少問題に対する対策が有効であれば、多くの自治体が救済されるのではないのでしょうか。効果をすぐに出せませんが、対策は立てるべきと強く切望いたします。

人口減少対策には、人口増の要因を解析し、対策を立てる。それにより人口減少は回避できるのではないのでしょうか。人口減少問題に悩んでいる他の自治体は、いろいろな対策を立てて実行しているようですが、なかなかその成果は出ていないようです。予測されている町の将来の人口減少予測に対して、町はどのように対応すべきと考えているのでしょうか、お尋ねいたします。

**議 長（岩崎信幸君）** 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

**企画財政課長（米沢弘幸君）** 本格的な少子高齢化と人口減少を迎えている中、吉岡町は右肩上がりの人口増加を維持しております。町には子供が増え、活気にあふれた元気な町として成長

しております。

しかし、この現象は今後数十年続くものと予測されていますが、いつまでも続くことはなく、少子高齢化と人口減少の波は吉岡町にも必ず訪れます。だからこそ、原点に立ち返り、将来展望をしっかりと立て、一つずつ着実に事業を進め、足元を固めていく必要があります。

それは、言い換えれば、第6次吉岡町総合計画に示された将来像や施策の大綱に沿った事業を今後着実に進めていくことにほかなりません。また、同時に地方創生の観点から見た、まち・ひと・しごと総合戦略をはじめ、各所属で策定する行政分野ごとの個別計画を総合計画と整合性を取りながら推進していくことが、ひいては人口減少対策につながるものと考えています。以上です。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 人口問題については長い話で、今日言ってあした結果が出るというものはありませんけれども、少なくとも現時点においてそのきっかけをつくることは大事ではないかと思います。

柴崎町政のときに、そういったきっかけをつくっていただければ、町民もありがたいのではないかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次は、町の観光についてですけれども、町に観光課が設置されてから、まだ日は浅いと思いますが、現在まで町の観光に対する新しいチャレンジはあったでしょうか、お尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 令和2年4月1日から、町の機構改革に伴い、産業観光課が設置されました。しかし、その1週間後の4月7日に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令され、人が集まるイベント的な事業は実施が不可能となるなど、観光の事業に対する影響は計り知れないものとなりました。

新しいチャレンジはとのご質問でございますが、イベントなどの事業は実施できない状況でありましたので、昨年度は観光に関する情報を外部に発信する取組として、町の観光スポットの春夏秋冬、そちらを季節ごとに紹介する動画を作成し、吉岡町ホームページでの配信を行っているところでございます。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 今の答弁があったように、いきなりコロナで活動できなかったというのは

非常に残念かと思えますけれども、逆にピンチがチャンスということわざがありますので、しっかりとその辺は今後、発展することを考えて模索していただければと思います。

町には、東の利根川から西の榛名まで、変化に富んだ自然の中に歴史のある神社仏閣の建物、さらに船尾滝と水沢街道、町なかには歴史ある旧家等、多くの名所旧跡があります。

坂東太郎と呼ばれている利根川のほとりの道の駅よしおか温泉は、利根川のほとりの自然の中に位置しています。温泉を中心に、ケイマンゴルフ場、パークゴルフ場、物産館、河川敷の散策路等があります。東の玄関口と位置づけられている道の駅よしおか温泉も開業してから15年近くを迎えようとしています。開業時から今までの来場者数は増加しているのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 道の駅よしおか温泉につきましては、平成22年3月のプレオープンから12年が経過しております。

来場者数の経過としましては、年間50万人ほどから始まりまして、徐々に減少傾向となり、新型コロナウイルス感染症の発生前の令和元年度には40万人ほどとなっております。その後、新型コロナウイルス感染症が流行した令和2年度が約25万人、令和3年度は少し持ち直しまして約28万人となっております。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） コロナがあったので大変かと思えますけれども、やはり先ほど言ったようにいろんな創意工夫をして、ほかもやっていると思うんです。当然、吉岡町もやるべきだと思うんですけれども、物産館に景色が一望できる屋上があります。利根川の雄大な景色が広がっています。絶景ではないでしょうか。しかし、その利用はごく少ないように見受けられます。屋上への案内板がないために、初めての来場者にはほとんど利用されていないようです。

この屋上からの眺望は、利根川の豊かな自然を満喫していただける最高の観光スポットではないでしょうか。屋上の改修を含め、来場者に親切な案内板を整備できないでしょうか。温泉の南には豊かな緑の公園が広がっていますが、この公園の利用増も改善をすべきと思いますが、これらを含めて町の対応をお尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） まず、温泉の南にあります天神東公園ですけれども、この公園は道の駅の登録時点から、道の駅の範囲に含まれているわけではございません。公園管理の部署

としましては、建設課の管轄となっております。

しかし、現在、道の駅の運営管理を行っております吉岡町振興公社は、外部コンサルティングを活用した経営改善の取組を実施しており、今後の道の駅の在り方を検討していく上で、この公園の活用方法や物産館の屋上の利用方法などについて触れられることも考えられます。

提案のあった複数の改善策を同時に進めていくことは、財政的な負担や現場の負担が大きくなることから難しい部分もあるのではないかと考えております。優先的に進めなければならぬことから着手し、公園については、道の駅の一部として利用者増の方策などについて探っていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 一応、お金もかかることですから、簡単にはいかないと思うんですけども、せめて物産館の屋上に行く案内板だけは、それはお金がかかりますけれども、大したお金じゃないと思うので、その辺は至急できることだと思っておりますので、善処よろしく願いしたいと思います。

次に、ふるさと納税についてお尋ねしたいのですが、先ほどの富岡議員の質問と同じなものですから、これについては割愛させていただきたいと思っております。

次に、町のゆるキャラについてですが、群馬県のぐんまちゃん、数ある全国のゆるキャラの中でも、その知名度は高いです。多くの県をはじめ市町村には、その土地をイメージするゆるキャラがつくられています。ゆるキャラの効果は既に承知のことと思いますが、ゆるキャラはその土地の知名度を高めてくれるほか、その地域の人々にも地域への結びつきを強めているようです。

吉岡町も、町のゆるキャラを誕生させる気持ちはあるのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） ゆるキャラについてですが、町としては現時点ではまだ作成していませんが、それにつきましては、群馬県のコンテンツであるぐんまちゃん、このぐんまちゃんについて、ご当地ぐんまちゃんというのがありまして、吉岡町のよしおか温泉にあった大型風車、これを模したぐんまちゃんを利用していたというような経緯があります。

ただ、それが著作権等の関係で、令和3年度で廃止になってしまったというようないきさつがあって、今後は使用できないというような現状になっています。

そういったいきさつもあるのですが、現時点では、いわゆるゆるキャラブームというのが今、低迷しているような状況なので、その辺の動向を踏まえまして、町としては、

現時点なんです、ゆるキャラの作成というのは考えていません。以上です。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） ゆるキャラのブームというの、確におっしゃったように今下火になっているようにもうかがえますけれども、先ほど言ったぐんまちゃんが風車を持っているのを見ておりますけれども、あれは誰が見ても群馬県というイメージで、吉岡町とは思わないですね。

遅くてもいいですから、やはり吉岡町独自のそういったものがあれば、またそれから第2のブームが来る可能性もあります。そのときに、さてつくろうかじゃなくて、もう既に吉岡町はあるというぐらいのことで、特に大きなお金がかかるわけじゃないと思います。町の観光ということも含めて、ゆるキャラをつくるということ、あるいは町民の皆さんからアイデアを募集する、そんな行動が、また町の皆さんを奮い立たせてくれるんじゃないかと思っておりますけれども、その辺のところは、今後は考える予定はないですか。再度お尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 先ほど答弁したとおり、現時点ということで、当然のことながら今後、流動的でありますけれども、全くないということではないということでご理解いただければと思います。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） その辺の答弁は想定してはいたけれども、しっかりとまた、話だけではなく真剣に考えていただければと思います。

それでは、町の防災についてですけれども、吉岡町地域防災計画に基づき、災害時の対応はきめ細かく定められていると思いますが、町の防災について幾つかお尋ねいたします。

災害時の情報収集及び連絡網についてですが、災害時の有線電話等は当然使用不可を想定して、あらゆる手段を利用することが想定されています。当然かと思われれます。

しかし、地域防災計画の中に、情報収集方法にドローンの活用記載がないように見受けられますが、どのような位置づけで考えているのでしょうか。ドローン操縦資格を取得している職員もいるようですが、面積の少ない吉岡町では、空からの情報収集により、素早い災害への救済対応ができるのではないのでしょうか。

以前、ドローンは委託業者に任せているとのことでしたが、災害時に委託業者が被災していれば、ドローンの活用は不可能です。町として確保しておくべきではないのでしょうか、

お尋ねいたします。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 災害時の情報収集方法につきましては、議員ご指摘のとおり地域防災計画の中には記載がございませんが、ドローンの活用も有効な手段の一つであると考えております。

ドローンの確保につきましては、購入のための予算を令和4年度の当初予算で確保しており、現在、購入機種の検討を行っているところでございます。今後、購入、そしてその活用に向けて進めていきたいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 時間もあと僅かです。まだ質問することがあるんですけども、残りについては、また機会があれば質問させていただきたいと思いますので、これで私の質問を終わらせていただきます。

議 長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、12番山畑祐男議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の会議で予定されていた一般質問は全て終了しました。

月曜日は、通告のあった7人のうち、残り3人の通告者の一般質問を行います。

---

散 会

議 長（岩崎信幸君） 本日はこれをもって散会とします。

午後3時15分散会

# 令和4年第3回吉岡町議会定例会会議録第3号

---

令和4年9月5日（月曜日）

---

## 議事日程 第3号

令和4年9月5日（月曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問（別紙質問表による No.5～No.7）

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ



## 出席議員（13人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
8番	村越 哲 夫 君	9番	坂田 一 広 君
10番	飯島 衛 君	11番	平形 薫 君
12番	山畑 祐 男 君	13番	小池 春 雄 君
14番	岩崎 信 幸 君		

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総 務 課 長	高田 栄 二 君
企画財政課長	米沢 弘 幸 君	住 民 課 長	小林 康 弘 君
健康子育て課長	中島 繁 君	介護福祉課長	永井 勇一郎 君
産業観光課長	岸 一 憲 君	建 設 課 長	笹沢 邦 男 君
税務会計課長	中澤 礼 子 君	上下水道課長	大澤 正 弘 君
教育委員会事務局長	高橋 淳 巳 君		

---

## 事務局職員出席者

事 務 局 長 福 島 良 一 主 事 岸 美 穂

## 開 議

午前9時30分開議

議 長（岩崎信幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

先週金曜日に引き続き、本日も一般質問を行います。

本日は、通告のあった7人のうち、残り3人の通告者の一般質問を行います。

これより、お手元に配付してあります議事日程（第3号）により会議を進めます。

---

### 日程第1 一般質問

議 長（岩崎信幸君） 日程第1、一般質問を行います。

6番金谷康弘議員を指名します。金谷議員。

〔6番 金谷康弘君登壇〕

6 番（金谷康弘君） それでは、議長への通告に従い一般質問を行います。

1、都市計画関連、カワチ薬品第2店舗についてです。

皆さんご存じのように、吉岡町は今現在、物すごい勢いで開発が進んでいます。特に、駒寄スマートインターチェンジ東側、ジョイフル本田を核に、上毛ハウジング、長野県のツルヤ、また過日、上毛新聞ではヤマダ電機がジョイフル本田西側に新店との記事がありました。

吉岡バイパスの東側、カワチ薬品東、農地では、一時転用が下りたカワチ薬品第2店舗の遺跡の調査が始まったようです。スシロー東では、南側店舗のネットヨタ群馬よしおか店の店舗拡大の工事が始まっているようです。上毛ハウジングよしおかパークは既にオープンしています。ツルヤは10月13日オープンとのことですからいいとして、工事中のジョイフル本田の今後の進捗状況、ヤマダ電機の今後の予定及び遺跡調査が始まったカワチ薬品の第2店舗、これについて、これからの予定で構いません。町の把握状況を柴崎町長、まずここからお尋ねしたいと思います。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 皆さん、おはようございます。

一般質問2日目、金谷議員から、都市計画関連についてご質問をいただきました。

初日、9月2日の一般質問において、富岡大志議員、山畑議員、お二人からも駒寄スマートインターチェンジ周辺の大規模商業施設の開業に伴う安全対策については様々なご意見をいただいております。

ジョイフル本田の進捗状況、ヤマダ電機の今後の予定、株式会社カワチ薬品第2店舗の

今後の予定など、具体的に町が把握している状況については建設課長に答弁をさせます。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） ジョイフル本田の進捗状況でございますけれども、山畑議員の一般質問でも答弁しておりますが、車両交通に関する交差点処理計画などの交通安全対策につきましては、警察等々関係機関と調整協議を残す状況でございます。

開発区域内での店舗建設や場内の造成工事などの整備は、株式会社ジョイフル本田、株式会社ヤマダ電機ともに、工事施工計画に基づき、令和5年春のオープンに向け予定どおり進められておるところでございます。

株式会社カワチ薬品第2店舗の進捗ですが、令和4年3月に吉岡町土地開発指導要綱に基づきます土地開発事業計画事前協議書を提出いただいております。内容につきましては、物販店舗及び駐車場の増設を目的に、当初計画においては来年3月末の完成を予定しておりました。開発事業区域については、文化財金竹西遺跡の包蔵地内であることから、文化財保護法に規定する発掘届に基づき試掘調査を行ったところ、文化財が確認されたことから、発掘本調査を行い、記録保存が必要となっております。

発掘本調査は現在も行われており、完成及び店舗オープンに係る工事計画が遅れている状況と伺っております。

議長（岩崎信幸君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 次に、カワチ薬品第2店舗について、町は既に開発等の協議をしていると思います。この第2店舗の概要など、把握している範囲でいいです。変更などあるでしょうから、今現在の店舗の概要で構いません。お尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） カワチ薬品の店舗及び駐車場の増設事業の内容になりますが、当初計画ということで、敷地面積9,937.59平方メートル、建物面積2,363.99平方メートル、駐車場面積6,334.34平方メートル、緑地195.73平方メートル、その他が743.53平方メートル、またこのうち駐車場台数につきましては、来客用160台、障害者用5台、従業員用72台、合わせて237台となっており、予定工期につきましては令和5年3月31日となります。

店舗については、建物は敷地北側に配置しており、出入口については北側1か所、南側が2か所、また計画変更により西側1か所追加となっております。

以上、概要でございます。

議長（岩崎信幸君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 次に、カワチ薬品第2店舗の来客の車の動線についてお尋ねします。

カワチ薬品第2店舗の周辺道路は、東は県道南新井前橋線、歯科医院のところ、手押し信号から入る寺下の児童の通学路、西側は吉岡バイパス主要地方道前橋伊香保線、南はカワチ薬品とスシローとの間の道路、吉岡バイパスから寺下の児童の通学路間、北側はカワチ薬品北側道路、吉岡バイパスと寺下の児童の通学路の間です。

フリップを用意しましたので、説明します。

これが吉岡バイパスです。これが南新井前橋線、ここが大松の信号です。これがカワチ薬品。ここは東側がカワチ薬品第2店舗。スシローで、ここがネットトヨタ、ここが西松屋の信号です。道路的には、第2店舗の南、スシローとカワチ薬品の間、それとあと裏側、それとバイパスと通学路、このような状況になっております。

車両の進入経路としては、一般的ですと、吉岡バイパスを北側から来た車両はカワチ薬品第2店舗南側道路、北側道路の進入。吉岡バイパスを南から来た車両は、中央分離帯があるため、大松の信号を過ぎて西松屋の信号を右折、そして北側からの進入、もしくは大松の信号を右折し、歯科医院の手押しの信号を左折し、寺下の児童の通学路からの進入となります。

県道南新井前橋線を西側から来た車両は、大松の信号を左折し、西松屋の信号を右折し北側からの進入、もしくは、大松の信号を過ぎて、歯科医院の手押しの信号を左折し、寺下の児童の通学路の利用の進入となります。

県道南新井前橋線を東側、上毛大橋側から来た車両は、歯科医院の手押しの信号を右折し、寺下の児童の通学路にての進入、もしくは大松の信号を右折し、西松屋の信号を右折し、北側からの進入となります。

吉岡バイパス北側からの進入以外は、寺下の児童の通学路への進入と考えられます。

説明しますと、北側から来た車両は、カワチ薬品の裏、南から入ります。南から来た車両は、大松の信号を過ぎて、西松屋の信号を右折し、北側からの進入、もしくは右折し、医院の手押しの信号を左折し、寺下の児童の通学路からの進入。

西から来た車両は、大松の信号を左折し、西松屋の信号を右折して、北側からの進入。

上毛大橋から来た車両は、歯科医院の手押しの信号を右折しての進入となります。

次に、カワチ薬品第2店舗から出る車両ですが、吉岡バイパスを北に向かう車両は、店舗より北側に出て、西松屋の信号を右折。吉岡バイパスを南に向かう車両または県道南新井前橋線を西側に向かう車両は、店舗の南北の道路に出て、吉岡バイパスを左折、もしくは直進。県道南新井前橋線を東に向かう車両は、店舗南北の道路を利用し、寺下の児童の

通学路を経て、歯科医院の手押しの信号を左折、これが一般的な動線かと思います。

説明しますと、出る車両は、北側へ向かうのは、北側の道路を使って西松屋の信号を右折。南へ向かう車両は、南北の道路を出て真っすぐ、もしくは西へ向かう車両は大松の信号を右折。そして、上毛大橋へ向かう車両は北南の道路を経て、通学路を経て、左折で上毛大橋と。これが一般的な動線かと思います。どちらにしても寺下の児童の通学路を利用することが考えられます。

通学路の利用は避けるべきと考えますが、町はカワチ薬品第2店舗側と車両の動線について、どのような計画にて協議をしているのでしょうか。通学路の安全対策をお尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 来店者の車両交通の動線でございますけれども、町としても、議員が説明されたとおりの動線経路になると認識をしております。

平日と休日とでは、店舗の利用者数が大きく違うと想定されますが、何より児童の通学路がございます。歯科医院手前、信号機から北に向かう町道金竹西・田端線を利用する車両の増加については、当然危惧をしておるところでございます。

開発協議におきましても、協議確認書を通じまして、通学路の安全対策を最優先に事業を進めていただくよう要望しておるところでございます。

安全対策における具体的な動線ですが、各地域、各方面から来店され店舗へ進入されると思いますが、来春開業予定のジョイフル本田など大型商業施設の動線と照らし合わせますと、吉岡バイパス西松屋の信号から町道十二地区2号線を経由して新店舗の北側駐車場に進入する経路を主に利用していただくように店舗設計を変更するように、事業者をお願いをしておるところでございます。

カワチ薬品では、この協議により、店舗北からの来退店の車両誘導をスムーズにするため、現店舗と新設店舗との間、南北に設置された中群馬払下げの排水路になりますが、この北側に延長約55メートルのボックスカルバートを敷設して、北側出入口通路を広げ、お客様のメイン出入口を北側に変更する整備計画に見直しをいただいているところでございます。

議長（岩崎信幸君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） カワチ薬品とカワチ医薬品第2店舗との間、北側からの動線ですが、中群馬用水路部分暗渠にて、道路で駐車場に進入とのことですが、車線道路幅とかの説明をお願いします。

またフリップでいったら、今55メートルと言いましたけれども、ここはこんな感じで55メートル増やすという感じでよろしいのでしょうか。

では、道路幅だとか、車線だとか、そのところの具体的な説明を求めます。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 道路幅ということでございますけれども、今回、カワチ薬品が整備するのは、通路ということで整備をされます。水路を暗渠化した場合、おおむね6.8メートルの通路幅が確保できることとなります。これにより、店舗への進入車両につきましては3.5メートルの幅、それから店からの退店通路につきましては3.3メートルの幅が確保できる見込みとなります。

議長（岩崎信幸君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 分かりました。

では、第2店舗南側の駐車場から、中群馬用水の間を経て、ここで進入、あとは出るということで協議をしているということですのでよろしいわけですね。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 当然、入り口が南にもありますので、南から北へという経路、それから先ほど申したのですけれども、なるべく北側から入っていただきたいということで、メインを北側のほうに設けて、北から北へ抜けていただくような形で協議はさせていただきます。

議長（岩崎信幸君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 分かりました。

県道南新井前橋線を東から来る車両、さくら歯科医院手押しの信号を右折して入ってくる進入については問題があるので、後でまた質問しますが、中群馬用水を暗渠にした駐車場への取付け道路のようなもので、この工事自体はカワチ薬品第2店舗の工事ということですのでよろしいのでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） この工事につきましては、カワチ薬品によります開発者事業の原因者負担により施工していただいております。

議長（岩崎信幸君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6 番（金谷康弘君） 次に、周辺道路の幅員についてお尋ねします。カワチ薬品北側の道路は、道路自体の幅はありますが、第2店舗北側の道路は狭いようですが、幅員をお尋ねします。また、南側道路の幅員、寺下の児童の通学路の幅員もお尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） カワチ薬品店舗北側、町道金竹西3号線ですが、既存店舗の裏側につきましては、幅員は6メートル、車線幅は5.5メートル、新店舗の裏側につきましては、幅員が4メートル、車線幅が3メートルとなっております。

また、南側の道路ですが、町道金竹西4号線ですが、幅員は5.6メートルから6.1メートル、車線幅4メートルとなっております。

議長（岩崎信幸君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6 番（金谷康弘君） 児童の通学路の幅員は分かりませんか。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 大変申し訳ないのですが、動線がかなり長いので、平均幅員ということで、ちょっと確認をしてこなかったもので、この場でお答えできません。

議長（岩崎信幸君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6 番（金谷康弘君） 次に、敷地内の排水計画についてお尋ねします。

駐車場は大分広いです。駐車場に降った雨水の排水計画をお尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 敷地内の駐車場の排水等の計画でございますけれども、土地開発事業事前協議申請書の増築計画におきましては、土地利用の増築分の開発面積9,937.59平方メートル、このうち駐車場の面積が6,334.34平方メートルとなっております。土地利用面積に占めます駐車場の比率については、63.74%となっております。

敷地内における雨水の排水計画については、地下式貯留槽、貯留量590.97立米を開発区域の南側駐車場下に設置して、ポンプにて西側の中群馬の排水路に放流する計画となっております。

議長（岩崎信幸君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6 番（金谷康弘君） 今までの質問にて、大体、第2店舗の全容が見えてきました。

ここで、先ほど説明をいただいたカワチ薬品とカワチ薬品第2店舗の間、中群馬用水部分の北側の約半分を暗渠にして、第2店舗の駐車場への接道ですが、北側半分ではなくて店舗南側までの道路までつなげたほうが、利便性はよいと私は思います。カワチ薬品とカワチ薬品第2店舗の並びに南北に走る道路は、東は県道南新井前橋線、歯科医院のところを手押しの信号から入る寺下の児童の通学路、西は吉岡バイパス主要地方道前橋伊香保線しかありません。

中群馬用水を全て暗渠にし、道路とし、西側の吉岡バイパスと東側の寺下の児童の通学路の間に1本道を設けたほうが、車両の流れがスムーズになり、また、ないと東側の通学路に車両が流れ、通学路における事故につながりかねないと思います。

フリップを見ますと、この接道の道路を南側でつなげると、この通学路の安全性、またこの店舗の利便性が大分向上すると思うんですが、そのことについて町の見解を求めます。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 開発区域中央、南北に設置されております排水路について、南側も暗渠化して開発区域内に新たな車両の動線を設けるということは、場内来退店の車両の誘導や分散化においては、非常に有効な対策の一つと認識はしております。

議長（岩崎信幸君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6 番（金谷康弘君） 中群馬用水を暗渠にして、北側およそ半分だけを道路にして、南駐車場への接道とすると、駐車場から店舗に出入りする正面が車道化し、買物に入りづらい、危険性が増します。また、吉岡バイパスを北側へ向かう車両は、バイパスに中央分離帯があるため、最短距離ですと西松屋信号に出なくてはならず、中群馬用水の北側半分を暗渠にした駐車場の接道に戻る動線となります。もしくは駐車場北側出入口の利用で、店舗正面方向に戻らなくてはなりません。必然的に店舗出入口が、買物に来る車両、帰る車両で混雑します。なぜなら、南側が駐車場だからです。

フリップでいいますと、駐車場南側、来る車両、出る車両がみんなここに集まってきます。もしくは、ここにも出入口があるため、こう来てこうなります。当然、店舗の出入口が混雑します。道路化します。非常に危険かと思います。町の見解を求めます。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 先ほども申し上げましたけれども、議員おっしゃるとおり、排水路の全面暗渠化、駐車場の出入口箇所の誘導方法の変更につきましては、予想されます店舗内の交



通混雑の分散や回避を図る上でも有益な対策というふうには考えております。

議長（岩崎信幸君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） また、今現在、この接道を少し延ばすというような話があるようですが、そこのところは今どうなっているのでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） これにつきましては、事前協議の確認書において、何度か協議をさせていただいておるのですが、現状では北側半分のみということになっております。

議長（岩崎信幸君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 平成29年第2回定例会で私が一般質問した狭隘道路、カワチ薬品北側の中群馬用水沿いの道路ですが、吉岡バイパスを南から来たカワチ薬品に入る車両は、西松屋の信号を右折し、この狭隘道路に進入してくる状況でした。また、帰る車両もそうでした。狭くて、南と北の入り口のところで、先に入った車両を待っていて、行かせて、入る状況でした。

しかし、工事をしていただき、中群馬用水を暗渠にし、幅広く拡幅していただき、非常に便がよくなりました。

この拡幅した道路の幅員、総延長はどのくらいでしょうか。

また、この拡幅していただいた道路北側進入部分、大きなグレーチングのます、標識、ミラーでバリカーが設置されており、進入路が狭くなっております。多分、標識がある関係かと思いますが、非常に不便さを感じます。これについてもお尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 昨年度、町道十二地区2号線外1路線道路改良工事として予算を頂き、施行しております。

主な内容になりますけれども、施工延長につきましては125メートル、自由勾配型の側溝52メートルと幅60ミリメートルの側溝62メートル、平均幅員が7メートルということで施工しております。

バリカー設置の理由でございますけれども、道路の下に横断側溝など地下埋設構造物が既に設置されていたため、既設の一時停止標識やカーブミラーの移設が不可能であることから、この注意喚起ということで、保護のためにやむを得ずポストコーンを設置しております。

議長（岩崎信幸君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） この拡幅した道路は、カワチ薬品とカワチ薬品第2店舗の間の道路に真つすぐ接続します。カワチ薬品南側の道路まで真つすぐに接続した方がよいと思いませんか。

南北の道路は、西側が吉岡バイパス、東側は寺下の児童の通学路しかありません。1本広い道路が南北に抜ければ、利便性の向上、通学路の安全性が向上します。町の見解を求めます。

図で見ますと、この広げた道路、西松屋の信号を入ったところから真つすぐ広い道路で抜けます。非常に利便性、また児童の通学路の安全性が向上すると思います。これを真つすぐつなげる道路、いかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 議員おっしゃるとおり、利便性の向上につきましては有効な対策というふうに考えております。

議長（岩崎信幸君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 野村副町長は、群馬県の県土整備部に長くいられて、交通工学や都市工学に見識が深いと思います。執行の中で一番明らかなと思います。この事案をどのように思うのでしょうか、お尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 野村副町長。

〔副町長 野村幸孝君発言〕

副町長（野村幸孝君） 今、吉岡町が抱えている非常に大きな問題だと思っております。

この大規模店舗進出に伴います開発につきましては、いろいろと協議をされている中であります。実際に着工もされているところではありますが、交通量の問題、安全が第一でございしますので、その辺も含めて事業を進める必要があると思います。

もちろん安全が第一ですので、通学路等についてはそういった認識を持っておりますので、そういったことを十分に検討しなければならないとは思っております。

交通量の問題とか、そういったものについては、今後も大規模店舗がオープンすれば、実際の交通量を調査しなければならないこともありますし、それを見据えた形で、今後、道路整備をしていく必要があるというふうに私は認識しております。

議長（岩崎信幸君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 以前、課長の回答にもありましたが、中群馬用水を暗渠にして駐車場への

接道工事ですが、これはカワチ薬品第2店舗の工事とのことですが、もう少しカワチ薬品第2店舗をお願いして、南まで延ばしてもらえるようお話しはできないのでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 通学路の安全対策につきましては、最も危惧をしております。事業計画の見直し等々、開発事業者のカワチ薬品には、吉岡町土地開発指導要綱に基づく事前協議においても丁寧に対応していただいております。

開発事業区域内の排水路暗渠化は、事前協議において、店舗周辺におきます車両交通の分散化を目的に、町から事業者に対して要望しております。

当初は、要望は理解するけれども、多額の費用を見込むことから困難とのことでしたが、その後、協議を重ね、おおむね半分、北側の暗渠化についてご理解をいただいた経緯がございます。さらなる費用負担をお願いすることは難しいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） さらなる要望は厳しいということですが、そうでしたら町の工事ということでできないのでしょうか、お尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 開発事業区域内での場内整備に係る工事ということになります。通常、工事費用の負担区分につきましては、開発事業者をお願いをしております。

議長（岩崎信幸君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 工事費用ですが、この道路の北側の狹隘道路にて拡幅した道路ですが、十二地区2号線、この路線の拡幅の工事費はどのぐらいだったのでしょうか、お尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 工事費用につきましては、1,081万3,000円を要し、整備をしております。

議長（岩崎信幸君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 約1,000万円。それで、カワチ薬品とカワチ薬品第2店舗の間、およそ半分を開発工事しても、残りの半分は、距離から見ますと拡幅した狹隘道路の工事費の半分以下ではないかと概算で思うのですが、そのところの金額的にはどうでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 第2店舗の南側半分を暗渠化した場合の概算工事費が幾らぐらいかとのご質問でございますけれども、現地の排水路調査も行っておりません。工事費の算出はできておらない状況です。

議長（岩崎信幸君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 算出はしないということで仕方ないのですが、私は拡幅した狭隘道路の費用より大分低いのかとは考えます。それでも町の工事では厳しいのでしょうか。金額には大分低いような感じがするのですけれども、再度お尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 考え方的には、開発事業者での工事負担ということでお願いしたいと思っております。

議長（岩崎信幸君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 上毛ハウジングを取り巻く道路、金竹西・吉開戸線9メートル道路、これは幅が広く、結構な金額が、繰越事業なんですけれども約3,000万円ぐらいかかっていますけれども、これは単独事業だと思いますが、これは上毛ハウジングが開発にかかっているから単独でやったという解釈でよろしいのでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 南新井前橋線沿いの改良工事でございますけれども、ここにつきましては町が商業用途を張らせていただきました。この関係での整備の一環ということで行っているものでございます。

議長（岩崎信幸君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 分かりました。

柴崎町長、予算立てをしてから後日考えるとかなんて言っていたら、後で工事ができません。たとえ後日工事ができたとしても、今のまま現況が進んで、カワチ薬品とカワチ薬品第2店舗間、中群馬用水の暗渠道路の認定は取れるのでしょうか。後からの工事で、現況のまま進んだ感じで。お尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

**建設課長（笹沢邦男君）** 将来、未整備の南側半分を町が道路整備した場合の認定についてということになりますけれども、南北を通して1路線で認定することは難しいと考えております。

今回、カワチ薬品が行う排水路の暗渠化でございますけれども、暗渠化により水路部分を場内通路の一部ということで活用する計画になっております。工事そのものが公道を整備するものでございませぬので、道路構造令などに即しての整備ということではありません。特に、北側町道との交差点につきましては、既存の建物の擁壁もあり、基準の隅切り等を設けることは現状では難しいと考えております。

**議長（岩崎信幸君）** 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

**6番（金谷康弘君）** 町長、このように道路指定は不可能です。このことは喫緊の課題です。よく検討してから判断なんて言っている場合ではありません。この道路ができなくて、都市計画道路漆原総社線なんて、おかしな話ではありませんか。

柴崎町長、道路というものは、地域の将来または周辺に大きく貢献するもので、漆原総社線を否定するものではありませんが、喫緊の課題を見ながら進めるものではありませんか。柴崎町長、お尋ねします。

**議長（岩崎信幸君）** 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

**建設課長（笹沢邦男君）** ご意見につきましては、すぐに排水路の暗渠化工事を行うべきとのことでございますけれども、商業施設集積に伴い周辺地域全体で様々な課題も生じていることだと思います。特に、大松交差点信号機周辺での交通環境は間違いなく大きく変わるというふうに考え、認識をしておるところでございます。

多くの商業施設の出店が見込まれる沿線です。今後、適切な時期に交通量調査を実施し、周辺環境の変化を把握した上で道路整備などを検討する必要があるものと考えております。

**議長（岩崎信幸君）** 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

**6番（金谷康弘君）** よくよく吟味の上、対応をよろしく申し上げます。

カワチ薬品第2店舗について、もう一つの大きなボトルネックについて質問します。

カワチ薬品第2店舗への進入ですが、上毛大橋方面から来る車両で、近道ですと、県道南新井前橋線の歯科医院手押しの信号からの進入となりますが、対向車が来ると右折ができないため車両が上毛大橋まで渋滞してしまいます。なぜなら、2車線道路で、右折車線がないためです。

また、この右折で入る道路は寺下の児童の通学路です。

この2つの大きな問題を町はいかように考えているのでしょうか、お尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 過日の富岡議員の一般質問においても答弁しておりますけれども、通学路として多くの児童が利用します県道南新井前橋線、大松交差点の東付近のさくら歯科手前の交差点でございますけれども、右折車両に起因する事故が度々発生しております。

大型商業施設の集積により、今後も交通量の増加が予測されることから、通学路への車両進入抑制を目的に、中央分離帯設置を渋川土木事務所長及び渋川警察署長宛てに提出をしております。

要望書につきましては、関係機関等のご意見を基に町の判断で提出しておりますが、該当交差点の中央分離帯設置を含めた周辺道路の安全対策につきましては、今後、地元の皆様と協議の場を設け、進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（岩崎信幸君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） この問題は、すぐに方向性は見いだせないと思います。右折ラインを設け3車線にするのも大松の信号があり非常に厳しいと思いますし、時間帯の右折禁止にするにもいろいろと問題があり厳しいかと思います。

それと、この寺下の児童の通学路ですが、最低限、歩道の整備が必要かと思います。車も、交通量の増加とともに、交通事故の増加が懸念されます。

そしてまた、この通学路を利用する寺下の児童の数はどのぐらいでしょうか。把握はしているのでしょうか、お尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 児童数でございますが、今年3月の教育委員会学校部局との意見交換の場では、102名ということで確認をしております。

議長（岩崎信幸君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 分かりました。

柴崎町長、利便性、安全性の向上が図られる拡幅した狭隘道路のカワチ薬品第2店舗南側道路までの延長を、できるだけでなく、どうしてもできるか模索し、検討をお願いします。

1の都市計画関連カワチ薬品第2店舗については以上とし、2の機構改革、開発課の設

置について質問します。

1のカワチ薬品第2店舗について質問してきて、また、人口が増加し、大型商業施設が出店し、ますます変わっていく駒寄スマートインターチェンジ東側を見てきて、大きな箱物は続々とできていますが、周辺の道路整備は何もできていないのに違和感を覚えます。箱物ができて、周辺に何もなければ、後で道路はどうにもできますが、現状を見ますと屋ごみになっていて既存の狭隘道路しかありません。交通渋滞を引き起こすだけで、駒寄スマートインターチェンジ東側エリアを見て交通渋滞を危惧するのは私だけでしょうか。町はただ成り行きに任せているように感じます。町の見解を求めます。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 駒寄スマートインターチェンジ周辺では、大規模店舗の進出が活発に行われている反面、生活インフラである道路整備が遅れているとのご意見でございますが、平成28年3月に策定しております吉岡町都市計画マスタープランに沿って様々な施策を進めているところでございます。

都市施設である道路でございますが、幹線道路では国道17号や主要地方道高崎渋川線バイパス、前橋伊香保線吉岡バイパス、南新井前橋線により骨格が形成されております。

また、令和3年7月には、駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化が完了し、広域的な道路ネットワークの強化が図られております。

一方、町内には狭隘な道路が多く、通学路などでは歩道整備が十分ではない路線が多くあります。

骨格を形成する広域的幹線道路は整備が進んでいる一方、骨格を補完する道路は整備が遅れている状況ですが、吉岡町は開発圧力が高く、宅地化は今後も続くものと予測され、道路整備においては支障が生じることも多く、適正な土地利用の在り方が必要であると認識しております。

土地利用行政の在り方については、高齢化や今後の人口減少による空き家や耕作放棄地の増加など様々な課題を直視し、無秩序な開発を抑止しながら、これまで以上に適切に取り組む必要があると認識しております。

議長（岩崎信幸君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 大久保周辺の開発はしばらく続くかと思えます。住宅も次から次へと建設されております。開発と同時に周辺の道路整備をしていかないと、将来どうしようもなくなります。今現在でも遅過ぎます。町の行政の後手後手感が多分にあります。開発課を設置し、地域の交通緩和の検討の必要性を感じますが、町の見解を求めます。

議長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 機構改革ということで、私のほうから答弁させていただきたいと思えます。

先ほど来、議員が述べているとおり、駒寄スマートインターチェンジ付近の商業予定地等への進出により、その周辺地域で予想される交通事情への懸念というのは当然あります。

そうした中で、現在町では、以前より開発事業を伴う土地利用に関して、庁舎内の所属課長を集め協議を重ねることにより、起こり得る問題を事前に提起し、対応策や最善策を導いてきました。今後もこの体制を継続していくことで、開発に特化した部署はございませんが、課の垣根を越え、横断的な業務連携を図ることで町の発展を進めていくことが可能であると考えています。以上です。

議長（岩崎信幸君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 開発課がなくても、一応、部署間でいろいろ検討してということですね。分かりました。

8月25日、上毛新聞。分譲企業募集。12月から玉村側の工業団地、関越道高崎玉村スマートインターチェンジ東の玉村町内では、県企業局が高崎玉村スマートインターチェンジ北地区工業団地の造成を進めている。県は23日、分譲企業を募集すると発表。周知期間を経て12月1日から受け付ける。同工業団地はスマートインターチェンジに近接しており、分譲面積は15.4ヘクタール。全7区画あり、面積は約3,000平方メートルから約3万6,000平方メートル。1平方メートル当たりの分譲単価は3万円から3万5,000円。同局団地課は、東京圏をはじめ交通アクセスに恵まれた好立地。企業の製造拠点やデータセンターを誘致したいとする。募集要項は県ホームページのほか、県東京事務所や大阪事務所、玉村町都市建設課の窓口で入手できるとあります。

吉岡町の関越道駒寄スマートインターチェンジ西側の工業団地の関係の記事はいつ頃発表される予定でしょうか。申し訳ないですが、町の工業団地の進捗状況は全く見えてきていない状況です。所管は産業観光課と思いますが、この事案は開発課を設け、そこにおいて事を進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 先ほどの答弁と重複するところもあるんですが、土地利用委員会というところで全庁的な場の議論を重ねています。

また、吉岡町では令和2年度に機構改革を実施して今の課体制になっているわけですが、



機構改革をした後でも、今年、令和4年度に事務分掌を一部変えて、室の配置を変えたということもあります。こういったことから、今後はその時々に合わせて機動的に各室等の事務分掌等を見直していきたいというふうに考えています。

議長（岩崎信幸君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 皆さんご存じのように、吉岡町は今、人口が増えております。若い世代の流入が目立ちます。従来住民、新しい住民、いろんな考え方があり、いろいろな状況の方がいて、町役場にはいろんな要望等があるかと思えます。それらの要望など各課で対応となると、若い職員ではまだよく分からないので、室長が対応になるかと思えます。そうすると室長は、室長の本来の職務ができなくなるおそれがあると私は思います。

そのような要望、意見等の対応も開発課の担当にし、各担当課に振ったほうがよいかと思えます。そして、開発課はそれらの要望、意見を参考にして、地域の開発に役立てることができると思いますが、町の見解を求めます。

議長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 開発課をとというようなお話なのですが、先ほど来、答弁しているとおりに、現状は今の体制でいきたいというふうに考えておまして、この先、事務分掌等は機動的に見直していきたいと、同じ回答になってしまうのですが、このように考えています。以上です。

議長（岩崎信幸君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 分かりました。

ところで、一番多い自治会からの要望の窓口ですが、そこはどこで受けているのでしょうか。総務課ですか。まさか各課の担当の対応ではないと思いますが、お尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 自治会要望の受付窓口についてですが、金曜日の廣嶋議員の質問にもありましたけれども、令和2年度の機構改革前までは当時の自治会担当である町民生活課で受け付けておりました。

しかしながら、受付時に、自治会長から現場の詳しい状況等をお聞きすることもありまして、その後の対応をスムーズに行うため、現在では要望の相談と要望書の受け取りを各課での対応とさせていただき、受け付けた要望に付番する集計作業や進捗状況の取りまとめ、各自治会や議員の皆様への報告に関しては、総務課協働安全室の自治会担当のほうで

対応させていただいております。

議 長（岩崎信幸君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6 番（金谷康弘君） 各課での対応ですと、話が一番分かりやすいのかと思っております。一番利便性がいいかと思いますが、各課の対応ですと、ちょっと忙しくなってしまうのかなという感じがあります。

また、開発課を設けても、他の部署から人材を回しても、職員の数が決まっているので、庁舎内の状況は厳しくなるだけです。

そこで、お聞きします。町の職員の定数条例の職員数は何人でしょうか。そして、今現在の職員数をお尋ねします。

議 長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 現在の定数条例上は146名ということになっております。

現在の人員数については、136名ということになっておりますけれども、第2次吉岡町定員管理計画に基づきまして、令和3年度から令和7年度ということで、今推移しているところでございます。

議 長（岩崎信幸君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6 番（金谷康弘君） 定数条例146名、令和3年から令和7年までの計画ですか。今現在136名。町の人口からすれば、ちょっと少ないのかなと。実際、庁舎内に入ってみると、やっぱり職員の人がみんながちがちで仕事をしているような感じを覚えます。

また、この定数条例の中には会計年度職員、再雇用の数は含まれているのでしょうか。今現在の職員には、会計年度、再雇用の人数は何人いるのでしょうか、お尋ねします。

議 長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 会計年度任用職員については、出入りが激しいもので、正確な数は今お答えすることができません。申し訳ありません。

定数の中には、会計年度職員は、カウントの中には入ってございません。

議 長（岩崎信幸君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6 番（金谷康弘君） 町民サービスの向上、円滑な行政運営のため、機構改革、開発課の設置、職員数の増強、職員を増やしても、皆さんご存じのように庁舎はがちがちです。庁舎の増築などを含め検討をお願いしたいと思います。

機構改革をしてまだ何年しかたっていないからとか、何年たないとできないとかというのではなく、朝令暮改、周囲の人を混乱するのはよくないですが、現状に即した対応の朝令暮改は必要かと思います。

次の質問に移ります。

### 3、福祉関連、里親制度です。

上毛新聞の記事、キャプション、伊勢崎市里子の自立支援、現金支給と運転免許。伊勢崎市内で暮らす里子の要望を踏まえ、市は里親の元を巣立つ里子に対する自立支援事業を始める。現金支給一律20万円と運転免許取得支援の二本立て。同様の支援は、12市では前橋市に続いて2例目。里親の元で暮らす男子生徒、当時高校2年生らが市役所を訪れ市長に要望。生徒は、僕の後ろには困っている子供たちがたくさんいる。その子供たちのために僕は声を上げないと思ったと、支援を求めたそうです。

前橋市の支援、タイガーマスク運動支援プロジェクト。児童養護施設や里親の元で暮らせるのは原則18歳まで。自立を控えた子供に対し、新生活準備資金として20万円を支給するとともに、自動車運転免許取得の際の自己負担金を市内教習所と官民連携によりゼロとする。前橋市では、この資金をふるさと納税による寄附金で実施していて、このタイガーマスク運動支援プロジェクトは、地域活性化につながるふるさと納税の取組を表彰するふるさとチョイスアワードの大賞を受賞したこともあるようです。

要は、吉岡町でも里親の元を巣立つ里子に対する自立支援を始めませんかということなのですが、まず里親制度について理解しなくてはならないので、中央児童相談所北部支部に行つて話を聞きました。

里親制度には、養育里親、18歳未満の子供を家庭に戻るまでの間や自立するまでの間の養育。養子縁組里親、養子縁組を結ぶことが前提で、特別養子縁組、ゼロ歳から15歳、離縁不可。普通養子縁組、離縁可。季節・週末里親、週末や長期休暇などに数日から1週間ほど子供を養育。里親になるには審査があるようですが、養育に必要な費用は支給されるようです。

中央児童相談所北部支部によると、人口減少で子供の数が減る中、親の病気や虐待など様々な理由において、家庭で親と一緒に生活できない子供たちの数は横ばいだそうです。絶対数が減る中で横ばいということは、増えているということです。

日本において、様々な理由により親と暮らすことができない子供たちが約4万5,000人いるそうです。群馬県の要保護児童の状況では、令和2年3月現在、児童養護施設入所354人、乳児院入所41人、里親委託68人、ファミリーホーム委託23人、国の方針として施設入所から里親委託の普及に努めているそうです。なぜなら、子供たちの心のケアと健やかな成長には、家庭に迎えられ自分が愛されていると実感できることが大切だ

からです。

県の中央児童相談所北部支部より、吉岡町での周知普及をお願いされたので、町の広報やホームページの周知をお願いするものであります。柴崎町長、いかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 里親制度は、ただいま議員の説明にもありましたが、何らかの事情により家庭での養育が困難、または受けられなくなった子供に、温かい愛情と誠意をもって自らの家庭で養育していただく制度になります。

里親登録などの業務につきましては、児童相談所で行っております。児童相談所では、毎年、管内市町村で里親相談会を開催し、里親の募集、制度の周知、啓発、普及活動を行っております。

吉岡町でも、毎年11月頃になりますが、吉岡町保健センターを会場に相談会を開催しております。

今後も引き続き、児童相談所とも協力しながら、町広報紙、ホームページへの掲載、相談会場の提供等、定期的、継続的な周知、啓発、普及活動に取り組んでまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） ありがとうございます。

次に、前橋市におけるタイガーマスク運動支援プロジェクト。運転免許取得制度、新生活準備支度金20万円を支給。伊勢崎市による里子の自立支援事業、現金支給一律20万円と運転免許取得支援。

吉岡町でもどうでしょうかということですが、自立を控えた子供たちは、親等の支援が望めず大きな不安を抱えております。吉岡町における里親制度の利用者数を把握しているわけではありませんが、里子の自立支援、前橋市、伊勢崎市と同様なものとは言いませんが、何かを始めてはいかがでしょうか。柴崎町長、お尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） 児童が里親の元を離れ社会生活を始めるに当たり、親等からの援助が望めず不安を抱えている子供たちがいるものと考えております。

児童相談所などと連携しながら子供たちの相談に応じ、公的支援などについての情報提供、情報共有などを行っていきたいと考えております。

また、他の自治体で行っている里親の元を離れる場合の自立生活支度金や自動車運転免

許取得支援制度の導入につきましては、財政的な面や他の支援制度の利活用など、教育委員会や福祉関係等、関係部署とも協議しながら検討していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 吉岡町は人口が増えて、町民税、農家世帯からサラリーマン世帯、また農地が宅地となり、固定資産税等が大分増えておりますが、人口が非常に増えて、子供たちの数が非常に増え、子供たちにお金がかかっているのを私も決算書を見るとよく分かります。そのような状況をよく分かっているんですけども、吉岡町としても何らかの検討をしていただければと思います。

あと1問、地域の課題で、川原田山不動尊の東側斜面の質問があるのですが、残り1分を切ってしまいましたので、質問できませんので、これは次回に回したいと思いません。

以上で、金谷の質問を終わります。

議長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、6番金谷康弘議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を10時50分とします。

午前10時31分休憩

---

午前10時50分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

---

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） ただいまの金谷議員からの一般質問の答弁内容について、私の答弁内容の一部に誤りがございました。訂正させていただきます。

常勤の職員の数について、136名とお答えしましたが、現状142名になっております。

大変申し訳ありませんでした。訂正させていただきます。

議長（岩崎信幸君） ただいま訂正がありました。それでよろしいですね。

10番飯島 衛議員を指名します。飯島議員。

〔10番 飯島 衛君登壇〕

10番（飯島 衛君） それでは、議長への通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず最初であります、マイナンバーカードに関してということで質問をさせていただきます。

1番といたしまして、現状と対策はということでお尋ねいたします。

この制度は、2016年10月から開始されております。そして、マイナンバーカードに保険証としての機能を持たせる制度が昨年10月から始まりまして、今年の10月からは初診時の窓口負担が3割負担の人は15円安くなるとのことです。一時、マイナンバーカードで使うと高くなるなんていうことがありましたけれども、安くなるということでもございました。

また、政府は、医療機関や薬局に対し、マイナンバーカード保険証対応のシステム導入を2023年4月から原則義務化し、2024年度以降は従来の保険証は廃止を目指すということでございます。

なかなかマイナンバーカードの普及が遅々として進まないような現状でございますけれども、町の交付率についてお伺いいたします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 飯島議員から、マイナンバーカードに関して、町の交付率について質問いただきました。

マイナンバーカードについては、平成27年10月からマイナンバーの通知カードの送付、平成28年1月から本格運用をされております。

令和2年12月に閣議決定されたデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針において、デジタル庁がマイナンバー、マイナンバーカード、公的個人認証等のマイナンバー制度全般の企画立案を一元的に行う体制を構築し、市区町村等との連絡調整など実施事務を担う総務省と連携して、令和4年度末にはほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指し、マイナンバーカードの普及加速化等を強力に推進するとされております。

現在の状況ですが、総務省ホームページに掲載されておりますマイナンバーカード交付状況によると、令和4年7月末時点で、全国の人口に対する交付率は45.9%で、群馬県においては39.0%、吉岡町は40.7%となっており、県内市町村では35市町村中7番目となっております。

このように、吉岡町の交付率は県内では上位に位置しておりますが、群馬県の平均が全国平均を下回っていることもあり、町ではさらなる周知を進めていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） それでは、年代別の交付率はどうか、お伺いいたします。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） 年代別の交付率といたしましては、令和4年7月末時点で、ゼロ歳から9歳が約32%、10代が約34%、20代が約42%、30代が約44%、40代が約42%、50代が約42%、60代が約45%、70代が約42%、80代が約38%、90歳以上は約18%となっております。

取得率については、60代が一番高く、続いて30代、70代となっております。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 今60代の人々の交付率がかなりいいという説明でありましたが、高齢者に対する特段の推進を何かなさっているのか、お伺いいたします。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） 町では、広報よしおか8月号で大きく紙面を割いて周知を行ったほか、窓口での写真撮影サービスの実施や、第1、第3月曜日に窓口延長サービスとして午後7時30分まで証明発行サービスなどを行っている中で、マイナンバーカードの交付事務等も行っているところでございます。

また、群馬県と連携して、出張申請を希望する企業とのマッチング等で日程と条件がそろった場合については職員が出向き申請の受付を行っているほか、10月に予定されているよしおかふるさと祭りにおきましては、マイナンバーカードの申請及び交付をする臨時窓口を開設する予定であります。

議員のご質問、町として高齢者等に特化した特別な取組等とはというご質問ですが、これについては、町としては特に行っておりませんが、今後も住民の皆様の申請の機会を創出するとともに、多くの皆様にマイナンバーカードを取得していただけるよう取り組んでいきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 高齢者に対する取組というのは特にやっていないということなんですけれども、今、ロバロバのほうでスマホ教室とかをやっているということなんですけれども、そういうのと連動したり、また窓口のほうに来てくださいと通知を出してもなかなか厳しいものがあるんじゃないかと。先ほど、企業のほうへ出向いてということもありましたけれども、各地域にサロンとかがございます。そういったところへ職員の皆さんがちょっと出向いていただいて、ぜひ100%近く進めていただきたいと思います。

なぜなら、いずれ国のほうでも2024年度以降は従来の保険証は廃止を目指すという

ふうに言っておるわけで、そのほか運転免許証なんかの一体化とか、そういうのもどんどん目指しております、このカードは任意なんですけれども、そのときに本人が今度は保険証が使えなくて困るなんていうことはあってはならないと。そうならないために、今からでも、できればあと半分、今60代で45%、70代、80代で42%、38%、この辺を地域の催しとか、そういうところへ、通知を出して役場に来てくださいというのも分かりますけれども、なるべく出向いて申請できるような体制を整えていただきたいと思います、いかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） 取得率の向上につきましては、先ほど申しましたとおり、お祭り等についても予定しています。

また、地域に出かけていってという部分につきましては、今後検討させていただきます。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 改めて、マイナンバーカードの利点などをちょっとお話しさせていただきます。

災害時などに支援が必要な人へ現金給付を迅速に行える。病院で高額療養費制度を利用する際、手続をしなくても限度額を超える一時的な支払いが不要になり、病院側は事務負担を減らすことができる。本人が同意すれば医師や薬剤師も閲覧できるため、より正確な情報による質の高い診療、薬剤処方につながられる。国民健康保険や後期高齢者医療制度の加入者は保険証の定期更新が必要だったが、更新が不要になる。運転免許証との一体化になると、住所変更などの手続も警察に行かなくてもワンストップで済むようになるというふうに、物すごく利便性があるわけでございます。

次に、今、マイナポイントとか、そういった形が付与されるということで大々的に宣伝されておるのですけれども、高齢者の方がマイナポイントの恩恵を受けられるかどうかということが、多々問題になろうかと思えます。

ちなみに、ある自治体では、マイナンバーカード取得で商品券交付を2万円にするとか、要するにお金ですと言うと語弊がありますが、やはり高齢者のお宅へマイナンバーのポイント取得というのは厳しいところがあれば、こういった形で高齢者限定の商品券みたいなものを付与するということをやっている自治体もありますので、町長、その辺、町としていかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕



企画財政課長（米沢弘幸君） 金曜日の富岡大志議員の一般質問の中でもありましたが、マイナポイント第2弾に合わせて、マイナンバーカードの取得率向上を目指して地域通貨を付与しているというような市町村もあります。そういった観点から、マイナンバーカード交付率向上に向け、地域通貨とか、商品券とか、何かしらのインセンティブを活用するというのも一つのやり方かなというふうに考えます。

ただ、それを行うに当たって相応の費用負担というのがやはり出ますので、そういったことを踏まえつつ検討していきたいというふうに考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） マイナンバー制度は、税や社会保障、災害対策の分野で、それぞれの行政機関が持つ個人情報が必要に応じて連携させる政策であります。オンライン申請など、行政手続を簡素化したり、公平正確な給付を実現したりできます。

コロナ禍で日本のデジタル化の遅れが浮き彫りになりました。特に、行政のデジタル化を進めるには、マイナンバー制度の定着が重要な鍵を握っています。今後も、町民に対して、特に高齢者に対する推進をより一層推し進めていただきたいと思いますと思ひまして、次の質問に移ります。

安心・安全対策に関してでございます。

（1）といたしまして、予算の増額を望むがということでございます。

高渋バイパスが完成して何年か、2年ぐらいたつんですか。それに伴って、旧高渋線が、陣場から小倉までが、そのバイパスの開通に伴って町道になったと思うんです。その町道なんですが、信号のない横断歩道が4か所あって、かなりその線がもうほとんど見えないような状態のところは3か所あります。1つが陣場なんですけれども、私も前回、区画線が吉岡町は少ないというので質問をさせていただきました。その辺、やはり安全対策、本当に通学路の安全点検も兼ねて、安全対策として、横断歩道の早急の塗装を望みたいと思ひますが、いかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 旧県道高崎渋川線の歩道の塗装に関しての対策ですが、6月の一般質問においても、町内各所の道路に引かれている白線ですが、外側線や路側帯が消えている現状が多く見受けられるとのご質問をいただいております。

町では、毎年度、道路区画線等設置工事を実施しておりますが、道路区画線等については、おおむね5年から10年で計画的に書換えを行っております。

道路の路側帯に引く白線については、歩行者エリアを保護するための大切な道路標示で

ございます。

危険防止の観点からも、良好で安全な状態に保つよう維持管理に努めておりますが、今後も道路パトロールや地域の皆様から寄せられた情報により必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 交通安全の施設工事に関して、決算書で2011年から昨年の2021年まで調べさせてもらって、反射鏡と区画線のみの金額を洗い出してみたんですけども、2011年が151万円、2015年が619万円、そして2017年が1,013万円にいきまして、昨年が763万円。だんだん上がってきているには上がってきているんですけども、要するに白線とか横断歩道の線が消えているというのは、自治会長を通しての意見がないと、これが塗装されないのか。そうすると、自治会長にその要望がないと、ずっと白線が引けないというような形で、自治会の人にそういうことを言う人がいないと、ずっと塗られない状況になるので、その辺、全て自治会から上がってきたら、ミラーとか、そういうのが古くなったりしたものを交換とか、新設を、自治会長任せみたいな形でやると、意外と町民が、必ずしも、常にミラーを見て気にかけて、それで自治会長に言えばいいんだというのを、理解しているかどうか物がすごく疑問に思うところなんです。

ですから、こういう陣場から小倉まで、昔、元高崎渋川線ですよ、県道。その道路の横断歩道が消えていても誰も気がつかない。センターラインも消えていました。もうちょっと地元自治会長のオンリーで要望が上がってきたものだけを対処するんじゃなくて、やはり見守っていただきたい。

実際に、交通安全施設の工事は、本当に毎年、何千メートルとか、すごい数をやっているのをよく見ます。本当にこの金額は、区画線とミラーだけなんですけれどもね。ガードレールなんかは除いた金額なんですけれども、それでもやはり吉岡町の状態が、この状態なんですよ。

だから、町長、これはその次に言うんですけども、先に予算の関係で言いますけれども、補助金が大体これは特別交付金ということで、300万円から400万、毎年今来ているのです。それを除いたこの金額は、町負担の金額です。だからもう少し、吉岡町は新しい団地ができたりすると、またそれが町道になって、区画線をつくったりとか、そっこのほうに費用が行っているんじゃないかというふうに感じるんですけども、ぜひ歩道の線の薄くなったりとか、そういったところは、自治会長オンリーの申請じゃなくて、もっと真剣に担当のほうで町内を回っていただくとか、そういった方法も考えてはどうかと思いますけれども、町長いかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） ご指摘の事項でございますけれども、道路区画線等につきましては、通行量にもよりますけれども、おおむね5年から10年ということで、計画的に更新をしております。

そのほかにも、道路パトロールということで、随時、町内道路等の維持管理という観点から行っておるわけですが、非常に安全上支障を来しているようなところにつきましては、随時対応しております。

また、地域の方、自治会もそうですし、地元の方からもご要望があれば、その都度確認をしながら対応しておるといような状況でございます。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） ぜひ今私が言ったところは、もう本当に歩道の線がかすれておりまして、本当に大変な状況です。

次に移ります。

先ほど言った信号機のない横断歩道に、横断旗の設置を望むということなんですけれども、町長、見解いかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 横断旗の設置についてですが、本町でも以前は幾つかの場所に設置されたということが確認されていたかと思えます。

しかしながら、近年では、道路や交通安全施設の新設、改修とともに、次第に設置されなくなったのが現状でございます。

設置されなくなった要因として考えられるのが、道路交通安全上の配慮からでございます。横断旗は、歩行者の安全確保の一助となる一方で、設置してある横断旗を起因とした交通事故発生のおそれもございます。適切に入っていなかった、はみ出したりとか、あるいは飛んでいたりとかというところの危険がございます。

具体的には、歩行者目線で設置してある横断旗等が、車両にとっては、先ほど申し上げましたけれども、通行の妨げになる場合があります。横断旗の管理が不十分で経年劣化や風雨の影響で車両や歩行者の通行の妨げになることもあり得るためでございます。

また、実際に横断旗等を設置する際に、道路上といえども民地に設置をする場合には、当然ながらその土地の所有者の同意を得る必要があります。

以上のように、様々な要因があり、現在のところ以前のように積極的な設置には至って

いない状況となっております。

なお、今後につきましては、安全上の必要とか、またご要望等いただきながら、関係機関と十分に協議した上で、横断旗等の設置の可能性等も検討していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 課長、やらない方向の答弁はしているんですけども、そんなに障害になるようなものでもないし、子供が旗を持って渡るのにそんなに支障ないかと思います。費用もそんなにしないかと思いますが、この横断旗を置く入れ物のところは、民地じゃなくて、大体道路のところに置くので、なるべくやりたくない理由を挙げるんじゃないかと、何とかやれる方向でぜひお願いしたいと思います。以上にします。

続きまして、八幡山グラウンドに関してです。

拡張計画のその後見直しということで、前にお聞きしました。その後について、お伺いいたします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 八幡山グラウンドの拡張計画につきまして、ご質問いただきました。

八幡山グラウンドに関しましては、今年度策定する八幡山グラウンド周辺基本構想において検討していきます。

その中で、令和元年度に議会で採択された請願や、昨年度開催されたスポーツ関係団体や自治会関係者、吉中関係者による八幡山公園多目的屋外運動場の整備に向けた打合せ会の意見等を踏まえつつ、八幡山グラウンド拡張事業の実現に向け取り組んでまいります。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 町長、ちょっとお尋ねしますが、あくまでも八幡山グラウンドはスポーツをするためのグラウンドの拡張ということでよろしいでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） こちらは、先ほど町長申し上げたとおり、請願の内容であるとか、地元住民の方の打合せ会等の要望も踏まえまして、まずはそこから一つ一つ進んでいこうと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番(飯島 衛君) これからまた意見を聞いてやっていくという方向でよろしいですね。

今の子供たちのスポーツ離れがはやっているなんていうふうに聞いたものですから、スポーツ庁のウェブ広報マガジンを調べたら、30年後には運動部活動の生徒は半減するとか、2009年度から13歳、15歳の運動部活動が約36.7%減少するとか、何かすごいことになっているんです。そして、球技などチームスポーツは2048年には半減してしまうんじゃないかと。特に、野球、サッカー、バレーボールなどチームスポーツに至っては半減近くと推計されているなんていう、こういった形で、今物すごく子供たちは、スポーツでも、野球とか、これはちょっと知り合いから聞いたんですけども、剣道とか、費用のするスポーツは物すごく減っていると、そんな話を聞きました。要するに、野球なんかはユニフォーム代、スパイクも消耗品、グラブも消耗品、要するにお金がかかるスポーツがちょっと敬遠されているというような話も聞いたんです。

そういった中で、新たな八幡山グラウンドの利活用ということで、東京オリンピックで皆さんもよくテレビを見たと思いますけれども、メダルラッシュが社会現象を巻き起こしたスケートボードということで、今、スケートボードパークという形で、スケートボードに特化したそういう公園みたいな、そんな施設がうんと増えていると、はやっていると。要するに、今の子供たちは、もう旧態依然の野球とか、サッカーとか、バレーという今までのスポーツじゃなくて、また新たな、オリンピックとか、こういうのをきっかけに、何か新しいスポーツみたいなものをやり始めてきているかなと。そういった観点から、スケートボードパークみたいなものを八幡山グラウンドに造ってほしいと思うんです。

それで、相変わらず町民は公園が欲しいという要望があります。榛東村に、ミニ鉄道をつるさと公園で走らせたりして、実に楽しそうなことをやっています。

八幡山グラウンド、以前私は、あそこへ吉岡中央小学校を建設なんて言ったことがありますけれども、あそこは吉岡中央公園で、ぜひ八幡山グラウンド、そういうスケートボードパークみたいなものを造ったり、また子供が遊べる公園を造ったり、そういった意見もあってもいいんじゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

議長(岩崎信幸君) 高橋教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言]

教育委員会事務局長(高橋淳巳君) スケートボードパークとミニ鉄道などのある公園ということで、またご質問いただきました。そちらにつきましては、東京オリンピックでの日本勢の目覚ましい活躍もあり、スケートボード人気が高まり、スケートボードパークが各地に整備されていることは十分認識しております。

しかしながら、先ほど町長が申し上げたとおり、八幡山グラウンド拡張計画につきましては、繰り返しになってしまいますが、まずは令和元年度に採択された請願の内容を踏ま

えつつ、今年度は基本構想の検討に取り組んでまいります。

この基本構想は、将来の事業実現に向けた第一歩であり、その策定段階におきましては、現実的にトラックの配置、サッカー場の整備に加えまして、駐車場の確保や吉中の部活動利用、また用地や財源など様々な課題がございます。まずはそれらの課題を一つ一つ取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 八幡山グラウンドに関しては、私なんか議員になった頃から話がありまして、費用がかかるけれども補助金がなくてどうするんだということで、当時、毎年5,000万円ずつぐらい使って少しずつ広げたいなんていう話があったんですけども、この八幡グラウンド、要するにいつ頃までに仕上げたいという、そういう何か、あれはあるんですか、腹積もりは。町長。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） そういった形で計画を立てるということが非常に重要だと認識しております。

ただ、かなり大きな事業となります。それなので、今年度、まずは周辺基本構想ということで、拡張ということになると、今のグラウンドだけではなくて、その周りもどうしようというところも含めて考えようという形で基本構想をつくっていくこともありますので、今の段階では何年までにといいのははっきり申し上げることはできません。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 草ぼうぼうで、もったいないと思います。取りあえずコンパネか何かでスケートボードパークを、こうやって何かできるような雰囲気をするんですけども、よくあのガード下なんかで、ちょっとしたそんなスケートボードの練習をするようなものを造ってやっている人はいるので。ただ話もまとまらない、それで草ぼうぼう。もったいないと思います。仮でもいいですから、何か造って利用できるような施設にしていきたいと思います。

次に移ります。

健康福祉の観点からということでございます。

1番、带状疱疹予防のワクチン接種に助成をということでございます。

新型コロナウイルス感染症が蔓延する中で、带状疱疹を発症する高齢者が急増しています。带状疱疹は水ぼうそうと同じウイルスで起こる皮膚の病気です。体の左右どちらかの

神経に沿って、痛みを伴う赤い斑点と水膨れが多数集まって帯状に生じます。症状の多くは上半身に現れ、顔面、特に目の周りにも現れることがあります。多くの場合、皮膚症状が治ると痛みも消えますが、神経の損傷によって、その後も痛みが続くことがあります、これは帯状疱疹後神経痛と呼ばれ、最も頻度の高い合併症です。また、帯状疱疹が現れる部位によって、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などの合併症を引き起こすことがあります。

加齢、疲労、ストレスなどによる免疫力の低下が発症の原因となることがあります。50代から発症率が高くなり、80歳までに約3人に1人が帯状疱疹を発症すると言われています。疲労やストレスなども発症のきっかけになります。また、糖尿病やがんなどの免疫力が低下する病気が原因になることもあります。

帯状疱疹は、多くの方が子供のときに感染する水ぼうそうのウイルスが原因で起こります。水ぼうそうが治った後も、ウイルスは体内に、神経節に潜伏していて、過労やストレスなどで免疫力が低下すると、ウイルスが再び活性化して帯状疱疹を発症します。

帯状疱疹発症に対して、50歳以上の方はワクチン接種で予防することができます。帯状疱疹ワクチンには、不活化ワクチンと生ワクチンがあります。生ワクチンは、病原体となるウイルスや細菌の毒性を弱めて製造されています。不活化ワクチンは、病原体となるウイルスや細菌の感染力を失活もしくは病原体を構成する物質をもとにして製造されます。

帯状疱疹の予防接種は、生ワクチンは約7,000円、不活化ワクチンは約4万円です。

地方創生臨時交付金の使途として、この帯状疱疹ワクチンへの助成が可能との見解がありました。この際、地域住民の帯状疱疹の発症を防ぐ意味から、一定の年齢層を対象に、自治体で先行して帯状疱疹ワクチンへの助成を進めるべきと考えます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

また、不活化ワクチンは、免疫抑制薬などの薬を使っている人でも接種を受けられ、予防効果も生ワクチンの50%から60%に対し、90%以上あるとのことでございます。50歳以上で、特にがんや糖尿病など基礎疾患のある方にはワクチン接種を進めることだというふう聞いております。

不活化ワクチンは4万円ですが、1回2万円を2回打ちます。こんなに高くは、誰もワクチンを打つ人はおりません。ちなみに渋川市では、4分の3補助するというふう聞いております。町長の見解をお伺いいたします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 予防接種につきましては、法に基づいて行われる定期接種と、個人の判断で行われる任意接種がございます。

帯状疱疹ワクチンは、50歳以上の方が任意の予防接種として受けることができます。

ワクチンは生ワクチンと不活化ワクチンがあり、効果や副反応、接種不適応者、費用等について異なる点が多々あります。

現在、国では带状疱疹ワクチンの有効性、安全性及び費用対効果などについて情報収集を行い、部会において検討を行っております。

带状疱疹のワクチン接種の助成につきましては、国の動向や他の自治体の助成制度も参考に、広域関係機関及び財政状況等を踏まえ、検討していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 本当に私の周りでも带状疱疹にかかった方、若い30代の方もおりました。ぜひ高額なワクチンですので、助成をお願いしたいと思います。

次に移ります。

（2）公共の男性トイレにサンタリーボックスの設置をということでございます。

国立がん研究センターが2018年にまとめた統計によりますと、前立腺がんが診断された男性は9万2,000人、膀胱がんは1万7,500人に上るそうです。これらのがんは、手術後、頻尿や尿漏れの症状が起きやすくなる。このため、手術を受けた男性は、尿漏れパッドを着用することが多い。

しかし、公共施設などの男性トイレの個室にはサンタリーボックスの設置が進んでおらず、パッドを捨てる場所がないため、外出先から自宅までビニール袋などに入れて持ち帰らざるを得ないということでございます。こういった取組が、全国でも相次いでおるわけでございます。

ぜひ吉岡町もサンタリーボックスを男性トイレの個室に設置することを進めていただきたいと思います。町長の見解をお伺いいたします。

議長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） サンタリーボックスのご質問なんですが、議員おっしゃるとおり前立腺がんや膀胱がんの患者の方が使用済みの尿漏れパッドを捨てるためのサンタリーボックスということなんですが、全国的に広がってきていると。隣の埼玉県では、大分認知度は上がっているというような状況です。

ただ、群馬県のほうでまだ認知度があまり高くなくて、仮に置いた場合、通常のごみ箱と間違えて物を捨てられたりするというようなこともありますので、導入に当たってはそういった周知、いわゆる啓発、そういったことを考えながら、近隣市町村といったところの動向と、施設管理者といったところと相談をして、設置に向けて検討していきたいというふうに考えています。



議 長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 吉岡町の公共施設にも、町外から見えられる方がおるかと思ひます。ぜひ啓発と、また設置をして、これはサニタリーボックスですよという形で設置していただければと思ひます。ぜひよろしくお願ひいたします。

それでは、最後になります。

小中学生に貸与しているタブレット端末の使用についてということで、その対策はということでございます。

過日、7月7日の上毛新聞に、前橋市の教育委員会が長時間使用している児童生徒に改善を求めた記事が載っていました。昔は有害図書などと言っていましたが今は、有害サイトが主でしょう。こうしたサイトに簡単にアクセスできてしまうのが現状であります。

タブレット端末の使用とスマホなどの使用に関して、フィルタリングなど、どのような対策をしているか町長にお伺ひするわけですが、前橋市の教育委員会が175人に改善を呼びかけたということでございますが、利用状況を確認すると、娯楽目的で動画投稿サイト、ユーチューブなどを長時間視聴していたケースが目立ったとあります。これは、教育委員会が、通信料を多く使っている子供を調査したわけなんですけれども、吉岡町も小中学生がタブレット端末を1台1台持っております。また、スマホも持っているかと思ひます。

また、フィルタリングということで、2017年に座間市の9人殺人事件ということで、SNSで知り合った9人の男女の人は、本当に死にたいということで接触して被害に遭われたと。そういう事件がありまして、それをきっかけに、2018年に改正青少年インターネット環境整備法を施行。携帯電話事業者が、契約者の年齢を確認したり、利用者が18歳未満の場合にはフィルタリング機能を有効にしたりすることを義務づけたというふうにあります。

こういったフィルタリングなど、どういうふうになさっているのかを、まずお伺ひいたしますが、いかがですか。

議 長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君） 小中学生に貸与しているタブレット端末やスマホの使用に関してご質問いただきました。

教育委員会では、町が貸与した端末については、ネット閲覧先のログを自動的に記録するなど、安全に利用し学習ができるよう対策を取っております。

なお、詳細につきましては、教育委員会事務局長に答弁させます。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） まずは、児童生徒に学校から貸与しているタブレット端末と、保護者がお子さんに持たせているスマートフォン等に分けてご説明をいたします。

HiBALIプランで町立学校の児童生徒に貸与している端末につきましては、フィルタリング機能を備えております。また、有害サイトの閲覧制限以外にも、一部の機能には制限を設け、家庭でも児童生徒が学習に集中できるような設定にしております。今後も、学校とも連携し、児童生徒の利用実態に応じた端末利用の安全性と利便性を両立できるようなフィルタリングの調整も工夫してまいりたいと考えております。

続きまして、各家庭が児童生徒に与えているスマートフォン等につきましては、先ほど議員がおっしゃるとおり、青少年が使用する端末にフィルタリングサービスを提供する義務が携帯電話事業者に課せられております。また、それらについては保護者の管理責任において適切に使用されていると考えております。

学校といたしましては、メディアの使い方や情報モラルに係る教室を定期的に行うなど、情報メディアの扱い方について、正しい理解と高いモラルを深める教育活動を行うとともに、群馬県の「おぜのかみさま」という合い言葉があるんですけども、こちらは写真を送らないの「お」、絶対に会わないの「ぜ」、個人情報を載せないの「の」、悪口などを書き込まないの「か」、有害サイトを見ないの「み」、出会いを探さないの「さ」、ルールを守るの「ま」について、おぜのかみさまリーフレット、こちらを県のほうが作成しておりますので、その内容について話し合うとともに、家庭においても親子で話し合う機会となるような工夫をしております。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 今回の局長の答弁で、保護者の管理の責任ということですが、このフィルタリングを要するにどのくらい設置しているかというのは、確認はできているんですか。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 児童生徒が持っているスマートフォン、それぞれのご家庭で持っているスマートフォンにつきましては、そちらがどのくらいフィルタリングをしているかという情報は、こちらは持ち合わせておりません。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番(飯島 衛君) その辺は、小中学生、親の管理責任ということで、それは親に管理の責任があるんだけど、やはり今のスマホ、我々が小さいときと違って、物すごく本当にひどい情報があふれているような状況です。私なんかの頃は、本当に情報が少なくて、なお情報がなかったから健全でいられたかもしれませんが、今は本当に、この前も、これは8月13日の新聞、東京の子供が、17歳の少年が北九州まで行って、お母さんと高校1年生の女の子を刃物で刺したなんて、こういう事件があるんです。そのきっかけは、今のスマホにはいろんなアプリがあって、位置情報共有アプリなんていうので、これを共有すると、要するに教育長が今どこにいるかみんな分かっちゃうんです。ちゃんと仕事やっているかとか。全てもうリアルタイムで、動けば動いたなりに、本当にえらいアプリなんていうものがどんどん出てきちゃって、こういった犯罪に本当にもっと真剣に取り組まないといけないんじゃないかと思います。

ただの親の管理責任で任すのではなくて、フィルタリングをちゃんとやっていますかとか、その辺、そういうふうに行政で言っても、やるのは親御さんだから完璧にはいかないかもしれませんが、本当に今の時代はどんどんこういう新しい変なアプリが出てきて、これは親子なんかの使い方によっては、子供がどこにいるか分かって、使い勝手がいいアプリなんです。それが、悪用する人も出てきたりするわけです。

そういったことで、ただ局長が保護者の管理責任でなんてあっさり言うけれども、そうじゃなくて本当に重大なことなんだよと、えらい時代に生きているんですよ、今の若いお母さん方とか子供はということで、よく言って、その辺を口酸っぱく常にやっていただきたいと思います。

また、今スマホを長時間使っている若者に増えているのは、スマホ内斜視なんていう、目の酷使で物が二重に見える症状が起きてきている、そんな症状がはやっているらしいんです。スマホの使い過ぎで体の不調を訴える人が増えています。物が二重に見える複視を訴える急性内斜視、いわゆるスマホ内斜視というのはその一つで、本当にこれは日本だけに限らず、韓国だとか、インドだとか、そういうところでもスマホ内斜視の臨床研究が盛んに行われ、実態が分かってきたというふうな記事がありました。

韓国では、2009年から2014年に大学病院の小児眼科を急性内斜視の症状で受診した12人について調べたところ、全員が30センチメートル以下の距離で、1日平均4時間以上、4か月以上にわたりスマホを使用していたことが分かりました。12人中9人が、物が横にずれて見える水平複視を訴え、特に遠くを見るときに生じやすかったのです。スマホの使用中止により全員改善しましたが、5人は手術が必要でした。

そういうことで、今、ある医者は、国を挙げて注意を呼びかける必要がありますというふうに言っております。本当に私なんかもついついスマホを見てしまうのです。それでパ

ソコンも凝視すると、もう目がしょぼしょぼします。子供たちは本当に、電車なんか乗ってもみんなスマホ眺めているんだ。えらい時代になりましたよ。

子供たちは今、タブレットも使っていますよね。そのほかに個人的にスマホを多分皆さん持っていて、やっている。その辺を注意深く、常に注意していただいて、実際、これは質問にないですけども、こんな症状がある子供はいますか。いかがでしょう。なければいいでしょうがないですけども。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 申し訳ございませんけれども、把握しておりません。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 今、本当に子供たちを取り巻く環境は物すごく急激に変化しているし、いろいろ大変なあれがあります。私たちの想像できないような事態も起きるかもしれません。どうぞ教育行政にあつては、しっかりと常に口酸っぱく親御さんに注意喚起をしていただいて、子供たちにも啓発をお願いしたいと思います。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、10番飯島 衛議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を午後1時といたします。

午前11時44分休憩

---

午後 1時00分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

---

議長（岩崎信幸君） 13番小池春雄議員を指名します。小池議員。

〔13番 小池春雄君登壇〕

13番（小池春雄君） それでは、通告によりまして質問をいたします。

まず、第1点目でありますけれども、自治体におけるSDGsの取組についてです。それぞれの自治体で取組が行われていますが、我が町の対応を伺うものであります。

2015年、国連持続可能な開発サミットで採択された持続可能な開発のための2030アジェンダを指します。自治体に取り組む意義は様々ですけども、持続的に成長していける力を持ちつつ、人々が安心して生活ができるまちづくりを行うことであります。

自治体に取り組むメリットとして、貧困や食料不足、医療機関の充実など、住民の生活の質が向上することで、その土地に住む満足度が高くなり、都市への人口流出を防げます。

2つ目のメリットとして、世界共通の目標に取り組むことで、様々な国や地方自治体と比較ができ、強みや弱みを把握でき、進むべき道が見えてきます。このことを考えたら、様々な問題が見えてくると思います。

行政として、今後どこに力を入れ、どのように進めていくのか。まさにSDGs的発想を持たなければならないと思いますけれども、これについての見解をお尋ねするものであります。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 午後一番、小池議員より、サステナブル・ディベロップメント・ゴールズ、自治体におけるSDGsの取組、そして町の対応についてご質問をいただきました。

自治体によるSDGsへの取組は、地方における少子高齢化、地域の人口減少、またそれらによる地域経済の縮小などの課題に対し、自治体が持続的に成長していける力を確保しつつ、住民が安心して生活ができるようなまちづくりを行うことであります。その持続可能なまちづくりは、住みやすい環境の推進、住民生活の質の向上、結果としてその土地に住む住民の満足度が高くなり、人口流出を防ぐことにもつながります。

今、日本各地で自治体SDGsの概念が、自治体の策定する各種分野別の計画に取り入れられるなど、その目標達成に向けた取組が行われておりますが、国もこの取組を後押しすることで積極的に推進しております。

本町として、策定した吉岡町第6次総合計画において、17のゴールを施策にひもづけることで、SDGsとの関連性を明確にしております。普遍的な目標であるSDGsのゴールは、自治体の目標と重なる部分も多く、課題解決への道筋を明確に把握でき、解決のための有効な手段を見つけることもできます。そのため、町での対応としては、総合計画にのっとり、施策の立案、企画、実行等、各プロセスにおいて、SDGsの理念に十分配慮した施策運営に努めているところでございます。

なお、関係各課の取組及びその姿勢等について、順次、担当課長よりそれぞれ答弁をさせます。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、総務課より、今年度の施策を中心にSDGsに基づいた基本目標のひもづけられた計画について、お話をさせていただきたいと思っております。

まず、5番目のジェンダー平等を実現しよう、10番目の人や国の不平等をなくそう、この観点からパートナーシップ宣誓制度を実施し、性別にとらわれない個性を尊重する社会の実現を目指すとしております。

また、男女共同参画の実現のため、吉岡町男女共同参画基本計画に基づく取組を進めるとともに、2024年以降の基本的方針を定める第2期吉岡町男女共同参画基本計画の策定に向けて、令和4年度、今年度より基礎調査を進めております。

また、11番目の住み続けられるまちづくりをの観点から、本年度、令和4年度に災害ハザードマップの見直しを行います。全世帯に配布することで、住民の防災意識の向上につなげます。また、自主防災組織への補助金による財政的支援を行うとともに、自主防災組織が行う防災訓練等に防災専門員等を講師として派遣し、地域の防災力の向上を図ります。

また、多様化する犯罪に対応した防犯啓発活動を行うとともに、効果的な防犯カメラや防犯灯の設置を進めるとともに、子供や高齢者の交通安全を推進するために、補助制度や効果的な啓発活動の実施に取り組んでまいります。

議長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 企画財政課としては、まず11番目のゴール、住み続けられるまちづくりをということで、子ども・子育て支援の充実として高校生等公共交通通学支援や、道路・公共交通の充実としてタクシー運賃等助成制度を行っています。

同じく11番目のゴールとして、ふるさと納税の拡充により財源確保の進展を図っています。

次に、17番目のゴールとして、協働のまちづくりの推進として、企業等と包括連携協定を締結しています。

また、9番目と11番目のゴール、2つに重なりますが、デジタル化の推進として、町ホームページの閲覧数の増加や、SNSの導入を図りましたので登録者数を増やしたいというふうに考えております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） 住民課では、3の保健、5のジェンダー、7のエネルギー、11の持続可能な都市、12の持続可能な消費と生産、13の気候変動、14の海洋資源の観点から、取組を進めております。

主な取組としまして、まず健康増進の充実の観点からは、メタボリックシンドロームとその予備群の予防・改善のため、特定保健指導及び生活習慣病予防教室の実施と特定健康診査等の受診PR活動の推進に取り組んでいます。

子ども・子育て支援の充実における保護者の経済的負担の軽減を拡充する観点からは、福祉医療制度として、子供の疾病の早期発見や重症化の予防、健全な成長と保護者の医療

費負担の軽減の継続に取り組んでいます。

多文化共生社会の実現におけるDV被害者の支援体制のさらなる充実の観点からは、研修会等に参加または開催することにより、若年層を含めあらゆる世代への啓発を推進し、DVの防止に取り組むとともに、関係機関との連携強化、また相談支援体制のさらなる充実に取り組んでいます。

環境問題への対応におけるごみ減量化の促進及び施策の充実の観点からは、資源ごみの回収率を高めるため、資源ごみ回収補助金や収集場所整備補助事業を活用するとともに、小型家電やインクカートリッジ、不要になった制服等の活用などについて、関係団体とも連携しながら取組を進めているところでございます。

また、プラスチック等リサイクル可能なごみなどの対応につきましては、渋川広域市町村圏振興整備組合を中心に、令和6年度からの開始に向けた協議を構成市町村の中で進めているほか、関係課との連携によりフードドライブなどの取組なども行っております。

気候変動対策の観点からは、事業所として温室効果ガスの削減に努めており、今後についても住宅用太陽光発電システム設置整備補助事業の継続実施や、再生可能エネルギーの導入促進等に取り組んでいきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） 目標3の保健関係になりますが、各種健（検）診の実施や運動習慣などのきっかけづくりのための各種教室、各種相談会や健康No.1ダイヤルにある健康相談事業、健康推進協議会を主体とした健康No.1事業を実施し、各自治会での独自の健康づくり事業を支援しております。

心の健康保持増進を図るため、ゲートキーパー研修などを実施しております。

また、母子保健関係では、令和3年度から実施している生後6か月前後の乳児を対象に離乳食相談やベビーダンスを行うハーフバースデー事業、発達に心配のある就園前の幼児を対象とした発達支援事業ホップ、就学前の幼児を対象に心理士が定期的な相談を行う発達個別ケア事業ステップ、年中児アンケート等の結果に基づいて行うジャンプを行っております。

令和4年度から産後ケア事業を充実させ、自宅に訪問する助産師からケアを受ける訪問型が利用できるようにしました。

今後につきましても、健康づくりの推進に努めてまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 介護福祉課からは、目標の1番、貧困対策と、目標の3番、人々の

健康的な生活と福祉の促進に関する取組をご紹介します。

まず、コロナ禍における高齢者の生活を支える事業として、今年度からごみ出し支援を開始し、買物代行サービスの事業も年内に開始されます。また、高齢者の集いの場と地域でのボランティア活動を活性化するため、移動カフェを行うキッチンカーの導入に向けた準備も進めております。

貧困対策としては、生活困窮者への食料支援と子ども食堂などを運営する支援団体の取組を応援する吉岡町フードサポート事業の計画について、現在、関係各所と年内の実施に向けて協議を行っております。

また、生活困窮世帯のお子さんへの学習支援としまして、リモート型学習支援事業の実施を計画し、本議会に必要な予算を上程しております。

ほかにも、10月9日に実施される予定のよしかふるさと祭りにおいて、町の社会福祉協議会が主体となり、町内の子ども食堂やNPO法人などの福祉団体と連携して、フードロスやごみなどを削減してSDGsに貢献するためのイベントを開催する予定です。その内容は、食料品や日用品、制服のリユースなど、各家庭で不要な品物を持ち寄っていただき、必要な人に無料で配布するものです。

今後も、町の福祉施策についてはSDGsの理念に配慮した事業を実施していきたいと考えております。

**議 長（岩崎信幸君）** 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

**産業観光課長（岸 一憲君）** 産業観光課では、担当の様々な分野で7つの目標をひもづけております。

まず、農林業の分野ですけれども、もともと農業や林業は物質の循環機能を持っております。農業については、その機能を生かした循環型農業、化学肥料や農薬を適切に使用しながら、畜産農家で発生した排せつ物を堆肥化し、圃場で活用する取組が行われております。しかし、農業の担い手が不足している現状は、農地の有効利用の観点からは大きな課題となっております。

次に、商工業の分野ですけれども、まずは商工業の事業者の皆さんにSDGsの趣旨を理解していただき、業種によってどのような取組が必要であり、かつ可能であるか等を研究していただけるようなきっかけづくりが必要であると思っております。県や商工会と連携し、研修会や業種間交流なども有効ではないかと考えております。

最後に、観光になりますけれども、観光は人々の体の健康や心の健康を維持、向上する力を持っていると考えます。町の情報発信と魅力向上により、町を訪れる方々の満足度を高める取組を推進したいと考えております。



議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 建設課のSDGsへの取組ですが、安全かつ強靱、持続可能な都市及び居住の実現を中心に目標を掲げておりますが、今年度の具体的な取組について現状を申し上げます。

総合計画の紡ぐ3、次世代につなげる生活環境の充実の観点から、ひとと、環境に優しい住環境整備の推進のため、今回、9月定例会に吉岡町自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の議案上程をさせていただいております。

また、環境問題への取組に着目し、省エネや再エネに結びつくクリーンエネルギーの活用として、農業用水を活用した小水力発電導入の可能性について調査を進める予定でございます。本年度は、全国土地改良事業団体連合会が主催する土地改良区体制強化事業、発電指導研修に申込みをしております。内容は、小水力発電施設導入の可能性について専門的知見を有する技術者のアドバイス等をいただく勉強会となっております。

議長（岩崎信幸君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） 税務会計課からは、11番目のゴール、住み続けたいまちづくりということで、健全な行財政の推進の観点から、確実な自主財源の確保が必要であり、適正かつ公正な課税、徹底した徴収に基づいた厳密な債権管理に努めています。

その取組として、納付方法の充実を図り、住民の利便性向上とともに収納率の向上を進めるために、スマートフォンアプリ決済を導入いたしました。以上です。

議長（岩崎信幸君） 大澤上下水道課長。

〔上下水道課長 大澤正弘君発言〕

上下水道課長（大澤正弘君） SDGsの6番目のゴール、安全な水とトイレを世界中にの項目において、上下水道課では安全・安心で安定した水道水の供給と下水道事業の推進に取り組んでおります。

今年度、老朽化した上野原浄水場の改修工事に着手したところでございます。さらに、水道管などの設備についても計画的に更新を進めて、将来にわたって効率的な水道事業運営を図るため、健全な経営に努めていきたい。

また、下水道事業に関しては、農業集落排水事業の公共下水道区域への統合などの広域化、共同化や施設の計画的な改築・更新を行い、持続可能な下水道事業の安定した施設の利用と経営に努めます。さらに、地域住民の汚水排水に関する環境保全が将来にわたり確保できるよう、適切に事業を推進していきたいと考えております。

そして、9番目のゴール、産業と技術革新の基盤、11番目のゴール、進み続けられる

まちづくりにあるとおり、上下水道施設という住民の日常生活を支える地域の重要なインフラについて、適切な維持管理に努めていきたいです。

また、13番目のゴール、気候変動に具体的な対策をとっては、水道事業では気候変動に備えた適応策として、前橋市や渋川市と災害緊急時に相互応援協定を締結しております。また、下水道ではそれに対応した下水道BCPの策定をしております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 教育委員会からは、SDGsの目標2、飢餓をゼロにする、目標12、持続可能な消費と生産の視点から、給食残渣の減量や児童生徒へのフードロスに対する指導などの取組について、ご説明させていただきます。

初めに、給食残渣減量の取組について説明いたします。

教育委員会では、毎年、小学生、中学生の特定の学年を対象に給食のアンケートを実施しております。その回答の中で、給食を残す理由について、嫌いなものがあるというのが多かったんですけども、それに次いで多かったのが、量が多いという回答が多く寄せられました。

これを受け、今年度に入って、給食の汁物の量の見直しを行いました。これは1人当たり10ミリリットルとか、本当に小さい量なんですけれども、なおこの汁物の量を減らしたことによる栄養価への影響はございません。それで、汁物の量の見直しを行った結果、令和3年度の1日当たりの平均残菜量が73キログラムに対しまして、本年8月31日現在の1日当たりの平均残菜量が71キログラムで、約2キログラム減量されているという結果になっております。こちらは、引き続き残菜量を注視しながら給食の提供を行ってまいります。

また、調理に使用する食材、こちらは主に野菜になるんですけども、これについて、食材のカット、切り方や下処理の工夫を行って、調理の時点で食材の廃棄量そのものの減量をするための取組も行っております。

続きまして、フードロスに対する児童生徒への指導についてご説明差し上げます。

教育委員会では、栄養教諭による食に関する指導を児童生徒に対し実施しております。昨年度、令和3年度には、小学生を対象にフードロス、中学生を対象に学校給食と食品ロスについて考えようをテーマに講話を実施いたしました。

そして、令和4年度の給食アンケートの中で、給食を残すことはもったいないと思いませんかという質問に対しまして、小学生の99%がそう思う、中学生の95%がそう思うとの回答結果でした。これは、昨年度に実施した栄養教諭の講話など、今まで取り組んできた食に関する指導の効果が、少なからず児童生徒の食に対する意識の高まりに現れている

ものと考えます。

ちなみに、今年度は、小学生には食べ物に感謝をテーマに、中学生には食品に感謝をテーマに、講話を11月に実施する予定です。

今後もこのような取組を継続することで、児童生徒が給食を通じて食べ物に対してより関心を抱き、フードロス問題の重要性などを含めたSDGsへの意識の向上を図ってまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 私が思っていた以上に、SDGsに対する取組が十分にやられていたと、今聞いて感想は得ました。先ほど町長のほうからありましたけれども、町の第6次総合計画の中でも、このSDGsに向けての取組というものは示されておりましたけれども、私は実際にどの程度までこれが実施されるかと、また町がどの程度の関心を持っているかというところが、実はもっとレベルが低いんじゃないかというふうに思っていたんですけども、この17のゴールについて、それぞれの担当課が責任を持って取り組んでいるということに対して、よくやっているというふうに思っています。

問題というか、大事なのはこれからなんですけれども、今述べられたことが、これから住民にいかに理解されて、町と一緒にこれが進められるかということがポイントになってくると思うんです。ただ、思ったものをそこらじゅうでやっているから、その経験は自分のところだったらどんなものかというので書き出しただけじゃなくて、これをどのようにしてつなげていくか、そのことが結果的にはいわゆる再生可能な、持続可能な社会の取組で、この限られた資源の中で私たちが永久的にこの生活が続けていける、この地球を壊さずして、そして同じレベルの生活ができるということは、同じレベルで皆さんが全て教育も受けられる、貧困もなくなる、みんな平らになって、そして余分なものは出さない自然環境に優しい社会をつくっていくということを網羅しているわけなんですけれども、そういう中で、先ほど言いましたけれども、今それぞれの皆さんの話を聞いて、これからこれをどのように実際に、まだ始まったばかりですから、でも先はもう決まっていますから、早くこれをやらなければならないことなんですよ。

だから、これをどこまで、住民との対話であったり、参加であったり、そしてまずは住民にこのことを、今皆さんが言ったことを、住民にまずは理解してもらおう。理解をしてもらうことによって、住民と一緒に町が動くことによって、これが達成されるわけです。ですから、そのための取組を今後どう進めていくかということが課題になるかと思うんです。緒に就いたところだと思うんです。これから、こうやっていきたい、ああやっていきたい、調査してみたらこうでしたと。これをどうつなげるかということが、これから求められる

んですけれども、その点について、今後の進め方についてはいかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） そこが一番大変な課題になってくるかと思います。ただいま庁内各課の事業展開により、持続可能な未来のまちづくりの様々な取組を進めるためには、よりよい社会、多様性を大切にする社会によって、誰一人残さないという究極の目標に向かって、諸事業を展開、模索していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） ここまでそれぞれの担当課で意見発表というかしていただいたわけですから、今、町長がそのように申しましたけれども、これはそう簡単なことじゃないですよ。だから、これを進めていく上での町の考え方として、検証というのがあります。今年度はどこまで、この年度はどこまでできたかと。そうするとその次に、じゃあ次年度はどこまでやろうかと。やはりそういう計画を持たないと中途半端になると思うんです。

やっぱり、これはもうここでいいということはないんですよ、確かに。ゴールが見えていないんです。でも、そこに向かって進んでいこうということですから。それにしても、大体、年次計画ぐらいで、先ほど皆さんが述べたところは、じゃあこの部分は、できれば10年計画でやりたいとか、そうすると今年の1年、2年はここまでやるとかという、こういう計画をつくっていかないと、そこに達成は難しいと思うんです。また、それをつくることによって、その計画が進められるというのがありますから、その部分について教えてください。

議長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 小池議員質問の件なんですけれども、基本的には総合計画ということで、10年間の計画になっています。それは基本構想ということになるんですが、その下に5年ごとの前期計画と後期計画ということで、そこで基本計画を計画として立てます。

その下に実施計画という計画がありまして、これが3年ごとの計画なんです。これを毎年3年ごとに計画をローリングして、その後2年間どうするかというような形が立てつけになっていまして、今年は1年目ということでありますので、今年と来年度、再来年の3か年の計画という形で実施計画を策定しています。来年になりますと、令和4年度の結果が出ますので、その結果を見て、その次の3年間をどうするかというような計画になりますので、今年度に関しましては実績値がありませんので、この先3年間の計画という形になりまして、来年度以降は毎年その前の年の結果が出ますので、その後の3年間の数値

とか、目標とかというのを立てて、計画を立てて、基本的には総合計画の基本構想を成し遂げるというような立てつけにはなっています。以上です。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 今、課長が答えたのは総合計画ですよ。今、皆さんが答えてくれたのは、またその総合計画の中にも入っていますけれども、SDGsという持続可能な社会という立場の中でのそれぞれの皆さんの意見が出たと思うんです。そのことは、じゃあこの総合計画の中で網羅されているかということ、視点がちょっとずれているんじゃないかと思うんです、総合計画とSDGsの年次計画と。今、課長が言ったのは総合計画ですよ。それはそれでいいと思うんです。でも、先ほど皆さんがお話ししてくれたのが、このSDGsというもの、17のゴールというものがあって、そのそれぞれのゴールを担当課で振り分けて、私のところはこの部分ですよ、環境の部分、貧困の部分であるとか、こうした中で、総合計画というのはそういう分け方をしていないじゃないですか。

だから私は、総合計画は総合計画なんですけれども、SDGs的その発想というのは、今皆さんが述べてくれたことというのは、今言ったことは、これからもずっと続くものであって、来年になったら皆さんが言ったことはまたみんなばらばらなことになってしまっただけで、それはうまくないので、今言ったことが続いていくので、だから今言ったことをどういう格好で、どういう形で実現していくかという中で、先ほど言いましたけれども、このことが住民との相互理解によって初めて進めていけるものなんです。だからその相互理解というものをどのような形で埋めていくかという大きな作業が残っていると思うんです。

だから、大体でいいやというんじゃないで、やっぱりある程度のところを決めることによって、しっかり自分たちの担当の課で締めるものはしっかりと締めて進んでいくのだと思うんです。だからその辺がどうなっているか。総合計画は総合計画。しかし、今このSDGs、相互乗り入れしていることは確かなんです。町の総合計画の中で、その中にSDGsというものは中に入れながら計画を立てていると。でもそのSDGsという視点に立った場合には、こちらには総合計画がありますけれども、こちらにはSDGsを主とした形での持続可能な社会をつくっていくにはどうしていくかと。ちょっとニュアンスの違いがあるじゃないですか。

これと同じように、今言われたこの17のゴールを進めていく中でのある程度の計画をつくって、その計画の検証をしていく必要があるんじゃないかというふうに私は思うんです。そこについて再度お伺いしますけれども、いかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 確かに総合計画のいわゆる目標とかがありまして、その目標はSDGs側の17のゴールのどこに当てはまるかというような形の組立てになっていますので、小池議員おっしゃるとおり、SDGs側からの、何というか、その政策というような組立てにはなっていないというのが現実なのです。

それで、一応その目標等については総合計画の中で、SDGs側ではないんですけども、総合計画側ではその目標の数値としては立てているというような、今そういうような組立てになっています。以上です。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） だから、総合計画はそうなっているんだけど、私はSDGs的発想からの組立てが必要なんじゃないかということを言っているんです。ですから、私の質問に対しては、自治体におけるSDGsの取組と。課長が先ほど言ったことだったら、町の総合計画はと、その中にSDGsが入っていますけれどもと言うんじゃなくて、片やこっちは総合計画というのがあるけれども、SDGs的発想というのは、ちょっと違うんです。今、あちこちでされている自治体SDGsというと、やっぱり町総合計画とは切り離して、でもその中に重なるところはたくさんありますよ。しかし、やっぱり持続可能な成長をしていくと。貧困をなくすとか、町の総合計画の中に一部は入っているけれども、重なる部分もあるけれども、ちょっと立ち位置が違うじゃないですか。

ですから、今聞いて分かったのですけれども、そうであればそうであるように、今、先ほど課長たちが述べたことを、また片方で計画を立てて、それも片方には町の総合計画もありながら、こちらの視点でも両方で進めていくと。重なる部分はありますけれども。そういう考え方があってもいいんじゃないかと思うんですけれども、どうですか。

そして、その中でまた検証を行いながら、私が心配するのは、それが、先ほど大変いいことを言ってくれましたから、そのことが絵に描いた餅にならないで進めていければこれほどいいものはないんじゃないかと思しますので、その辺いかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 当然、この計画になくても、町で様々な施策をしています。その施策がこのSDGsのゴールのどれに入るかというのは、当然のことながら考えて、施策というのは進めていかなければならないというふうに考えています。以上です。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） ちょっとどうかな。誰か答えられますか。総務課長でも、町長でも。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） このSDGsと総合計画、本当にその中で吉岡町はひもづけて総合計画を立てております。ですから、その計画に沿って町としては進めていきたい。

当然、先ほど話した各課の計画につきましては、これは絵に描いた餅ではなくて、実行していきたいということで進めていけるかと思っております。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） ですから、それを検証するには、検証方法というのがあるじゃないですか。目標があって、そうすると今年度はどこまでできたかなど。これがないと目標というのは達成できないんですよ。だから計画と目標というのはやっぱり一つのもので、そうしないと検証できないですよ。

私が言ったのは、さっき皆さんがそれぞれ述べたことはいいことだと思うんです。そのことに向かっていくわけだから。でも、向かっているんだけど、じゃあ向かっているその方向は見えませんでした。先ほど、教育委員会でも、給食残渣の問題とか。これがじゃあ目標はつくって、それでいつになったら達成できるんですかと。いや、目標だから、ずっと目標なんですでは困るので、目標があったら、達成できない目標では困るので。物によると、そこまでいかないものもあるかもしれませんが、それをどこかチェックするところがないといけませんよ。それはどこで、だから何かそういうシステムをつくらないと、ただ置きっ放しになっちゃうので。そうじゃなくて、そこを何とか、ここまでできたと、目標に対して。そこまでできなかったけれども、今年度はここまでできましたという、何か見直しをするというだけじゃなくて、達成状況というのをやっぱり確認できるものがないと。

目標があったら、その目標というのを達成するために目標を立てるわけですから、どこかでそれを確認できるものが欲しいと思うんですけれども、いかがですか。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） これは今後、毎年検証はしていくつもりでおります。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 時間がなくなっちゃうから、ぜひとも、今こう言われて、じゃあこうやりますとは言いきれないにしても、先ほどそれぞれの担当課が貴重な意見を言ってくれたので、本当にそんなふうに進めれば理想的な町になると、それをいかに住民と、理解しても

らって進めていくかというところまでは私は分かりましたので、あとは先ほど言ったことが結果として2年、3年後には形が見えてくると。それはそうなることを願っていますけれども、どこかでその検証ができるようなシステムをぜひとも考えていただきたいということをお願いしておきます。

それでは、同じ自治体におけるSDGsの取組の中の2番目でありますけれども、再度同じことを伺いますけれども、広域組合最終処分場の問題ですけれども、様々な角度から検討をする必要があると思いますが、この問題も全職員の英知を集め取り組む必要があると思いますが、あるべき姿、取組を伺いますというふうに質問を出しておりました。これも、金曜日に廣嶋議員からも同じ広域の最終処分場の質問がありました。

私は、先ほど言ったSDGs的発想、あるいはカーボンニュートラルというものから考えていくと、今、広域組合がやろうとしているのはクローズド工法というので、今までと全く同じ考えなんです。もう何でも構わずみんな燃やすと。残飯でも燃やすと。それで、屋根をかけて、そこのところで水をかけてその処理をすると、その中で塩が1日何キロ取れましたとか、食品残渣が入っているから塩分がたくさん取れるというようなことを、また同じことを繰り返そうとしているんですよ。

そうでなくて、この前の議会でも私は言ったんですけども、渋川広域組合というのは群馬県のリサイクル率も一番ケツのほうなんです。ですから、これを分別収集、リサイクルが進むことによって、ごみの持ち出し量の食べ物、食品残渣というのは大体4割ぐらいと言われているんです、40%ぐらいが。一般的な事業系のごみなんかを混ぜるとうんと減ってしまうんですけども、一般家庭ごみの4割ぐらい、40%ぐらいが食料残渣だというふうに言われているんです。だからこの処分方法というのがそれぞれの自治体によって最近は変わってきてまして、これを分別収集して堆肥化するところも増えてきています。

また、今は刈った草なんかでもみんなごみ袋に入れて、砂もついたままみんな燃えるごみとして集めて燃やしているのが実態なんです。これがプラスチックであるとか、紙であるとか、みんな分けると、燃やす量というのが、これを徹底的にやってしまうと大体ゼロに持っていけるんです。

前に、吉岡町の議会で視察に行った徳島県上勝町は、ごみゼロ運動ということやっていて、ここは全くパッカー車が回りませんから。しかし、それを収集するところはあって、そこのところで分別収集して、これが日本中に広まっていて、私たちが視察に行ったときも、東京都日野市であるとか、あちこちから視察に来ていました。そんなことは考えられないと。しかし、その町は今でもごみゼロ宣言というのをやって、徹底した分別収集をやっているんです。



そういうことを考えれば、私は、今のごみの持ち出し量を10分の1にもできますよ。そこまでいなくても、5分の1ぐらいにはできると思うんです。今、何でもみんな燃えるごみにしてしまっていますから。

それから、先ほど言ったように、渋川広域組合というのは群馬県の中でもケツのほうにありますから、町長もその管理者の中の一員として、正管理者が市長で、副管理者が吉岡町の町長と榛東村の村長ですから、この中で皆さんが真剣に考えましょうと。小野上に造った処分場は31億円ですから、分別収集にはその半分もかければ、もう本当に徹底的に地域住民に補助金でも出せばごみの量は減ります。そういうことを広域組合の中で町長に提案してもらって、そしてそういう中で町長がやっぱりこれだけ努力した結果、吉岡町の番だからやむを得ないにしても、最終処分場で焼却残渣の量がこれだけ減らすことができましたということは大事じゃないですか。

私はそのために、ぜひとも広域組合での、広域組合で駄目だったら、まずはいいですよ、吉岡町だけでも徹底した分別収集と、そして広域組合の中で、今のこのやり方をもうちょっと工夫しましょうと、もっと減らしましょうよというのを、真剣になって、3人しかいない管理者ですから、この中で主張していただきたいと思うんです。いかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） 吉岡町としてのごみの減量化への取組についてですが、従前からの取組としましては、資源ごみの回収事業や廃タイヤ、バッテリー回収、小型家電回収を実施しております。

さらなるごみの減量化に係る取組としましては、民間事業者との協働により行っております使用済みインクカートリッジの回収や、今年よりまた再開しました電動式生ごみ処理機及び生ごみの処理化の処理容器、いわゆるコンポスターの購入費用の一部を補助する生ごみ処理容器等の購入補助事業を開始しております。

また、今年5月には、介護福祉課及び住民課により、フードドライブを試行的に実施しておりました。集まった食品につきましては、フードバンクを実施している団体に提供させていただいたところでございます。今後も同様の取組が実施できればと考えているところでございます。

また、現在、可燃物として排出されているプラスチック製品等につきましては、渋川地区広域市町村圏振興整備組合及び構成市町村の取組としましては、令和6年度中に分別回収が実施できるよう、現在調整を進めているところでございます。その際には、町民の皆様のご協力を得られるよう、広報やホームページ、SNS等を通じて、丁寧な説明を行っていきたいと考えております。

このような取組によりまして、最終処分場に持ち込まれる搬入量は、少なからず減少すると考えられますので、ごみの減量化に関する取組につきましては、今後の広域組合での会議等の中で、構成市町村に対し、さらなる呼びかけを行っていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 今言われたように、コンポスターとか、家庭ごみの処理機、最近の新聞なんかも見たんですけれども、太田市はコンポスターも様々ありまして、機械的なものには15万円まで補助するなんていう記事が出て、記事も持っていますけれども、そういうこともありますから、ぜひそういうことも参考にして、徹底した生ごみの分別収集をお願いしたいというふうに思います。

時間が迫ってまいりましたので、この問題について、すみません、この程度にしておきますので、ぜひとも。あと1点、町長、3Rをするための拠点として、これは千代田町とか邑楽町で拠点づくりに予算化をしたなんていうのが新聞に出ていたんです。要するに、皆さんがリサイクル、リユースするものを、常設のところがあって、そこのところへ持ち込んで、今社協でやっているなんていう話もありましたけれども、リサイクル、リユース、常時持っていて、老人会みたいな、老人会じゃなくてシルバーの人とか、そういう人が留守番をしていて、そこのところ集めてくれてリユースもできるというような拠点を、ぜひともこれから考えていただきたいということだけお願いをしておきます。

それから、2点目になりますけれども、自治体カーボンニュートラルについてお尋ねをします。

吉岡町の今後の取組と対応はどのように考えますかということを出してありますけれども、2020年に当時の菅首相が、2050年までに温室効果ガス排出量をゼロにすると宣言した後、多くの自治体がそれに続く動きを見せております。東京都、横浜市など461の自治体がそれに続く動きを見せています。人口規模では87%に達するようでありますけれども、この自治体カーボンニュートラル、耳慣れない言葉かもしれませんが、取り組んでいる自治体があるということで、このことについても、今後町はどのように取り組んでいくつもりがあるのか、お尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 自治体カーボンニュートラルの取組について質問いただきました。

カーボンニュートラルは、温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化を行う必要がございます。

令和3年6月に公布された改正地球温暖化対策推進法の中で、地方公共団体は自らの事

務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置として、都道府県や市町村等に地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定と公表が義務づけられており、吉岡町では令和2年3月に策定された町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、それぞれの分野において目標達成に向けた取組を進めているところでございます。

なお、現在の、また今後の取組等、詳細につきましては住民課長に答弁をさせます。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） 町では、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、様々な取組を進めており、具体的にはクールビズの運用や空調管理の適正化、勤務時間前後や昼休みなど必要な照明以外の消灯、パソコンやプリンターなどOA機器の待機電力の削減、両面印刷の徹底、コピー用紙の裏面の再利用、事務室や学校等へのLED照明の導入などの取組を行っております。

そのような取組によりまして、町公共施設等における令和2年度の温室効果ガスの総排出量は1,669.62トンCO<sub>2</sub>となり、基準年度の平成30年度と比較しますと208.8トンCO<sub>2</sub>、約11.1%の削減となりました。この数字は、計画における年度別の排出量、令和2年度目標としている排出量としましては、1,859.6トンCO<sub>2</sub>を達成したこととなります。

ただ、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症対策等による施設の閉鎖や学校の休業などによる使用電気料の減少が発生したほか、車両の利用等につきましても、会議等がリモートにより開催されたことや各種イベントが中止されたことなどにより、利用が削減し、走行距離及びガソリン、軽油の給油量が減少となるなど、基準年度と単純に比較できるような状況ではありませんでした。

このように、令和元年度末から現時点までの期間は、新型コロナウイルス感染症対策による特異な状況であったことを認識した上で、引き続き町としては施設等におけるエネルギー使用の削減や環境負荷の軽減等に取り組むとともに、ごみの排出抑制やリサイクルの促進等に関連する取組についても推進していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 先ほどのSDGsと似ている点、かぶる部分もあるけれども、ぜひとも自治体のカーボンニュートラルという部分については、このことは多くの町民が興味を持っています。やはり自分たちの地域で安心して住み続けるためには、このことは大事だと。そして、自治体ができるところ、進んでいるところというのは、今使っているガソリンの

自動車はもう少し減らしたほうがいいんじゃないかとか、電気自動車にすべきだとか、そういう動きもあるようであります。ぜひそのことも念頭に置いて、自治体カーボンニュートラルにつきましては意識を持っていただきたいということだけをお願いしておきます。

時間が迫ってきましたので、5問目の質問が、ないようなものになってしまうのですが、けれども、教育環境の充実ということで、ソフト面での対応が大事だと思いますが、どのように考えますかということを出しておきました。

教育には、ハード、ソフト面がありますけれども、特に大きな懸案としては、ハード面では八幡山運動公園の整備、これは十数億円かかると予想されております。補助金も見つからずに苦慮しているところでもあります。また、学校給食センターにも多額の予算が必要となるでしょう。

ソフト面では、コロナ禍での収入減により、子供たちはつらい思いをしている方も多くいます。行政として、してあげられることは何があるのかと考え、対処していくことが大事だというふうに思います。

福祉医療費の18歳までの拡充は、私はこれは評価すべきだということで歓迎いたします。「子どもを育てるなら吉岡町」と大きなアドバルーンを上げている以上、全ての先進地事例を俎上に上げ、対応が必要と思いますけれども、まず見解をお伺いいたします。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 小池議員より、教育環境の充実、ソフト面での対応につきましてご質問いただきました。

私も就任以来、通学バスの保護者負担の軽減や給食費の第3子以降の無償化などを実施し、教育環境や子育て環境の充実を図るための事業に真剣に取り組んでまいりました。

また、本議会でも上程させていただいておりますが、来年度からは高校生までの入院費用を含む医療費の無償化の実現に向け、現在準備を進めております。

今後も、先進地の事例なども参考にしつつ、「住み続けたいまち よしおか」の実現に向け、できることから一つずつ着実に取り組んでまいります。

なお、学校教育でのソフト面については、教育長より答弁をさせます。

議 長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） 私のほうからは、学校教育のソフト面に視点を当てて、実践していることについて説明をさせていただきます。

学校教育による学力保障についてということが、私はまず学校教育のソフト面で大事なことであると考えています。SDGsの目標でいえば、質の高い教育を全ての人という

ことに関連いたします。

家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子供たちの学力が保障され、社会の一員として自立し、その子らしさを存分に発揮して人生を歩んでいける力を育てることが重要だと考えています。その一つの方法として、ICTを活用し、その特徴を生かした教育活動の推進というのを挙げたいと思います。

議会の協力により、令和2年度、早期に整備した情報端末や学習支援ソフトを活用し、児童生徒一人一人が進んで学習に取り組む、互いの考えや意見を知って交流する、学習内容を深く理解できる。また、分からない内容を前の学年に戻って学習するなどの事業や、自学自習できる環境を整えることができていると考えます。

個に応じた対応ということで、工夫の例を挙げますと、町で導入している学習ソフトは、習熟度に合わせて自分に合った難易度の問題に学校内だけでなく家庭でも取り組むことができるようになっております。この特徴は、学習が苦手な児童生徒だけでなく、今までなかなかできなかった、より高いレベルの課題を欲する児童生徒にも手がかけられるということになります。学習塾に通わなくても学習できる方法を保障することにもつながるかと考えます。

また、教員側に立てば、個別最適な学習を推進する際、全ての子に画一的な到達や成果を求めるのではなく、単元の目標を実現する方向に児童を向かわせ、一人一人の成長ぶりを評価する指導観に転換していくためにも役立つと考えております。

このようなことを基本にして、教育のソフト面の充実を図っていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 質問しっ放しみたいになってしまいましたけれども、ちょっと時間がなくなったもので、次の問題はまた次回にしたいと思います。ありがとうございました。

議長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、13番小池春雄議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の会議で予定されておりました一般質問が全て終了しました。

---

散 会

議長（岩崎信幸君） 本日はこれをもって散会といたします。

午後2時02分散会

# 令和4年第3回吉岡町議会定例会会議録第4号

令和4年9月14日（水曜日）

## 議事日程 第4号

令和4年9月14日（水曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 委員会議案審査報告（総務産業・文教厚生 各常任委員長報告）  
〔第2～第8・第11～第24〕  
（委員長報告に対する質疑）
- 日程第 2 議案第46号 吉岡町特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例  
（討論・表決）
- 日程第 3 議案第47号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
（討論・表決）
- 日程第 4 議案第48号 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び吉岡町職員  
の互助団体に関する条例の一部を改正する条例  
（討論・表決）
- 日程第 5 議案第49号 吉岡町議会議員及び吉岡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関す  
る条例の一部を改正する条例  
（討論・表決）
- 日程第 6 議案第50号 吉岡町福祉医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例  
（討論・表決）
- 日程第 7 議案第51号 吉岡町自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条  
例  
（討論・表決）
- 日程第 8 議案第52号 吉岡町いじめ防止等のための組織に関する条例  
（討論・表決）
- 日程第 9 委員会議案審査報告（予算決算特別委員会委員長報告）〔第10〕  
（委員長報告に対する質疑）
- 日程第10 認定第 1号 令和3年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について  
（討論・表決）
- 日程第11 認定第 2号 令和3年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について  
（討論・表決）
- 日程第12 認定第 3号 令和3年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

(討論・表決)

日程第13 認定第4号 令和3年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

(討論・表決)

日程第14 認定第5号 令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

(討論・表決)

日程第15 認定第6号 令和3年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

(討論・表決)

日程第16 認定第7号 令和3年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

(討論・表決)

日程第17 認定第8号 令和3年度吉岡町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について

(討論・表決)

日程第18 議案第54号 令和4年度吉岡町一般会計補正予算(第4号)

(討論・表決)

日程第19 議案第55号 令和4年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第2号)

(討論・表決)

日程第20 議案第56号 令和4年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

(討論・表決)

日程第21 議案第57号 令和4年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

(討論・表決)

日程第22 議案第58号 令和4年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

(討論・表決)

日程第23 議案第59号 令和4年度吉岡町水道事業会計補正予算(第1号)

(討論・表決)

日程第24 議案第60号 令和4年度吉岡町下水道事業会計補正予算(第1号)

(討論・表決)

日程第25 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第26 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第27 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第28 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第29 予算決算特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第30 議会議員の派遣について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ



## 出席議員（13人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
8番	村越 哲 夫 君	9番	坂田 一 広 君
10番	飯島 衛 君	11番	平形 薫 君
12番	山畑 祐 男 君	13番	小池 春 雄 君
14番	岩崎 信 幸 君		

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総 務 課 長	高田 栄 二 君
企画財政課長	米沢 弘 幸 君	住 民 課 長	小林 康 弘 君
健康子育て課長	中島 繁 君	介 護 福 祉 課 長	永井 勇一郎 君
産業観光課長	岸 一 憲 君	建 設 課 長	笹 沢 邦 男 君
税務会計課長	中澤 礼 子 君	上 下 水 道 課 長	大澤 正 弘 君
教育委員会事務局長	高橋 淳 巳 君		

---

## 事務局職員出席者

事務局 長 福 島 良 一 主 事 岸 美 穂

## 開 議

午前9時30分開議

議長（岩崎信幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより、お手元に配付してあります議事日程（第4号）により会議を進めます。

本日は、委員会に付託した議案の委員長報告を議事日程第1と第9で予定しております。各委員長におかれましては、よろしく申し上げます。

---

### 日程第1 委員会議案審査報告（総務産業・文教厚生 各常任委員長報告）

議長（岩崎信幸君） 日程第1、委員会議案審査報告を議題とします。

総務産業・文教厚生の各委員会に付託した議案の審査報告で、議事日程第2から第8、第11から第24までの付託した議案について報告をお願いします。

なお、予算決算特別委員会に付託した議事日程第10の議案の審査報告は、議事日程第9で行います。

それでは、総務産業常任委員会富岡大志委員長、委員長報告をお願いします。富岡委員長。

〔総務産業常任委員会委員長 富岡大志君登壇〕

総務産業常任委員長（富岡大志君） 5番富岡です。

総務産業常任委員会の議案審査報告を行います。

9月1日に本会議にて議長より当委員会に付託されました議案について、9月9日午前9時30分より、役場2階大会議室において、委員全員、議長及び執行から町長、副町長、教育長、課局長、室長の出席の下審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

議案第54号 令和4年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出それぞれに関し、事項別明細書の款ごとに審査しました。

主な質疑答弁としては、歳入では、18款寄附金1項寄附金2目ふるさと納税1節ふるさと納税、企業版ふるさと納税では、企業版ふるさと納税の企業名と用途を問う質疑に、企業名と東京の足立区に本社があること、用途については、保育士等確保事業に充当するとの答弁などの質疑答弁がありました。

歳出では、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費3節職員手当等では、給与費の補正額の合計が幾らなのか、あわせて、燃料費、電気料の補正の合計を問う質疑がありました。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費12節委託料、生活困窮世帯向けリモート型学習支援委託料（コロナ関連）では、支援の具体的な内容を問う質疑に、講師と生徒さんの自宅をリモートでつないで、学力の向上や家庭学習の習慣づけを目的とした学習支援を行う事業となり、まずは少人数からスタートし、受験前の中学3年生から募集を始め、少人数で試験的に行い、不登校や家庭に事情がある児童生徒についても支援の手を広げていきたいと考えているとの答弁などの質疑答弁がありました。

同じく3款民生費1項社会福祉費8目老人福祉センター費12節委託料、老人福祉センター指定管理料について、また、5目学童保育事業費12節委託料、学童クラブ指定管理料については、減額の理由を問う質疑に、人事異動による人件費の減額によるものが主であるとの答弁がありました。

8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費12節委託料、道路排水実施設計及び河川占用許可申請書作成業務委託料では、どのような工事なのかとの質疑に、冠水が頻繁に起こる道路への対策として排水路の整備を行うもので、今回のこの補正においては2か所を想定しているとの答弁などの質疑答弁がありました。

8款土木費4項都市計画費2目都市施設費14節工事請負費、遊具設置工事（上野田ふれあい公園）では、増額の内容や工事完了予定を問う質疑に、老朽化し危険であるという判定が出たため令和2年度に撤去した木製の複合遊具の代わりとなる遊具の設置で、補正については、ワークショップでの意見を基にしたベンチ付きのパーゴラ施設などの設置と遊具の原材料高騰に対応するためのものである。また、できれば年度中に設置と考えているとの答弁などの質疑答弁がありました。

10款教育費6項給食センター費1目給食センター費13節使用料及び賃借料、給食センター用地借地料では、その増額理由を問う質疑に、給食センターの敷地について、地籍調査の結果、面積が200平米ほど増えたことによるものとの答弁がありました。

以上が主な質疑答弁です。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第46号 吉岡町特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例については、減額前の特別職の給与額を確認する質疑答弁がありました。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第47号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、条文の表現について確認する質疑答弁がありました。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第48号 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び吉岡町職員の互助団体に関する条例の一部を改正する条例は、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第49号 吉岡町議会議員及び吉岡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例については、単価が上がった理由を問う質疑に、公職選挙法施行令の一部を改正する政令による単価の見直しによるもので、物価変動に対応するための改正との答弁。また、住民への周知への質疑に、10月号の広報に掲載する予定で準備をしており、併せてホームページでお知らせをしていく、分かりやすく表などを用いて表現したいとの答弁がありました。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第51号 吉岡町自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例については、その内容を問う質疑に、建築基準法で管理されていないおおむね500平米以上1,000平米未満に抑えてしまう太陽光発電が多いので、これらを網羅するために制定するもの。また、山林や景観地区の太陽光発電の比率を抑制するものとの答弁などの質疑答弁がありました。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

認定第7号 令和3年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定については、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

認定第8号 令和3年度吉岡町下水道事業会計利益の処分及び決算認定については、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第59号 令和4年度吉岡町水道事業会計補正予算(第1号)は、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第60号 令和4年度吉岡町下水道事業会計補正予算(第1号)については、水道下水道事業会計について、もっと分かりやすい形式を用いて説明できないかとの質疑で、今回の決算より、備考欄で一般会計に近い形で分かりやすいように表記しているとの答弁がありました。審査の結果、議案適正と認め、全会一致で可決です。

以上をもって報告とさせていただきます。

議長(岩崎信幸君) 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(岩崎信幸君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

富岡委員長、自席へお戻りください。

続きまして、文教厚生常任委員会村越哲夫委員長、委員長報告をお願いします。村越委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 村越哲夫君登壇〕

文教厚生常任委員長(村越哲夫君) 文教厚生常任委員会からの報告を行います。

文教厚生常任委員会では、9月1日、本会議において議長より付託された議案11件について、9月12日月曜日午前9時30分より、委員会室において、委員全員6名、議長、

執行側から町長、副町長、教育長、関係課長、局長、室長の出席の下審査をいたしましたので、結果を報告いたします。

議案第50号 吉岡町福祉医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例について、医療費の一部を支給する対象者の年齢を拡大することによる医療費の増額見込みに対して、約2,000万円程度の歳出の増額を見込んでいるとのことでした。また、今まで入院費を一部支給していた16歳から18歳までの者に対しての入院費支給額はどの質疑について、令和3年度はゼロでしたということで、質疑、また内容を審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決しました。

議案第52号 吉岡町いじめ防止等のための組織に関する条例について、いじめの防止と対策は、発生事象をいかに取り上げ、検討協議等をしていくことが大事、この点についてどのように取り組むかの質疑について、今までもいじめ対策委員会を設置して取り組んできた。条例の中の3章が整うと、一層いじめ対策が充実すると思われています。その3章の中で、第1章は総則でございました。第2章は吉岡町いじめ問題対策連絡協議会、第3章は吉岡町いじめ問題対策専門委員会、第4章として吉岡町いじめ問題再調査委員会、以上が3章とのこと。現在では児童生徒が嫌な思いを感じたらいじめとして捉えることが学校内の共通認識としてできている。月1回、子供たちからの申出調査を行っており、先生、保護者からの情報も吸い上げ、事象をしっかりと捉えている。拾い上げているいじめはどのくらいあるのかの質疑について、いじめ件数は、毎月3件から5件程度発生しているとのことでした。また、いじめの申告や情報を的確に取り上げられるのかとの質疑について、いじめ問題解決の最大の懸案は被害者の思いが学校及び教育委員会に十分に伝わらないことと捉えている。本条例は現在の仕組みを超えて、一層強固な体制が取れると思っております。また、いじめ事象解決の専門委員会は5人だが、欠席者がいるときなどには少数で大切な事柄も決定がなされてしまう心配がある、また定員が少な過ぎないのかの質疑に対して、出席者は少人数とならないように配慮していくとのことでした。また、条例の内容は必要に応じて検討していくことにしたいということでございます。また、ヤングケアラーからの相談など、貸与されているタブレット端末を使用する方法は周知され実施されているのかの質疑について、タブレット端末を使用する方法は既に実施されている。学校では子供たちをはじめ保護者にも十分連絡しているとのことございまして、審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決しました。

認定第2号 令和3年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について、給食費の未納入金の納付対策の質疑に対して、支払い能力の有無にかかわらず納入は本人の申出のみが現状とのこと。弁護士を通じて納入要請するなど、未納入金回収の実績が上がっている例もあるということで、今後も続けていくとの説明がありました。審査の結果、原

案適正と認め、賛成多数で認定されました。

認定第3号 令和3年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、国民健康保険税の不納欠損額がどのような状況なのかの質疑に対して、生活困窮者、所在者不明、所有財産なしなどの人で、現状では税の納付は望めない状況とのことをごさいます。審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で認定されました。

認定第4号 令和3年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、貸付事業収入の収入未済額の状況の質疑に対して、返済要請は送付しているが返済に依じていただけない状況、貸付金の徴収は財産状況を調査し滞納整理しているとのことです。また、全ての未返済者に返済通知書は届いているのかの質疑に対して、宛先不明者、相続人不明者などがあり、返済要請が送付できない人もいるとのことをごさいます。未返済者の整理はどのように解決していくのかの質疑に、返済に依らない人もいるが、相続人の調査をし、粘り強く返済要請をしていくとのことでした。以上の質疑のほか、内容の審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で認定されました。

認定第5号 令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、介護保険料の収入未済額に関しての状況はとの質疑に、滞納者の状況は所有財産なし、生活保護者、居住実態なし、死亡、差押え不能とのことをごさいます。収入未済額が令和2年度に比べ大きく減少しているが理由はとの質疑に対して、戸別訪問、電話連絡などで、納入要請に力を入れた結果とのことでした。以上の質疑のほか、内容の審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で認定されました。

認定第6号 令和3年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の結果、原案の適正と認め、賛成多数で可決されました。

議案第55号 令和4年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第2号）については、審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決しました。

議案第56号 令和4年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決しました。

議案第57号 令和4年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については、審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決しました。

議案第58号 令和4年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）については、審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決しました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告といたします。

なお、これは文教厚生常任委員会の要望についてでございますが、委員会の協議によりまして要望事項が決まりましたので、お伝えいたします。

1. コロナワクチン接種の適切な対応、また町独自の貸付けと給付等及び小中高校生の

就学助成金の支援を求める。

2として、児童生徒が生理用品をプライバシーに配慮した方法で自由に使用できる支給を求める。

3として、育児休業の保育要件の緩和を求める。

4として、通学バス無料化の方向で検討を求める。

5として、給食費、幼児教育・保育費の無料化を求める。

6として、奨学金制度の創設を求める。

7として、子供の貧困の実態調査を早急に求めるということで決まりました。

以上で報告とします。

議長（岩崎信幸君） 委員長報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） お願いなんですけれども、今の要望事項についてプリントを配っていただければありがたいなと思っております。継続審査は配付されていますけれども、要望事項が配付されていないものですから、要望事項もできれば配付していただければありがたい。それだけです。後でいいですから、お願いします。以上です。

議長（岩崎信幸君） 委員長、それに対して、よろしいですね。（「はい」の声あり）ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。村越委員長、自席へお戻りください。

---

## 日程第2 議案第46号 吉岡町特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第2、議案第46号 吉岡町特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第46号 吉岡町特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第46号は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

---

**日程第3 議案第47号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例**

議長（岩崎信幸君） 日程第3、議案第47号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第47号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第47号は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

---

**日程第4 議案第48号 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び吉岡町職員の互助団体に関する条例の一部を改正する条例**

議長（岩崎信幸君） 日程第4、議案第48号 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び吉岡町職員の互助団体に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第48号 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び吉岡町職員の互助団体に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第48号は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。



---

**日程第5 議案第49号 吉岡町議会議員及び吉岡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例**

議長（岩崎信幸君） 日程第5、議案第49号 吉岡町議会議員及び吉岡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第49号 吉岡町議会議員及び吉岡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第49号は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

---

**日程第6 議案第50号 吉岡町福祉医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例**

議長（岩崎信幸君） 日程第6、議案第50号 吉岡町福祉医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第50号 吉岡町福祉医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第50号は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

---

**日程第7 議案第51号 吉岡町自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例**

議長（岩崎信幸君） 日程第7、議案第51号 吉岡町自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第51号 吉岡町自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第51号は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

---

#### 日程第8 議案第52号 吉岡町いじめ防止等のための組織に関する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第8、議案第52号 吉岡町いじめ防止等のための組織に関する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第52号 吉岡町いじめ防止等のための組織に関する条例を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第52号は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

---

#### 日程第9 委員会議案審査報告（予算決算特別委員長報告）

議長（岩崎信幸君） 日程第9、委員会議案審査報告を議題といたします。

それでは、予算決算特別委員会飯島委員長、委員長報告をお願いします。飯島委員長。

〔予算決算特別委員会委員長 飯島 衛君登壇〕

予算決算特別委員長（飯島 衛君） 10番飯島です。

予算決算特別委員会委員長報告を行います。

去る9月1日、本会議におきまして当委員会に付託されました、認定第1号 令和3年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について、9月6日から8日の3日間にわたり、午前9時30分より大会議室において、執行より町長、副町長、教育長、関係課長、局長、室長、議長、委員全員の出席の下、慎重に審査を行いましたので、報告いたします。

6日より、歳入歳出の款項目の目ごとに審査しました。

歳入では、町税について、滞納差押えなどに多くの質疑がありました。土木使用料では、本宿団地の空室状況、リフォームの進捗状況やアスベストに関して質疑がありました。民生費県委託金では、老人クラブへの助成事業や老人クラブの減少について質疑がありました。農林水産業費県委託金では国有農地の一覧表を、財産貸付収入では町有財産賃貸料の資料の提出を求めました。ふるさと納税では、企業版ふるさと納税で4社とのことでした。

歳出では、一般管理費で、職員数や将来の人件費について多くの質疑があり、再任用職員と短時間職員の人数などの資料の提出を求めました。財産管理費の除草作業委託料では、除草業務の一元化の取組などの質疑があり、各課が受け持っている除草箇所の一覧表の提出を求めました。老人福祉費では、シルバー人材センターの会員数や女性会員の増員について、また、配食サービスについても多くの質疑がありました。学童保育事業費では、明治第2学童クラブの定員などに質疑があり、定員160名で142名の利用とのことでした。塵芥処理費では、委託先の所有車両の台数や随意契約に関しての質疑がありました。観光費では、温泉施設改修工事で、ポンプの故障について保証期間などの質疑がありました。都市施設費では、城山みはらし公園の補修工事について多くの質疑がありました。無線放送施設設置事業費では、防災無線の設置率や若い世代の設置について質疑がありました。文化財保護調査費では、文化財映像作成及び配信について多くの質疑がありました。給食センター費では、調理業務委託料で、庁内職員の人数の推移などに質疑がありました。

最終日には総括質問を行い、審査の結果、賛成多数で認定可決されました。

なお、当委員会では、審査の過程で課題となった事案に対して要望書を提出することと決定いたしました。

来年度の決算の決算書の作成及び令和5年度当初予算編成に関する要望書。

1. 新型コロナウイルス感染症対策及び町独自の支援策を図られたい。
2. ふるさと納税の強化充実を図られたい。
3. 決算書の説明資料のさらなる改善を図られたい。
4. タクシー運賃等助成事業について、利用者の拡大と利用改善を図られたい。
5. 地域福祉交流拠点施設の西部地区の設置と有効活用のための人員配置、施設で実施する事業の拡大を図られたい。
6. 除草作業の担当部署を一本化し、委託を指名競争を原則として徹底すること。

7. 委託料と契約の適正化（随意契約も含む）。
  8. SDG s の推進を図られたい。
  9. 町道の整備の推進を図られたい。
  10. 学童保育の入所条件の緩和を図られたい。
- 以上の要望書は、議員皆様に配付したいと思います。
- 以上、委員長報告といたします。

議長（岩崎信幸君） 委員長報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

飯島委員長、自席にお戻りください。

---

#### 日程第10 認定第1号 令和3年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について

議長（岩崎信幸君） 日程第10、認定第1号 令和3年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第1号 令和3年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定についてを委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、認定第1号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

---

#### 日程第11 認定第2号 令和3年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（岩崎信幸君） 日程第11、認定第2号 令和3年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第2号 令和3年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定についてを委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、認定第2号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

---

## 日程第12 認定第3号 令和3年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（岩崎信幸君） 日程第12、認定第3号 令和3年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第3号 令和3年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、認定第3号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

---

## 日程第13 認定第4号 令和3年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（岩崎信幸君） 日程第13、認定第4号 令和3年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第4号 令和3年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いてを委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、認定第4号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

---

#### 日程第14 認定第5号 令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（岩崎信幸君） 日程第14、認定第5号 令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第5号 令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、認定第5号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

---

#### 日程第15 認定第6号 令和3年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（岩崎信幸君） 日程第15、認定第6号 令和3年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第6号 令和3年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、認定第6号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

---

#### 日程第16 認定第7号 令和3年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

議長（岩崎信幸君） 日程第16、認定第7号 令和3年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第7号 令和3年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、認定第7号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

---

#### 日程第17 認定第8号 令和3年度吉岡町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について

議長（岩崎信幸君） 日程第17、認定第8号 令和3年度吉岡町下水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第8号 令和3年度吉岡町下水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、認定第8号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

---

#### 日程第18 議案第54号 令和4年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）

議 長（岩崎信幸君） 日程第18、議案第54号 令和4年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第54号 令和4年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第54号は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

---

#### 日程第19 議案第55号 令和4年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第2号）

議 長（岩崎信幸君） 日程第19、議案第55号 令和4年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第55号 令和4年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第2号）を委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第55号は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

---

#### 日程第20 議案第56号 令和4年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議 長（岩崎信幸君） 日程第20、議案第56号 令和4年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。



お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第56号 令和4年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第56号は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

---

## 日程第21 議案第57号 令和4年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議長（岩崎信幸君） 日程第21、議案第57号 令和4年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第57号 令和4年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

---

## 日程第22 議案第58号 令和4年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議長（岩崎信幸君） 日程第22、議案第58号 令和4年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第58号 令和4年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第58号は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

---

### 日程第23 議案第59号 令和4年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）

議長（岩崎信幸君） 日程第23、議案第59号 令和4年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第59号 令和4年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）を委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第59号は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

---

### 日程第24 議案第60号 令和4年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第1号）

議長（岩崎信幸君） 日程第24、議案第60号 令和4年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第60号 令和4年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第1号）を委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第60号は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

---

日程第25 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第26 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第27 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第28 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第29 予算決算特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（岩崎信幸君） 日程第25から第29までの委員会の閉会中の継続調査について、吉岡町議会会議規則第35条により一括議題にし、採決はそれぞれ分離して行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、一括議題と決しました。

各委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各委員会委員長から、吉岡町議会会議規則第71条の規定により、お手元に配りました調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

これより、この申出5件を分離して採決します。

まず、議会運営委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、総務産業常任委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、文教厚生常任委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、議会広報常任委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、予算決算特別委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

---

### 日程第30 議会議員の派遣について

議長（岩崎信幸君） 日程第30、議会議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付してあるとおり、議員研修のため議会議員を派遣することにご異議ございませんか。小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 3番目にある議員の派遣というか、何というの、これは初めて見たんだけども。

議長（岩崎信幸君） どれですか。（「3番目。初めて見たんだよ」の声あり）派遣のほうの3番目ですね。これは……（「議員さん集まったらこういうふうにしたんだってちゃんと協議して、それで、どこの委員長とかどう派遣するという、そういう話があって、そんなこと言っていないじゃない」の声あり）

これに対してお答えします。

今回、3番目の相馬市表敬訪問に関しましては、目的が相馬市の表敬訪問となっております。福島県相馬市になりますので、これは予定として令和4年10月17日の1日間ということで、今回の派遣議員に関しては、議長及び議会運営委員会委員長、そして総務産業常任委員会委員長という形になっておりますが、一応、これに対しては本当の表敬訪問で、これから対するいろいろと協議をする形になっておりますので、そこら辺の意見交換会と言っていい形となっておりますので、一応そこら辺の了解を求めたいと思っております。（「議長、了解を求めらんだったら、大事なことなから、しっかりしかるところでちゃんと協議しないと駄目ですよ。別にしなきゃ」の声あり）

議長（岩崎信幸君） 暫時休憩します。

午前10時25分休憩

---

午前11時02分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

先ほど、日程第30、議会議員の派遣についてを議題といたしましたが、議員派遣につきましては、一度破棄させていただきます。日程第30で、改めて議会議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付してあるとおり、議員派遣のため議会議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、配付のとおり、議会議員を派遣することに決しました。

---

## 町長挨拶

議 長（岩崎信幸君） 以上で本日の日程が全て終了しました。

閉会の前に、町長の発言の申入れを許可します。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

猛暑に見舞われた今年の夏も白露を迎え、空も幾分高くなり、朝夕に秋の訪れを感じる今日この頃であります。暑さとともに猛威を振るった第7波とも言われる新型コロナウイルス感染症の感染状況も、やや一段落したように思われます。

幸い、昨年や一昨年のような大規模な風水害が発生したニュースには接しておりませんが、ゲリラ豪雨や局地的な突風、降ひょうの被害は相次いで報告されているところでもあります。

吉岡町でも、土砂災害や水害等に備えた対応を念頭に置き、新たな視点で危険箇所見回り等の強化などを通じ、風水害をはじめとする防災対策に努めなければならないと思っております。

さて、本定例会の中で審議いただきました議案、認定及び同意案件につきまして、いずれも承認及び認定、可決いただき、誠にありがとうございました。

令和3年度の決算認定に当たりまして、議員の皆さん方からたくさんのご意見をいただきました。

本年度は第6次総合計画の初年度でもあります。今後の町政運営において、実施計画におけるローリングにより、いただいた意見をできる限り反映させてまいりたいと考えております。そして、本会議における各議案審議の過程及び一般質問の中で賜りましたご指摘、ご意見に対しましても同様に、町政執行の中で留意してまいりたいと思っております。

近年、補正予算等、臨時議会をお願いする機会が増えております。それだけ、年度当初に想定できなかった突発的な情勢変化が増えているということではありますが、国では、臨時国会において円安やウクライナ情勢における資源調達困難による経済対策というより、新しい資本主義の具現化に向けた臨時補正予算が検討されているようであります。

したがいまして、情勢変化や情報提供、その他急を要する施策展開の必要性等で議員皆様方にお集まりいただくことも想定されます。今後とも、議員各位の格別なるご協力をお

願ひ申し上げます。

結びに、議員皆様に当たりましては、くれぐれも健康には十分ご留意の上、ご活躍くださいますようお願い申し上げます、閉会に当たりましての挨拶に代えさせていただきます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

---

## 閉 会

議長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、令和4年第3回吉岡町議会定例会を閉会します。

午前11時07分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 岩 崎 信 幸

吉岡町議会議員 山 畑 祐 男

吉岡町議会議員 小 池 春 雄